

# 第 31 回人権理事会公式文書

房野 桂 翻訳

## 人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/31/3)

### I. 序論

1. 総会決議 48/141 に従って提出される本報告書は、事務総長の「戦略枠組」のプログラム 20 と 2014 年から 2017 年までの「OHCHR 管理計画」で明らかにされたテーマ別優先事項に導かれて、2014 年 12 月から 2015 年 11 月までの国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動の全体像を示すものである。

2. 2015 年 11 月 1 日現在、OHCHR は、ブルンディとソウル<sup>1</sup>の新事務所を含め、64 の現地駐在を支援し、2015 年末までにホンデュラスに事務所を設立するためにホンデュラス政府との協定に署名した。コソヴォ<sup>2</sup>とトーゴの事務所は、2015 年前半に閉鎖された。

3. 検討期間中に、国連高等弁務官事務所は、米国、チュニジア、ブルンディ、韓国、中央アフリカ共和国、英国、スイス、スウェーデン、メキシコ及びブラジルを訪問した。事務総長を団長とする代表団の一部として、中央アジア、アイルランド及びナイジェリアへのミッションを行うことに加えて、人権副高等弁務官はコロンビアを訪問し、人権事務総長補は、アフガニスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ソマリア及び南スーダンを訪問した。

4. 2015 年に、国連は、持続可能な開発、災害危険削減及び気候変動の食い止めのための国際協力のための基礎を築く 4 つの主要な首脳会合でその 70 周年を祝い、資金を利用できるようにすることにコミットした。これら首脳会合は、世界的問題への解決策を明らかにするために協力する国際社会の能力を示し、人権が、持続可能な開発の柱を構成するものとして広く認められていることを説明した。

5. 同時に、人権侵害は変わらずに継続した。しばしば根深い差別、排除の積年のパターン及び自由の欠如から生じる増加する紛争と暴力の状況が、世界の多くの部分で継続して出没した。この惑星全体の多くの場所で、人種主義とヘイト・スピーチが増加し、しばしば政治にまで入り込んだ。

6. 2015 年に、政府間機関からの新しいマンデートは、特に「人権アップ・フロント」イニシアティブが要請していることから生じるものが安全保障、開発及び人道分野への国連システム・パートナーとの強化されたかかわりが追加の努力を要請しているが、OHCHR が技術支援を監視し、捜査し、報告し、増加することを要請した。このような要求は、複雑な人権課題の状況で、事務局が適切にそのマンデートを果たすことができるように、OHCHR の資金を増額する必要性を強調している。

### A. 国際人権メカニズムの強化

7. 本部においても現地においても、人権メカニズムと OHCHR の作業は、防止、早期警告及び保護努力に貢献した。保護を強化するために、規範的枠組みを拡大する方法が、継続して探求された。

8. 根強い資金の制約にもかかわらず、OHCHR は、すべてのメカニズムに支援を提供し、それらの間の協力を強化することを求めた。世界指標と世界地図の編集を通して、OHCHR は、各国のコミットメントに関する情報と国際人権メカニズムとの協力をよりアクセスできるものことに貢献した<sup>3</sup>。国際人権メカニズムとの協働で、OHCHR によって開発された人権指標の方法論は、人権メカニズムの勧告

<sup>1</sup> 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況の監視と文書化を強化するために、人権理事会によってマンデートを与えられた通り。

<sup>2</sup> コソヴォへの言及は、安全保障理事会決議 1244 号(1999 年)の状況で、コソヴォの地位に対する偏見なく理解されることになっている。

<sup>3</sup> <http://indicators.ohchr.org> を参照。

の実施における基本的なツール及び好事例としてますます認められるようになった。OHCHR は、エルサルバドル、グアテマラ、ホンデュラス、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン及びテュニジアを含めた多くの国々で、国内の利害関係者のための指標に関する訓練を行った。

## 1. 条約機関

9. 2015 年に、総会決議 68/268 の下で認められた追加の会議時間から利益を得て、OHCHR は、173 本の締約国の報告書の条約機関による検討、160 以上の個人通報に関する見解と決定の採択及び拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の防止に関する小委員会による 8 カ国の国別訪問を促進した。その結果、ほとんどの委員会が報告書の積み残しを減らした。簡素化された報告手続もすべての委員会によって採択された。

10. 経済的・社会的・文化的権利に関する委員会は、個人通報に関するその初めての見解を採択し、子どもの権利委員会は、その通報手続きの下で、その初めての苦情を受領した。

11. 登録された個人通報の数は、2013 年の 170 件から 2015 年には 250 件に増加し、一方、「すべての人々の強制失踪からの保護のための国際条約」の緊急行動手続の下での登録された要請の数は、2014 年の 50 件から 2015 年には 200 件へと 4 倍になった。人権侵害を申し立てる個人による人権機関の積極的利用は良好ではあるが、長期にわたる遅れを避けるための適切な資金と釣り合っている必要がある。OHCHR は、オンラインの条約機関判例法データベース(<http://juris.ohchr.org/>)を開始し、すべての条約機関会期のウェブキャスティングを確保するために活動した。

12. コスタリカで開催された第 27 回年次会議で、条約機関の議長たちは、米州人権機構との協力強化のための提案を策定し、条約機関制度の今後に関する学術的反省プロセスのコスタリカによる呼びかけを歓迎した。議長たちは、「脅しと報復に対するガイドライン」(「サンノゼ・ガイドライン」)も支持し、すべての条約機関による採択を勧告し、条約機関の中にはその間にこれを行ったところもある。

13. OHCHR は、40 カ国以上での国内レベルの活動を伴って、総会決議 68/268 を通して生み出された条約機関の能力開発プログラムを展開した。報告とフォローアップのための国内メカニズムに関する調査と実際のガイドが開発された。政府の役人のための初めての小地域での訓練者のための訓練行事は、太平洋(サモアで)とカリブ海と英語を話す米州(バルバドス)で行われた。

14. OHCHR は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の 15 周年と「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」採択 25 周年を祝った。人権高等弁務官は、「私たちの権利、私たちの自由、いつでも」というスローガンの下で 2 つの条約の 50 周年の 1 年にわたる祝賀を開始した。

## 2. 人権理事会

15. 2015 年に、人権理事会によってマンデートを与えられた通り、OHCHR は、3 つの諮問委員会を継続して支援し(シリア・アラブ共和国、パレスチナ被占領地及びエリトリアに関する諮問委員会)、ボコ・ハラムの虐待のみならず、スリランカ、イラク及びリビアに関する捜査と事実確認ミッションを行い、南スーダンへの人権評価ミッションを行った。事業上の課題にもかかわらず、結果として出てきた報告書は、独立した公平で権威のある関係を示している。

16. OHCHR は、死刑、気候変動、テロリズムが人権と基本的自由の享受に与える影響、一方的強制措置、子どもの権利、女性の権利、すべての女兒の教育への権利、全世界での人種差別、グッド・ガヴァナンスへの人権の取組及び「先住民族世界会議」のフォローアップを含め、パネル討論を開催した。2015 年 9 月の人権理事会の作業へのジェンダーの視点の統合に関する年次討論は、ジェンダー同数に重点を置いた。初めて、世界の麻薬問題が人権に与えるインパクトが、パネルのテーマであった。OHCHR は、例えば、「武器取引条約」への人権基準の適用に関するサイド・イベントもいくつか開催した。

17. 人権理事会は、移動者の人権に関する強化された意見交換対話及びポスト 2015 年の開発アジェンダに関する折衝の状態に関する対話を開催し、副事務総長と高等弁務官との非公式会話を開催した。

18. 「人権理事会の作業への後発開発途上国と小島嶼開発途上国の参画支援任意技術支援信託基金」は理事会会期への 18 カ国の政府役人の参画をカバーした。

### 3. 特別手続

19. 人権理事会は、2 つの新しいテーマ別特別手続マンデートを設立した: つまり、白皮症の人々による人権の享受とプライバシーへの権利に関する特別手続マンデートである。この決定は、OHCHR が支援する特別手続きマンデートの数を 55 にした(41 がテーマ別、14 が国に特化した状況)。

20. 2014 年 12 月 1 日から 2015 年 11 月 30 日まで、OHCHR は、60 カ国と領土への特別手続マンデート保持者による 83 の国別訪問を支援した。マンデート保持者たちは、157 名の女性を含めた少なくとも 810 名の個人をカバーする 122 カ国に宛てて、総計 524 の通信を出した(439 は合同通信であった)。2015 年には、特別手続きマンデート保持者たちは、人権理事会に 130 を超える報告書を提出し、総会には 19 の報告書を提出し、300 を超えるニュース・リリースと公的ステートメントを出した。

21. 特別手続調整委員会を通して、また、個人的に、OHCHR の支援を得て、マンデート保持者たちは、人権理事会の作業に参加し、「持続可能な開発目標」を含めた「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に貢献し、気候変動、難民と移動者の状況、非国家行為者を規制し、説明責任を確保するますます増加する必要性に関連するアドヴォカシーを行った。

22. 加盟国による協力は、そのマンデートを果たすマンデート保持者の能力にとって極めて重要である。高等弁務官は、常に訪問を要請している国の数が 115 カ国(オブザーヴァー国を含め)に増えたことを嬉しく思っている。数年にわたって、165 カ国が(86.5%)国別訪問の要請を受け入れ、少なくとも一人の特別手続マンデート保持者によって訪問を受けた。

### 4. 普遍的定期的レビュー

23. 普遍的定期的レビューの第 2 回サイクルは、前回サイクル以来遂げられた進歩に重点を置いて、予定通り、全 42 カ国の参加を得て継続した。国々は、勧告の実施の状況と関連する課題に関して中間報告書を提出した。

24. OHCHR は、普遍的定期的レビューに関する作業部会の会期への 21 名の代表者(参加者またはオブザーヴァーとして)の旅費に資金提供することによって、財政・技術支援任意信託基金を通して検討中の各国を支援した。OHCHR は、バルバドス、ブラジル及びフィジーにおける 3 つの地域ワークショップへの 30 カ国からの 97 名の参加も促進した。列国議会同盟及び国際フランス語圏団体とのパートナーシップは、説明会、訓練、地域セミナーを通して、普遍的定期的レビュー・プロセスに対する議員の意識とかわりを強化した(14 名の代表者の参加に資金提供することにより)。

25. 理事会が、国のフォローアップ制度とプロセスを強化するよう各国に奨励している人権理事会決議 30/25 に従って、OHCHR は、財政・技術支援任意信託基金を通して、常設の省庁間構造と国内の実施計画の開発と目的追求のためのデータベースの強化を継続して支援した。好事例の文書化の強化は、技術協力の要請が増えるという結果となった。これは、任意信託基金の資金提供基盤が需要の高まりに応えるために拡大される必要があることを意味する。

### 5. 国際法の漸進的開発

26. 2015 年 9 月に、恣意的拘禁に関する作業部会は、OHCHR の支援で策定された、手続を裁判所に出すための自由を奪われた人の権利に関する救済策と手続に関する基本原則とガイドラインを、要請に基づいて人権理事会に提出した。OHCHR は、2 つの条約機関によって合同で採択されるこの種の初めてのテキストである有害な慣行に関する合同一般勧告第 31 号/一般コメント第 18 号を作成する際に、女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会を支援した。OHCHR は、女性の難民の地位、亡命者、国籍、無国籍のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第 32 号(2014 年)の作成において女子差別撤廃委員会を支援した。OHCHR は、宣言案を準備する際に、人権と国際連帯に関する独立専門家も支援した。

27. OHCHR は、民間の軍事・安全保障会社の規制、監視、監督、農山漁村地域で働く農夫及びその他の人々の権利、高齢者の人権、人権に関する多国籍企業及びその他の企業に関するものを含めた国際規制枠組の策定を検討する任務を負っている政府間作業部会を支援した。

## 6. 人道基金

28. 2015 年に、国連拷問被害者任意基金は、80 カ国以上の国々で、57,000 名を超える被害者のための救済策とリハビリテーションを支援するために、総計 710 万ドルの助成金を授与した。基金は、シリア・アラブ共和国での紛争を逃れてくる被害者とハンガリーとセルビアの難民に、ブルンディ、ヨルダン、イラク及びウクライナで支援を提供するプロジェクトのために緊急助成金を通して直接的支援を放出した。基金は、緊急状況での被害者のリハビリテーションとその長期的ニーズに関する専門の実践家とのワークショップを開催した。

29. 2015 年に、現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金は、財政的制約にもかかわらず、35 カ国での 44 のプロジェクトを通して 3 万名の被害者を支援した。ひどい財政状況にもかかわらず、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」の「選択議定書」によって設立された特別基金は、拷問防止に関する制度的能力を強化するために 5 カ国でのプロジェクトに資金提供した。

## B. 平等を高め差別と闘う

### 1. 移動者の差別

30. 経由国と目的国にいる難民を含めた移動者は、世界・地域・国レベルでの人権に基づく長年の理にかなった移動ガバナンスの欠如に対して、今、代価を払っている。従って、OHCHR は、アドヴォカシーを通し、世界移動グループ移動・人権・ジェンダー作業部会の共同議長を務め、移動と開発世界フォーラムを支援することにより、移動に関する世界的討議に人権の視点を統合することを求めてきた。高等弁務官は、移動危機に関して前進の道を討議するために、国連難民高等弁務官、国際移動機関事務局長及び国際移動と開発に関する事務総長特別代表とかがわってきた。10 月に出されたステートメントの中で、高等弁務官は、欧州連合とその加盟国に、法律の施行を現代の移動の課題に対する万能薬として見ることを止めるよう要請した。

31. OHCHR は、地中海で密輸と闘う責任を有する欧州海軍の職員に訓練を提供した。他とのバーナーシップで、OHCHR は、移動者の人権に関してテュニジア人の役人を訓練した。2015 年 3 月には、OHCHR は、1 つは移動者の経済的・社会的・文化的権利に関して、もう一つは密室で：非正規の状況にある移動家事労働者の人権の保護と推進と題する 2 つの出版物を出し、2 つ目の出版物に関するセミナーを開催した。2015 年 9 月に、OHCHR は、身分証明書を持たない女性移動家事労働者の状況に光を当てる短いドキュメンタリー映画を開始した。

### 2. 人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連する不寛容

32. 2015 年は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の 50 周年であるが、人種差別と外国人排斥は、悲しいことに、依然として世界中に広がっている。あまりにも頻繁に、ヘイト・スピーチやヘイト犯罪が、人種的、宗教的、民族的マイノリティに向けられている。報告期間中に、高等弁務官は、欧州連合のいくつかの国々での移動「危機」に応じて、外国人排斥的・反ムスリムの考えをますます非難し、米国での法律施行、刑事司法及びその他の領域でのアフリカ系アメリカ人に対する根強い差別と人種的偏見に注意を引いた。2015 年 12 月に、ブラジルで、高等弁務官は、承認、正義、開発というテーマに重点を置く機会となる国際アフリカ系の人々の 10 年(2015 年から 2024 年まで)の初めての地域会議を開会した。OHCHR は、参加型プロセスを通して、人種的プロフィール分析を監視し、文書化するためのガイドラインを開発した。OHCHR は、メディアにおける憎悪の煽動と差別を防止し、これと闘うという問題に関して、ロシアとウクライナのジャーナリストとの初めてのワークショップを開催した。

33. OHCHR は、スポーツを通して、人種主義と差別に関連する問題に対処することを求めた。ロシア連邦、国際サッカー協会連盟及び市民社会団体との協働で、OHCHR は、2018 年のワールド・カップとそれ以降を期待して課題に対処するために、2 つのイベントを開催した。

### 3. 先住民族またはマイノリティの状態を根拠とした差別

34. 2014 年の先住民族世界会議の成果文書のフォローアップとして、OHCHR は、国及び国際レベルでの意思決定への先住民族の包摂を継続して推進し、促進した。例えば、OHCHR は、システム全体にわたるフォローアップ行動計画の準備を支援した。コロンビアとパラグアイでは、OHCHR は、訓練を通し、特別プロトコールの開発を支援することにより、先住民族の参画を高めることに貢献した。

35. 人種差別とマイノリティ保護に関する国連ネットワークの枠組内で、OHCHR は、2015 年にフィリピンとフィジーで国連国別チームを訓練した。

36. 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国では、OHCHR は、差別に対する教育ウェブサイトの創設を支援し、オンラインの苦情申し立てファシリティを設立する際に、国内反差別委員会を支援した。セルビアでは、OHCHR は、ロマ人社会の社会的包摂を目的とする新しい国内戦略に貢献した。

37. マイノリティと先住民族のフェロシップ・プログラムを含め、様々なイニシアティブを通して、OHCHR は、本国で、また国際フォーラムでその権利を主張するマイノリティと先住民族の能力を強化した。2015 年に 30 歳となった国連先住民族任意基金は、国際人権活動への先住民族代表者の参加を促進する際に、継続して重要な役割を果たした。

### 4. ジェンダー平等と女性の権利

38. 2015 年 9 月 15 日に、高等弁務官は、「ジュネーヴ・ジェンダー・チャンピオン」<sup>4</sup>になるとの誓約を発表し、とりわけ、それぞれの現地訪問中に、少なくとも 1 つの女性団体に会うことを公約した。「北京行動綱領」の 20 周年に当たって、OHCHR は、女性人権擁護者との公共の連帯を奨励して、女性人権擁護者の 12 のビデオ・プロフィールと一つのソーシャル・メディア・コンポーネントを呼び物とするメディア・キャンペーンを指導した。OHCHR は、国連パートナーと共に、ジェンダー関連の殺害と闘うための国連の支援についての小冊子を出版し、性と生殖に関する健康と権利に関する情報シリーズを開始した。

39. OHCHR は、性暴力とジェンダーに基づく暴力の事件で、司法による間違った固定観念化に対処することを求めた(グアテマラと西アフリカ)。コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドル、パナマ及びペルーでは、OHCHR は、司法職員の間でフェミサイドの捜査のためのラテンアメリカのモデル・プロトコールの利用を推進した。パプアニューギニアでは、OHCHR は、女性人権擁護者を訓練し、ジェンダーに基づく暴力の対処に関するマニュアルを開発した。

40. OHCHR は、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ガンビア、ホンデュラス、レバノン、リビア、マリ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、韓国、スイス、シリア・アラブ共和国、及びチュニジアからの利害関係者を含め、女性の権利とジェンダー平等に関連する問題(女性に対する暴力、ジェンダー固定観念化、土地へのアクセス及び性と生殖に関する健康)に対処する国内能力を築くことに貢献した。OHCHR は、家族法と女性に対する暴力に関する法律を開発または改正する際にいくつかの国々も支援した(ベラルーシ、ガンビア、ミャンマー、セネガル、チュニジア及びイエメンにおいて)。

41. 国内的にも国際的にも仲間を得て、OHCHR は、ベナン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、ニジェール、セネガルにおいて、女性候補者と議員を指導した。

42. ジェンダー統合に関する能力開発は、約 350 名の国連職員と政府と市民社会の代表者に届いた。

---

<sup>4</sup> 詳細は、[www.genevagenderchampions.com](http://www.genevagenderchampions.com) を参照

## 5. 障害を根拠とした差別

43. OHCHR は、指標の定義と 障害別データの点で、ポスト 2015 年の開発アジェンダに障害者の権利を主流化する際に重要な役割を果たした。

44. ジョージアでは、OHCHR は、心理的障害を持つ人々の法的能力に関する法律の改正に関して助言を提供したが、これは 2015 年春に可決された。2015 年 8 月には、パラグアイの障害者権利委員会は、OHCHR の支援で開発された障害者の権利に関する国内行動計画を採択した。2015 年 1 月に、再び OHCHR の支援を得て、チュニジア議会は、障害者及びその他の脆弱な人々の権利に関する国内憲章の批准に続いて、そのような人々のための特別委員会を設立した。

## 6. 性的指向とジェンダー・アイデンティティを根拠とした差別

45. OHCHR は、新しいビデオ、ファクトシート、その他の資料の発表で、2015 年を通して継続した無償の平等な公教育キャンペーンを通して、同性愛嫌悪・性同一性障害嫌悪の態度と闘う努力を支援している。OHCHR は、オーストリア、ブラジル、コロンビア、カーボヴェルデ、中国、エルサルバドル、フィジー、メキシコ、ペルー、セネガル、東ティモール及び米国でのキャンペーン行事を指導した。5 月に始まり、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一性障害及び間性の人々の多様性とその地域社会への貢献を示すキャンペーン・ビデオが、オンラインで 1,000 万人近くの人々に視聴された。メキシコ・シティでは、地下鉄が、約 40 万人の乗客が毎日利用する線で 5 カ月間このキャンペーンを放送した。

46. 9 月に、OHCHR は、司法へのアクセスの欠如及び教育、雇用、スポーツにおける差別的慣行のみならず、不必要な任意によらない手術及びその他の医学的治療を含め、間性の人々が直面している特別な人権課題を討議するために、ジュネーブで専門家会議を主催した。OHCHR は、オンラインで利用できる人権と間性の人々に関する無料で平等なキャンペーン・ファクトシートも出した。

## 7. 白皮症の人々に対する差別

47. OHCHR は、3 月に「Blanc ebène---白い黒檀」と題する展覧会を開催し、6 月には特別ウェブサイトを開始した([www.albinism.ohchr.org](http://www.albinism.ohchr.org))。

48. OHCHR のアドヴォカシーに加えて、白皮症の人々に対する暴力と差別と闘うための国内戦略が、マラウィとタンザニア連合共和国で開発された。マラウィでは、OHCHR は、白皮症の人々に対する攻撃の加害者を裁判にかける目的で司法省を支援した。タンザニア連合共和国では、国連拷問被害者任意基金が、攻撃のサヴァイヴァーとその親戚に直接的支援を提供している団体を支援した。

## C. 刑事責任免除と闘い説明責任と法の支配を強化する

### 1. 移行司法

49. 2 月に、OHCHR は、真実への権利の状況で、記録とアーカイブの管理に関連する好事例が明らかにされた *紛争後の国々のための法の支配のツール*<sup>5</sup> を出版した。OHCHR は、例えばカンボディア、コロンビア、グアテマラにおける重大な人権侵害の捜査と訴追のための国内能力の強化を求めた。コンゴ民主共和国の国連団体安定化ミッション、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関及び紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表と共に、OHCHR は、国際刑事裁判所に出す *検察官対 Germain Katanga* 事件に関連する準備に関する提出物(法廷助言者説明)を準備した<sup>6</sup>。

50. OHCHR は、移行司法メカニズムと関連する国内対話に関連して、技術的助言を継続して提供した。例えば、中央アフリカ共和国では、OHCHR は、2003 年以来行われてきた重大な人権侵害に対処するために、混成の特別刑事裁判所の創設に関して法的助言を提供し、2015 年 9 月には、中央アフリカ共和国

<sup>5</sup> [www.ohchr.org/Documants/Publications/HR\\_PUB\\_14\\_4\\_Archives\\_en.pdf](http://www.ohchr.org/Documants/Publications/HR_PUB_14_4_Archives_en.pdf) を参照。

<sup>6</sup> [www.icc-cpi.int/iccdocs/doc/doc1977022.pdf](http://www.icc-cpi.int/iccdocs/doc/doc1977022.pdf) を参照。

の国連多面的統合安定ミッションと地方自治体と共に、刑事責任免除との闘いに関する国際セミナーを共同開催した<sup>7</sup>。マリ、南スーダン及びスーダン(ダルフール)では、OHCHRは、和平協定で予見されていた説明責任の可能性と移行司法取り決めに関して助言を提供した。OHCHRは、セネガル裁判所での特別アフリカ法廷を継続して支援し、チャドの軍人イッセン・ハブレの裁判を監視した。

51. スリランカでは、OHCHRは、国際人道・人権法の申し立てに対処する信頼でき、包括的な移行司法メカニズム設立の初期段階で国の利害関係者を支援した。

52. OHCHRは、例えばチャドとモーリタニアで、移行司法プロセスの国の主体性を推進する地方のイニシアティブを支援した。チュニジアでは、OHCHRは、経済的・社会的・文化的権利の侵害を含め、真実尊厳委員会に助言を提供した。コロンビアでは、OHCHRは、安全な情報システムを通して、検事総長事務所が、高官を含めた司法外の殺害の加害者を訴追することができるようにするために、証拠の収集と4,500件を超える殺害の地図作成を支援した。OHCHRは、アフガニスタン、ギニア、リビア及びチュニジアを含め、和平プロセスと和解メカニズムへの女性の意味ある包摂を提唱した。

## 2. 死刑

53. OHCHRは、「市民的・政治的権利国際規約」の「第二選択議定書」の批准の推進を含め、全世界での死刑の廃止を継続して提唱した。OHCHRは、*死刑から離れる：議論、傾向、見通し*と題する書籍の新版と「執行を止める」と題するソーシャル・メディアを推進した。OHCHRは、被害者の家族の声に重点を置いて、国連本部で高官行事を開催し、廃止を提唱するいくつかの地域イニシアティブを行った。OHCHRは、*死刑から離れる：東南アジアでの教訓*を出版し、アフリカ連合と協力して、ドーハとアディスアベバで死刑の廃止に関する地域行事を支援した。OHCHRは、廃止を推進するプロジェクトを実施する際に、マダガスカルとマラウィで国連国別チームも支援した。

54. OHCHRは、未だ死刑を用いている国で死刑に直面している個人の権利保護を推進した。

## 3. テロ対策

55. OHCHRは、法律執行担当官の能力を開発することに貢献するテロ対策中の人権と法の支配の推進と保護に関する国連テロ対策実施タスク・フォース作業部会の共同議長となり、そうでなければ合法的な活動を抑制し、ジャーナリスト、人権擁護者、マイノリティ・グループ、野党政党の党员及びその他の個人または集団を対象とするために用いられる幅広く策定される国内安全保障法に対する懸念を繰り返す述べるいくつかの報告書を出した。

## 4. 司法行政と法の施行

56. OHCHRは、特に自由を奪われた人の健康への権利の保護、拘禁中の人々の死亡、失踪、重傷の捜査に関連する人権ガイダンスの提供、独房の適用の範囲及び法的援助へのアクセスを提唱して、「囚人の扱いのための最低基準規則」の見直しに依然としてかかわった。10月に、事務所は、公正な裁判の遵守を確保するツールとして、裁判の傍聴に関する好事例を分かち合うための国際専門家会議を開催した。

57. OHCHRは、危険度の高い囚人の管理に関する国連麻薬犯罪事務所のハンドブック案の討議に貢献し、必要な拘禁または移転の条件のみならず、能力開発、救助と遮断、支援、審査、身分証明、リファーマルに関連した国際人権枠組を実際的な国境ガバナンス措置に変える目的で、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*を開始した。OHCHRは、2015年6月に、オーストリアで、刑事司法制度における法的支援に関するモデル法案を検討する非公式の専門家グループ会議に参加した。OHCHRは、2015年10月に列国議会同盟が開始した*移動、人権、ガバナンス*と題する議員向けのハンドブックに寄稿した。

<sup>7</sup> [www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=16372&I.LangID=E](http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=16372&I.LangID=E) を参照。

<sup>8</sup> <http://bangkok.ohchr.org/files/Moving%20away%20from%20the%20Death%20Penalty-English%20for%20Website.pdf> を参照。

58. ウガンダでは、OHCHR は、特に子どもと性暴力とジェンダーに基づく暴力被害者のための司法と保護への被害者と証人のアクセスを高めるために、検察の管轄区と高等裁判所の国際犯罪の能力を継続して強化した。メキシコでは、OHCHR は、人権情報システムを立案する際に、内務省を支援した。グアテマラの刑事責任免除に反対する国際委員会と OHCHR は、司法へのアクセスを保証し、公的資金の利用における透明性を確保するいくつかのイニシアティブを合同で支援した。ジャマイカでは、OHCHR は、国連パートナー及び司法訓練機関と共に、高等裁判所の駐在治安判事と裁判官のための人権に関するセミナーを開催した。パプアニューギニアの司法省と検事総長への OHCHR の支援は、妖術・魔術の告発に関連する暴力に対処する国内行動計画の開発と委員会の設立に繋がった。

59. 国連ハイティ安定ミッションと OHCHR は、警察の不正事件を処理し、対処する能力を高めることに繋がった国家警察の検査総長に技術支援を提供した。フィジーとミャンマーでは、OHCHR は、警察に人権訓練を提供し、一方、東ティモールでは、OHCHR と UNDP が警察のための人権訓練マニュアルを作成し、実施するために、国の人権機関を支援した。メキシコの最高裁判所は、UNHCR との協働で、国連と米州人権システムによって定義されているように、すべての国際人権基準を含むデータベースを開発した<sup>9</sup>。チュニジアでは、OHCHR と UNDP が、司法・刑務所制度を改革するための国内行動計画を立案する際に、司法省と人権・暫定司法機関を支援した。チュニジアとパレスチナ被占領地では、OHCHR は、恣意的逮捕と拘禁に対処し、拘禁条件を改善するために、当局に関わった。パプアニューギニアでは、OHCHR は、拘禁施設を監視するオンブズマン機関に助言し、これを訓練した。エボラ出血熱が勃発する状況で、OHCHR と国連リベリア・ミッションは、裁判前の拘禁の改善された管理を通して拘禁施設の過密緩和を提唱して成功した。

## 5. 憲法と法の改正

60. OHCHR は、グレナダ、リビア、タイ、ウクライナ、タンザニア連合共和国を含め、国々の国際的人権の遵守を確保するために、憲法改正・法改正を提唱した。

61. OHCHR は、重大な人権侵害と国際人道法の重大な侵害の被害者と証人の保護のための法的枠組みを設置するために、ブルンディ、中央アフリカ共和国、スーダン及びウガンダで国内の利害関係者を支援した。

62. OHCHR の支援に加えて、キルギスタン議会は、司法行政と拷問防止に関連する国際基準を統合して、刑事訴訟法を含め、7つの法律を可決した。OHCHR 中東地域事務所の助言で、レバノン国内安全保障軍の行動規範は、拷問禁止委員会の勧告を統合するために更新された。2015年7月に、OHCHR の助言に従って、モーリタニア議会は、拷問を犯罪とする法律と国内拷問防止メカニズムを設立する法律を可決した。

## D. 開発と経済に人権を統合する

### 1. 開発における人権

63. 「開発への権利宣言」は、2015年のOHCHRの開発作業の中心にあった新しい「持続可能な開発目標」を含め、「持続可能な開発2030アジェンダ」を特徴づけた。7月27日付の公開状で、高等弁務官は、新しいアジェンダが、国際人権枠組にしっかりと根を下ろすことを保障するよう加盟国に要請した。高等弁務官は、「持続可能な開発目標」の核心となる目標が、不平等を減らし、万人のための人権を実現することであることを歓迎した。

64. OHCHR は、人権としっかりとした監視、見直しと説明責任枠組に配慮した指標の枠組みの開発を支援する際に、加盟国とかかわった。OHCHR は、「誰も取り残さない」ことのみならず「最も取り残された者にまず到達する」ことを保障して、人権基準と原則に基づくべき「2030アジェンダ」を実施する戦略を提唱した。

<sup>9</sup> www.bjdh.org.mx を参照。

65. OHCHR は、持続可能な開発目標指標に関する機関間専門家グループと国連持続可能な活動調整委員会及びその他の国際団体を通して、「持続可能な開発目標」に関連する世界指標を編集するための予備協議と方法論的作業を行った。10月に、OHCHR は、分類と包摂的データ収集システムに重点を置いて、データと統計に対する人権に基づく取組に関するガイダンスを開発するために、専門家会議を開催した。OHCHR は、最初の重点を保健、教育及びディーセント・ワークへの権利に置いて、移動者に関する指標に貢献した。OHCHR の支援で、パラグアイ政府は、貧困、経済的・社会的権利及び社会保護に関連する人権指標を立案した。

66. 開発のための資金調達と第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」に関しては、OHCHR のアドヴォカシーは、統合された人権配慮と開発への権利の取組に関するすべての加盟国への公開状に対処した。

67. 国連開発システムの作業に人権を主流化するという点で、OHCHR は、機関間国連開発グループの人権作業部会の共同議長を継続して務めた。OHCHR は、駐在コーディネーターと国別チームが「事務総長の人権最前線」イニシアティブに照らしてどのようにその人権責務を果たすことかできるのかに関するガイダンスと実際的な例を提供する駐在コーディネーターと国別チームのための人権に関するガイダンス・メモを更新した。

68. OHCHR は、多国間開発銀行の投資貸付を支える社会的・環境的保護政策を強化することに重点を置いて、世界銀行を含めた開発に資金調達する国際機関において、人権を主流化することに関わった。

69. OHCHR の貿易への取組は、農業と雇用を強調して、大陸自由貿易圏協定の事前の人権インパクト評価の一部として行われた調査に重点を置いた。客観的な証拠に基づいて、そのような評価は、交渉が人権を遵守する意思決定に繋がることを保障することを目的としている。OHCHR は、投資協定システムを改革する方法にインプットを提供し、国の投資契約と人権に関する調査を行った。

70. 2月に、OHCHR は、メアリー・ロビンソン財団と気候正義対話を共同開催し、その結果として、いくつもの国が、人権と気候専門家との間の好事例と知識を分かち合うことで合意した。OHCHR は、12月に採択された「国連気候変動枠組条約」の第21回締約国会議の成果文書に人権配慮が統合されることを提唱した。

## 2. 経済的・社会的・文化的権利

71. 9月15日に、OHCHR と国連パートナーは、社会保護への権利を実施するためのツールを国々と実践家に提供するために、社会保護の下限と人権に関するオンライン・プラットフォームを開始した。

72. OHCHR は、経済的・社会的・文化的権利の施行に関する裁判官のためのカリキュラムを展開するためにウガンダの司法研究機関を支援した。

73. OHCHR は、経済的・社会的・文化的権利の侵害と紛争との間の関連性を探求し、効果的な早期警告システムの基本要素を明らかにするために7月に、ジュネーブで専門家協議会を開催した。土地関連の問題の状況での人権侵害に重点を置いたバンコクでの地域会議がこの協議会に続いた。

74. 強制立ち退きは、何百万人もホームレスに土地なしにし、貧困を高める。OHCHR は、この状況での人権侵害を防止し、救済するためにすべての利害関係者を手助けするために、強制立ち退きに関するファクトシートを開発した。東ティモールでは、OHCHR は、適切な住居への権利を監視し、立ち退きを防止する国内人権機関の能力を築いた。国連人間居住計画(国連ハビタット)と共に、OHCHR は、立ち退きの経費の現実的な推定を可能にするための立ち退きインパクト評価に関する作業を継続した。普通、差別と不平等が伴う絶えず増加する都会化の背景に対して、OHCHR は、2016年10月にエクアドルで開催されることになっている国連住居と持続可能な都会開発会議(ハビタット III)も見込んで、都会化プロセスに関する意思決定に人権を統合することを提唱した。

75. OHCHR は、2015年に開始された事務総長の「女性、子ども、思春期の若者の保健世界戦略」(2016-

2030年)の準備としての人権作業の流れを指導した。その結果、その権利を主張できるように、説明責任と女性、子ども及び思春期の若者のエンパワーメントが、「戦略」の核心となる側面となっている。OHCHRは、国連人口基金と世界保健機関のようなパートナーと共に、性と生殖、妊産婦、新生児、5歳未満の子どもの保健への権利に基づく取組を適用する際の重要な配慮に関する保健政策策定者と国内人権機関のための詳細なガイダンスを作成した。マラウィ、タンザニア連合共和国及びザンビアでは、こういった問題は人権の視点から評価され、国内レベルでの多様な利害関係者の会議で討議された。ウガンダでは、OHCHRは、性と生殖に関する健康に関連する人権侵害を監視する能力を開発する際に、市民社会を支援した。

### 3. 企業と人権

76. 2011年に、人権理事会が「企業と人権に関する指導原則」を支持して以来、OHCHRは、例えばマレーシアのようないくつかの国々が、企業と人権に関する国内行動計画を開発する際に支援し、その事業によって加えられる人権の危険をより公的に管理するために、国々を奨励するキャンペーンに関わってきた。しかし、もし「指導原則」の約束が実現されるべきものならば、特に説明責任と企業関連の人権侵害の被害者のための救済策へのアクセスに関連して、さらなるリーダーシップとよりしっかりとした行動が必要とされる。OHCHRは、その「説明責任と救済策プロジェクト」の枠組内で継続して協議に関わった。

77. カンボディアでは、土地の利権から利益を得、地域社会に悪影響を及ぼした企業が、そのようなプロセスの人権のインパクトを救済するOHCHRの助言を求めた。パナマでは、OHCHRとその他の国連機関が、高官政府委員会とバロ・ブランコ水力発電ダムの建設に反対している先住民族代表との間の対話を促進した。コロンビアでは、OHCHRは企業活動の人権のインパクトに公正な解決策を達成する際にいくつかの会社と地域社会を支援した。OHCHRは、民間会社の活動に人権を統合するために中央アメリカ・グローバル・コンパクトの地域ネットワークと協力した。OHCHRは、「企業と人権指導原則」に関して、マラウィとテュニジアで、政府の役人、企業の代表及びその他の利害関係者に支援とガイダンスを提供した。

### E. 民主的スペースを広げる

78. 2015年に、すべての地域の国々が、テロ対策の状況で、社会的・制度的抗議に直面して、特に選挙前に、表現・結社・平和的集会の自由への権利に対する課題を経験した。多くの場合、人権擁護者とその家族、環境活動家、汚職反対活動家、ジャーナリスト及び野党の指導者または支援者に制限が課せられた。人権の分野で国連と協力することを求めている人々に対する根強い報復が特に懸念された。高等弁務官は、人権擁護者とジャーナリストへの攻撃に繰り返し注意を引き、OHCHRは、グアテマラ、南スーダン及びテュニジアを含め、どのように保護を強化するかに関して当局に技術的助言を提供した。コロンビアでは、OHCHRの助言に加えて、検事総長事務所が、人権擁護者に対する暴力の捜査のための戦略計画を採択した。エルサルヴァドルとメキシコでは、OHCHRは、攻撃を受け攻撃の脅しを受けている人権擁護者のための保護メカニズムの強化に寄与した。

79. OHCHRは、公共の自由の制限に対する法改革とアドヴォカシーへの支援を通して国内レベルで保護を改善することを求めて、市民社会の能力を継続して開発した。OHCHRは、そそのかしと闘い寛容を推進する地域の市民社会同盟の設立のみならず、中東と北アフリカにおいて、女性人権擁護者の新たなネットワークを支援した。東ティモールでは、OHCHRは、永久人権アドヴォカシー・ネットワークの設立に関する人権擁護者の対話を支援した。

80. OHCHRは、プロセスへの市民社会の参画を推進して、モーリタニアで、市民社会協会に関する法案に関して助言を提供した。ケニアでは、OHCHRは、公共の参画に関する政策案に関して、政府に助言した。ウガンダでは、OHCHRは、NGO法案への人権の統合に対する市民社会のアドヴォカシーを支援した。

81. OHCHRは、国連選挙支援に人権の取組を提唱して、国連選挙支援機関間調整メカニズムに参加した。2月に、OHCHRとカーター・センターは、協力強化を討議するために、選挙オブザーヴァーと人権擁

護者を集めたワークショップの共同議長を務めた。ブルンディ、グアテマラ及びハイティで、OHCHRは、選挙の状況での人権を監視した。

82. 世界レベルでは、OHCHRは、列国議会同盟とインターネット・ガヴァナンス・フォーラムを含め、プライバシーへの権利とその他の人権の保護に関するそのアドヴォカシーを継続した。

83. 「世界人権教育プログラム」は、これら権利の実現への効果的な人権教育の重要な貢献に関する国際的合意を表している。高等弁務官は、メディア専門家とジャーナリストのための人権訓練を推進する「プログラム」実施の第三段階(2015-2019年)を完全に活用するよう各国を奨励した。

84. ケニア、ニジェール、東ティモール及びウガンダでは、OHCHRは、小学校から大学まで、教育施設のカリキュラムに人権を統合することに向けて活動した。ロシア連邦では、5つの地域の主な大学が、OHCHRからの支援を得て、国連人権機構と地域人権メカニズムに関する核心となるコースを含め、共通のカリキュラムを開発した。

## E. 紛争・暴力・不安定の状況での早期警告と人権保護

### 1. 人権・平和・安全保障

85. OHCHRは、説明会や協議会を通して、人権・平和・安全保障に関連するいくつかの国に特化したテーマ別問題に関して安全保障理事会と意見交換をした。

86. 国連の平和と安全保障のアジェンダに人権を統合しようと努力して、OHCHRは、平和活動高官独立パネルに関わり、その報告書を歓迎した。事務総長はその平和活動の今後に関するこれに続く報告書の中で、国連の平和維持とシステム全体にわたる責任として、人権の中心性と文民の保護を強化した。

87. OHCHRと平和維持活動局、政治問題局及び現地支援局は、合同で、国連平和活動と特別政治ミッションへの人権の統合に関する2011年の政策の実施の見直しを行った。この見直しは、定期的な公共人権報告のための勧告を含めた包括的な道程表を提供し、平和維持職員への人権訓練を強化した。女性・平和・安全保障に関する国連機関間常設委員会のメンバーとして、OHCHRは、安全保障理事会決議1325号(2000年)と前進の道に関する勧告の実施に関する世界調査に技術支援とインプットを提供した。

88. OHCHRは、例えば、子どもと紛争関連の性暴力の被害者の保護に関する平和ミッションのためのより統合力のある枠組に寄与することを求めた。OHCHRは、文民保護に関するそのマンデートを果たす際に、中央アフリカ共和国、マリ及び南スーダンの国連平和ミッションを支援した。OHCHRは、平和維持における人権と文民の保護に関する報告書を開始した。8月に、コートジボワールにおける国連活動の人権部とコートジボワール共和国軍(FRCI)は、情報を分かち合い、FRCI部隊による人権侵害の申し立てに対処し、人権能力開発を改善するために合同メカニズムを設立した。

89. OHCHRは、アフリカ連合の平和活動に人権をさらに統合するためのアフリカ連合委員会との協力を強化した。「事務所」は、アフリカ連合によって配置される軍が、国際人権法・国際人道法を順守し、アフリカ連合への国連の支援が非国連安全保障軍への国連の支援に関する人権の相当の注意義務政策を遵守することを保障する目的で、アフリカ連合平和安全保障部とアフリカ連合国連事務所を訓練した。OHCHRは、ボコ・ハラムと闘う地域努力を支援するためにアフリカ連合平和安全保障理事会によってマンデートを与えられた多国間合同タスク・フォースを活性化する任務を負ったアフリカ連合立ち上げチームの人権能力を強化するために技術支援を提供した。

90. OHCHRは、バングラデシュ、コンゴ民主共和国及びソマリアを含め、人権の相当の注意義務政策の実施に関して、国連ミッションと国別チームに助言も提供した。

### 2. 迅速な対応と早期警告

91. OHCHRは、新たな危機、継続する危機に継続して対応し、ボコ・ハラムの状況で、カメルーン、ニジェール及びナイジェリアで、政治的不安定に関連してモルドヴァ共和国で、選挙の状況でグアテマラ

とギニアで、ドミニカ共和国から排除されたハイティ系の人々の扱いを監視するためにドミニカ共和国とハイティとの間の国境で人権状況を評価するためにチームを配置した。財政的制約のために、そのようなミッションのために利用される OHCHR の臨時出費基金と迅速配置リストは過度に負担がかかっている。OHCHR は、2015 年 9 月末から東エルサレムを含むパレスチナ被占領地にわたって増加する暴力と社会不安を監視した。

92. OHCHR は、国連パートナーに、本部においても現地においても、支援と助言を提供することにより、「人権を前面に」イニシャティヴの実施に依然として完全にかかわった。OHCHR は、2015 年の人権デーに開始されたすべての国連職員のための国連の人権責務に関する必須のオンライン・コースの開発を調整した。

93. 人権侵害と人々へのより幅広い脅しに関する情報の管理は、依然として、イニシャティヴの効果的実施にとって、また、適切で時宜を得た分析と対応の確保にとって極めて重要であった。この目的で、OHCHR は、共通の国連人権情報管理制度の設立のための選択肢を出す機関間タスク・フォースを指導した。「事務所」は、新しい本部の調整と早期警告メカニズムを定義することに寄与した。OHCHR は、国連システム諸機関に国に特化した人権分析と早期警告分析を定期的に提供し、一連の国別メモが国レベルの戦略を導くために駐在コーディネーターと分ちあわれた。

94. OHCHR は、その他の情報源を大いに利用した。例えば、OHCHR は、人権情報を検証する衛星イメージャリーの利用を拡大する目的で、国連訓練調査活動衛星適用計画機関と理解覚え書を締結した。

95. 国レベルで、「人権を前面に」イニシャティヴは、開発援助枠組に人権分析を入れ、改善された戦略と活動手続が人権の危険に対処できるようにし、長年の人権問題に注意を引き、人権アドヴォカシーを強化することにより、国連の対応に人権の主流化を強化するという結果となった。OHCHR は、危機が生じるかも知れない国々への学際的チームを迅速に配置するという概念について、パートナー、特に政治問題局と協力した。このようなチームの初めてのものが、2015 年の最後の四半期にブルキナファソとレソトに配置された。

96. OHCHR は、国際人権法と国際人道法及び人権監視マニュアルの新しい章の違反のグロッサリーのようなガイダンス・ツールの開発と更新を通して、人権監視と捜査を専門化する努力を追求した。2015 年に、OHCHR は、既存の慣行を改善する目的で、その被害者記録方法論の見直しを開始した。OHCHR は、調査委員会、事実確認ミッション及び特別 OHCHR 配置に、ガイダンス、訓練、助言、学んだ教訓の実習を提供した。安全保障の状況のためにスタッフのための実地訓練ができない時には、つまりブルンディで、遠隔地訓練が拡大され、試された。事務所全体の専門的ケース管理ツールである OHCHR の人権ケース・データベースが、さらに 3 つの事務所に向けて展開され、申し立てられた加害者の人物紹介のための新しいモジュールが開発された。

### 3. 性暴力とジェンダーに基づく暴力、人身取引及び関連する搾取

97. OHCHR は、和平プロセスと和解への被害者と証人の参加を推進し(スーダン(ダルフル)と中央アフリカ共和国)、性暴力被害者を支援して(コンゴ民主共和国、グアテマラ、スーダン及びテュニジア)、性暴力を禁止する法律の開発と実施(例えば、アフガニスタン、ブルンディ、中央アフリカ共和国、イラク(クルド人地域)、及びナイジェリア)を支援した。OHCHR は、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、リベリア及びスーダンで、性暴力とジェンダーに基づく暴力を捜査する国の能力を強化することを求めた。コソヴォでは、OHCHR は、北ミトロヴィカの都市でジェンダーに基づく暴力に対処するための資金の配分を提唱し、市議会の女性コーカスを支援した。また、コソヴォで、国連の合同プログラムを通して、OHCHR は、紛争関連の性暴力被害者の状態の検証に関する決議案の開発を支援した。

98. 国連リベリア・ミッションと OHCHR は、性暴力とジェンダーに基づく暴力のサヴァイヴァーに包括的サーヴィスを提供するセンターを設立するために、国内の相手を支援した。モーリタニアでは、OHCHR と国連パートナーは、性暴力とジェンダーに基づく暴力に対処する国の能力を高めることに寄

与し、そのような暴力と闘い、サヴァイヴァーをよりよく保護するための法案に関して法的助言を提供した。

99. 人身取引に対処することへの人権に基づく取組を推進するために、OHCHR は、ベラルーシとタイを含め、国々と市民社会団体に技術的支援と能力開発支援を提供した。1930 年の「強制労働条約」(第 29 号)の批准を推進する国際労働機関のキャンペーンの枠組内で、OHCHR は、強制労働とその人権と人身取引との関連性についての意識を高める努力にかかわった。

100. OHCHR は、人身取引禁止機関間調整グループにおけるように、また人身取引に対する対応を評価する際に、反人身取引合同政策の立場に人権を主流化して成功している。9 月に、OHCHR は、国連麻薬犯罪事務所、世界保健機関及び欧州安全保障協力機構の参加を得て、ベラルーシとのパートナーシップで、臓器除去の取引に反対する行事を開催した。

#### 4. 人道行動

101. OHCHR は、保護を優先する責任を担っているチームを共同で指導して、機関間常設委員会と世界保護クラスターに依然としてかかわった。2015 年に、人道行動における主要な独立見直しが完了した。

102. OHCHR は、リベリア(エボラ出血熱に関連して)、モーリタニア及びパレスチナ被占領地で保護クラスターを指導し、ウクライナと太平洋地域で国連難民高等弁務官事務所と共に、これらを共同指導した。シリア・アラブ共和国における危機に対する国連の人道対応に人権を統合する OHCHR の努力の一部として、3 名の人権顧問が、この国の人道コーディネーター、シリア危機の地域人道コーディネーターとその副コーディネーターを支援するよう求められた。人道行動の枠組での迅速サージ配置には、ネパール(地震に続き)、ウクライナ、モーリタニア及びイエメンへのミッションが含まれた。ミャンマーのラクヒン州では、OHCHR は、その対応に人権を統合する際に、人道行為者を支援した。

## II. 管理と行政

103. OHCHR は、重要な組織上の変革イニシアティブに乗り出している。このイニシアティブは、効率性を高め、資金と能力を最大限にし、OHCHR が加盟国、国連パートナー及び権利保持者の要求と期待にもっと効果的に対応できるように、プログラムの提供を整備するであろう。このイニシアティブの背後にあるビジョンは、①人権基準とメカニズムの世界的な参考地点としての OHCHR の役割を利用すること、②国連人権メカニズムの勧告を人々の生活を改善する変化に変えるために直接的に、またパートナーと共に活動すること、③国連内及び国際システム全体にわたって戦略的調整と強化されたパートナーシップを重視することという 3 つの包括的目標を達成することを目的としている。

104. このビジョンは、2016 年から 2017 年までの期間の 2 年間のプログラム計画のプログラム 20 をより効果的に果たすために既存の資金を移すことによりまず初めに達成されるであろう。OHCHR は、本部で、そのテーマ別専門知識を整理統合し、人権メカニズムをより効果的に支援するために権限を再定義するであろう。OHCHR は、開発・平和・安全保障のアジェンダで、人権をよりよく主流化するために、ニューヨークでその作業を強化するであろう。さらに、OHCHR に、よりバランスのとれた世界的存在感を提供し、技術的協力と能力開発を促進するために地域のハブが設立されるであろう。すべての能率貯蓄は、国内レベルでの技術協力と能力開発支援の要請に応えることに向けてつなげられることになるであろう。こういった変革から生じるものと期待されている高められた結果と可視性は、任意の寄付という形でも通常予算の状況でも、OHCHR への加盟国によるさらなる投資を奨励するであろう。

## III. 結論

105. 昨年 1 年にわたって、マンデートに沿って、OHCHR は、あらゆるレベルですべての人間の権利を推進し保護するよう各国に要請し、支援し、あらゆる侵害に対する説明責任を要請してきた。OHCHR は、世界全体にわたって継続して人権を監視し、文書化し、技術支援を提供してきた。

106. 70年前に「国連憲章」に描かれたヴィジョンに忠実に、実に人権が国連の3本柱の一つであることを保障するために、OHCHRは、国連と共に人権の主流化と能力開発のために提唱を継続してきた。事務総長の「人権を前面に」イニシアティブは、多くの状況で人権アジェンダの再優先をもたらしてきたが、イニシアティブが国連の戦略と行動に完全に統合されるためにはまだまだなされるべきことが残っている。

107. 現在世界中で起こっているなりの移動の動きは、あの人権問題を力強く思い出させるものである。これは、---生活が脅かされる時、尊厳が傷つけられる時、先の込みがない時---人間は、生存の手段と保護と出口を求めてはるばる出かけることを示している。人々が、平和と尊厳と安全の中で生活することができるためには、国家と国際社会は、人権を真剣に考え、こういった危機を引き起こす現在の不利な条件をもっと正直に評価しなければならない。

108. OHCHRには、これら欠陥を明らかにするという点であれ、長年の差別のパターンまたは人権侵害を撤廃することを求める点であれ、苦情を救済する国の機関の能力を開発し、包摂的に、包括的に貧困に対処する際に支援するために、果たすべき役割がある。しかし、OHCHRはこの役割だけを果たすことはできず、その他の役割も、人権に敬意を払うことと「成功のためにあらゆる明白な要件を満足させる」ような種類の国際協力に関わることが生き残ってきた取組であることを認めなければならない。国々が、国連と国際団体の状況で何十年にもわたって確立しコミットしてきた普遍的人権規範を効果的に実施する期限はとうに過ぎている。OHCHRは、いつでも支援する用意ができています。

\*\*\*\*\*

## 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表年次報告書 (A/HRC/31/20)

### 事務局メモ

事務局は、ここに謹んで人権理事会に、総会決議 69/157 に従って準備された子どもに対する暴力事務総長特別代表 Maria Santos Pais の年次報告書をお伝えする。報告書の中で、特別代表は、暴力からの子どもの保護における進歩を促進するために彼女が推進してきた重要な発展とイニシアティブを見直している。本報告書は、特別報告者のマンデートを更新するための総会の決定と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の採択と子どもに対する暴力に関する国連調査の総会への提出 10 周年の 2016 年の祝賀によって提供された機会に基づくものである。

### I. 序論

1. 本報告書で、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表は、彼女が世界・地域・国内レベルで推進してきた重要なイニシアティブを見直し、暴力からの子どももの保護において達成された結果の全体像を提供している。
2. 総会が特別代表のマンデートを確立した総会決議 62/141 に導かれて、特別代表は、子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃の世界的な独立提唱者として行動している。決議 70/137 で、特別代表の作業の支援を表明し、事務総長がそのマンデートをさらに 3 年間延長し、通常予算から資金提供されるマンデートの効果的で独立した業績と持続可能性に対する支持を維持することを勧告した。
3. 特別代表は、子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止と撤廃において、進歩を促進する努力をさらに強化することに依然として強くコミットしている。
4. 2016 年という年は、このプロセスを決定的に推進するユニークな機会を示している。2016 年は、子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすという明確なターゲット(ターゲット 16.2)と子どもの虐待、ネ

グレクト及び搾取をなくすことに関するターゲット持つ「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施プロセスの開始を記す。

5. 2016年という年は、子どもに関する暴力に関する国連調査の総会への提出10周年と第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議の20周年の記念も記す。一連の行事と動員イニシャティヴが国の当局、国際・地域団体、国連機関、NGO、宗教団体、民間セクター及びメディアを含め、様々な利害関係者と共に、年中に開催されるであろう。これらイニシャティヴには、旅行と観光を通じた子どもの性的搾取に関する世界調査の開始、性的虐待と搾取の子ども被害者を特に対象とした権利宣言の発表が含まれる。

6. 暴力からの子どもの保護において、進歩を促進する世界的努力に中で一大飛躍を推進することによって、国際社会は、この勢いを恐怖と暴力のない世界に向けた止めることのできない動きに変えることができる。暴力からの子どもの保護をすべての国の政策の全面に置くこのユニークな機会を捉えることが極めて重要である。

7. 今は実に子どもに対する暴力をなくす好機である。どの子どもも取り残さないことを保障しつつ、子どもに対する暴力を防止し、対処するコミットメントと約束とこの目標を現実のものにする行動との間のギャップを埋めなければならない。今こそ、暴力の根本原因に真に対処し、子どもの権利の尊重と暴力に対するゼロ・トレランスの文化を推進する好機である。そのコミットメントと能力と時間を目に見える変化と恐怖と暴力のない世界に変える努力に積極的にかかわることのできるすべての人々を動員する好機である。2016年という年は、国際社会と地方の行動を繋げ、暴力をなくす同盟を強化し、各国政府、団体、地域社会と子どもと若者の信念と決意の変革的力を土台とすることによって、子どもの権利を保護する際の新しい時代の出発点となることのできる。2030年へのアウントダウンと子どもに対する暴力の終結において、すべての人々が重要なのである!

## II. 暴力からの子どもの保護における進歩を強化する

8. 特別代表のアジェンダは、①進歩を強化し、政策アジェンダに子どもに対する暴力に関する調査の勧告を主流化すること、②暴力からの子どもの保護を強化する地域プロセスを強化すること、③子供に対する暴力の問題が、世界の開発アジェンダの中で目立つ地位を与えられることを保障すること、④様々な新たな懸念に対処することという4つの戦略的優先事項によって導かれてきた。

9. かなりの進歩が遂げられたこの重要なアジェンダの以下の戦略的側面が報告書の中で強調されている:

(a) 「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の普遍的批准のためのキャンペーンの2010年の開始を通して、暴力からの子どもの保護のための人権の基礎を強化すること。これは、171カ国で発効した子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「選択議定書」の批准の数の着実な増加と2015年末までに22カ国で発効した通報手続きに関する「選択議定書」、国際労働機関(ILO)の2011年の(第189号)「家事労働者条約」及び決議69/194で総会によって採択された「犯罪防止と刑事司法の分野における子どもに対する暴力の撤廃に関する国連モデル戦略と実際の措置」を含め、新しい国際基準の推進に繋がってきた。

(b) 国際専門家協議会を開催し、戦略的トピックに関する調査を開発し、調査を公表することにより、子どもに対する暴力を防止し、対応するために意識を高め、知識を強化すること。出版物には、*暴力のない世界に向けて: 子どもに対する暴力に関する世界調査*<sup>10</sup>、学校と司法制度における暴力、子どものための回復司法、刑事司法制度における女兒の権利と子どもに配慮したカウンセリング及び通報苦情申し立てメカニズム、有害な慣行と武力による暴力と組織犯罪からの子どもの保護に関する報告書及び情報・コミュニケーション技術(ICTs)に関連した機会と危険に関する報告書のようなトピックに関する10

<sup>10</sup> <http://strag.violenceagainstchildren.org/publications> より閲覧可能。

のテーマ別調査が含まれた。さらに、子どもに優しい資料が、暴力を受けない権利について子どもたちに伝え、エンパワーするために作成された<sup>11</sup>。

(c)南米、中米、カリブ海、南アジア、太平洋、欧州及びアラブ地域で7つの高官地域協議会を開催し、6つの地域報告書を出し、進歩を評価し、促進するために定期的な見直し会議を開催し、暴力の防止と撤廃のための協力を評価するために定期的な見直し会議を開催することにより、子どもに対する暴力に関する調査の勧告の実施のための地域プロセスを推進すること。

(d)最近ではドミニカ共和国、エクアドル、ガーナ、インドネシア、ナイジェリア及びノルウェーにおけるように、特に今では90カ国以上で設置されている包括的で、多部門的な国内アジェンダの採択と実施、最近ではアイルランド、ラオ人民民主主義共和国、及びペルーにおけるように50カ国による子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止する国内法の制定、最近ではカンボディア、マラウィ及びナイジェリアで終了したように、アジアとアフリカの15カ国における国内家庭調査を含め、データ制度の強化を通して、暴力から子どもを解放する国内の実施努力(A/70/289、パラ7-16を参照)を強化すること。

(e)決議69/158においていじめからの子どもの保護に関する報告書の総会による要請、決議69/157において自由を奪われた子どもに関する世界調査の要請、決議28/6において白皮症の人々による人権の享受に関する人権理事会の決定による要請を含め、新しい国連のイニシアティブを支援して無視されている懸念の領域に関する世界的アドヴォカシーを推進すること。

(f)暴力からの子どもの保護における活動と投資を動員するマンドートの世界的提唱努力の主眼として、各国政府、国内機関、市民社会と宗教団体、学界及び子どものネットワークの間にますます同盟を育成し、2009年以来60カ国への130を超えるミッションを行うことを含め、国内の実施努力を支援すること。

## A. 子どもに対する暴力：「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の明確な優先事項

10. はっきりとした優先事項であり、「2030 アジェンダ」の横断的問題として暴力からの子どもの保護を位置づけることは、このプロセスにおける子どもの包摂を保障することと同様に、特別代表にとつての優先事項であった。

11. 安全に暴力を受けずに育つことが、あらゆる地域の子どものための最優先事項である。子どもたちは、「2030 アジェンダ」を形成する手助けをすることに熱心で、真剣なパートナーであり変革の担い手として作業に先立って重要な役割を果たすことに依然として強くコミットしている。

12. 新しいアジェンダの実施は、世界のすべての子どもたちのためにターゲット16.2の夢を現実に変えるユニークな機会を国際社会に与える。しかし、この機会と共に特別な責任も生じる。暴力からの子どももの保護は、その他の多くの問題への注意によって薄められる単なる理想であってはならない。「持続可能な開発目標」の採択は共通の目的意識と世界努力への新たなはずみを示しているが、誰も取り残さないことを保障する大変に特別な緊急感も伝えている。暴力から子どもを自由にするという大義にコミットした飽くことを知らない大使たちの幅広い同盟でこの気高い大義を擁護して、リーダーシップを示し、行動を動員し鼓舞することが、すべての各国政府と利害関係者に義務としてかかっている。

13. 自己満足している暇はない。世界中で、あらゆる年齢の何百万名もの女兒と男児が、その近所で、学校で、そのケアと保護を目的としている施設内で、また家庭内で驚くほどの程度の暴力にさらされ続けている。

14. 暴力は、子どもの生活に長期的傷を残し、しばしばその発達と福利、後の人生で成長する機会に取り返しのできない結果を与える。暴力は、社会に大変な経費をかけ、経済的發展を遅らせ、国の人的資本と社会資本をむしばみ、社会的進歩の土台そのものも弱体化する。身体的・心理的・性的暴力から生じる経済的重荷に関する最近の調査によれば、世界的経費は、年間7兆ドルまたは世界の総国内生産の4%

<sup>11</sup> <http://srsg.violenceagainstchildren.org/children-corner/materials> より閲覧可能。

以上にもなることもあろう。しかし、暴力防止のための証明された戦略への比較的つつましい投資があれば、暴力から子どもを保護する際に長期的変化が起こることもある。新しいアジェンダの価値、目標、ターゲットが目に見える国内行動に変わって初めて暴力は遠い過去のものとなるであろう。

15. 子どもに対する暴力に関する調査のフォローアップのプロセスが示しているように、土台にするべき健全な基盤がすでにある。ますます多く国々が、監視と評価のみならず企画、政策、予算の決定を特徴づけるデータを収集し分析するメカニズムに沿って暴力を防止し、対応する強力な国内法と国内計画を有している。地域団体と機関は、こういった努力の重要な担い手となっており、例えば、東南アジア諸国連合(アセアン)と欧州会議のような団体の中には、子どもに対する暴力に関する新しい地域計画を「持続可能な開発目標」に沿うものに行っているところもある。

16. しかしそのような進歩は、いかに重要といえども、さらに強化される必要がある。「2030 アジェンダ」の実施には、強化されたパートナーシップとかなりの資金の動員が必要であり、暴力からの子どもの保護が後知恵になることはできない。各国政府、市民社会、地域社会と宗教指導者、民間セクター、国際団体及び子ども自身を含めたその他のすべての利害関係者の幅広い世界同盟が極めて重要である。このために、特別代表は、「持続可能な開発目標」のターゲット 8.7 に従って子ども労働をなくすことに向けた努力を動員する ILO イニシャティヴ「8.7 同盟」のみならず、子どもに対する暴力をなくすための世界的パートナーシップの開発を支援している。普遍的定期的レビュー・プロセスと特別手続の作業を含めた人権条約機関とメカニズムは、「目標」の暴力関連のターゲットをその監視活動の中で主流化することにより、戦略的プレーヤーになることができる。

17. 子どもに対する暴力の根は、多面的であり、これを防止し、撤廃するには、多部門的で統合された取り組みが必要である。「持続可能な開発目標」のすべてのターゲット、特に貧困と子ども労働をなくし、ジェンダー不平等と有害な慣行に対処し、保健と教育、司法と説明責任があり、包摂的な機関へのアクセスの推進に関連するターゲットは、子どもの生活における暴力の危険を減らす手助けとり、被害者に効果的対応を提供するであろう。子どもに対する暴力をなくすことができないことは、社会的進歩と持続可能な開発の夢の実現を損なうであろう。

18. 「2030 アジェンダ」の暴力関連のターゲットは達成できるものであるが、進歩の測定は健全なデータとさらに強力な国内統計能力によって支えられる必要があるであろう。子どもが性的・身体的・情緒的暴力にさらされることに関する知識とデータの強化と共に、18歳未満のすべての女兒と男児に対するあらゆる形態の暴力の完全な規模と発生を捉えることができる強化されたツールと方法論を開発することが極めて重要である。

19. 子どもたちはこのプロセスに大きな期待を寄せている。子どもたちは、すべての子ども及び他のすべての人々が、恐怖と暴力のない安全で、幸せで、健全な生活を享受できる未来を望んでいる。しかし、子どもたちがしばしば強調するように、計画のない夢は単なる素敵な夢でしかなく、夢のない計画は、悪夢となることもある。「持続可能な開発目標」の実施は、子どもたちの夢と同じ大きさの世界を築く助けができる。これが子どもたちの野心であり、これが、世界が目前にしている気高い大義なのである。

## **B. 自由を奪われた子どもに関する世界調査**

20. 「2030 アジェンダ」の実施が始まる時、数えきれない数の子どもたちが、すでに取り残されつつある。これには、自由を奪われた子どもたちが含まれる。ドメスティック・ヴァイオレンスから逃げてきた子どもたち、路上で暮らす子供たち、人身取引、買春、組織犯罪または紛争状況の被害者である子どもたちを含めた脆弱な状況にある子どもたちは、特別な危険にさらされており、さらにその他の子どもたちは、精神衛生と麻薬乱用の結果として、または移動者または亡命者としてのその地位のために、結局拘禁状態にあることがわかるかも知れない。

21. 長い間裁判を待つ閉ざされた施設、精神科センターまたは成人の刑務所に入れられ、こういった子どもたちは、しばしば、司法にアクセスし、その拘禁の合法性に挑戦し、または教育と職業訓練及び永続的社会再統合から利益を受ける本当の機会を失っている。一旦自由を剥奪されると、子どもたちは、ハ

ラスメント、性的虐待及び拷問行為を含めた人権侵害の高い危険にさらされる。子どもたちは、しつけの1形態としての暴力、懲罰または刑の宣告を受けるかも知れない。

22. この重大な懸念に対応して、総会はその決議 69/157 の中で、任意の寄付を通して資金提供を受けて、関連国連機関と事務所と密接に協力し、加盟国、市民社会、学界、及び子どもを含めた関連利害関係者と相談して、自由を奪われた子どもに関する詳細な世界調査を委託し、その結論を第 72 回総会に提出するよう事務総長に勧めた。この調査は、政策と法律を特徴づけるためにデータと健全な証拠を強化し、専門家のための能力開発イニシアティブを開発し、拘禁されている子どもに対する汚名を着せるような態度や行為の変容を推進する手助けとなろう。

23. 11 月 20 日の 2015 年の世界子どもの日に、事務総長は、世界の子どもに対する国際社会によってなされたコミットメントが、自由を奪われた子どもたちに拡大されることを保障することの重要性を強調した。事務総長は、「子どもの権利に関する条約」が、状況がどうであれ、子どもの自由の剥奪は、最後の手段でなければならず、期間も最も短いものでなければならないと規定していることを強調した。そのような子どもに関する目的は、子どもの最高の利益を追求し、自由の剥奪を防止し、拘禁に対する代替手段を推進することによってなければならない。事務総長は、調査を前進させるために資金と専門知識を集めるために集まった国連の連合を支援するよう加盟国及びその他に要請した。

24. 総会は、その決議 70/137 の中で、この問題に関する以前の決定を想起し、この調査の作成を支援するよう、加盟国、国連機関、基金、計画及び事務所並びにその他の関連利害関係者を奨励した。

25. この調査は、特別代表のマンデートの優先事項となっており、特別代表は、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、国連人権高等弁務官事務所、国連麻薬犯罪事務所及び国連子ども基金(ユニセフ)とのパートナーシップで、その開発への下準備における最初の調整と企画努力を促進してきた。現地を準備させるために、特別代表は、国連機関間タスク・フォース、市民社会フォーラム及び地域横断的学術調査ネットワークを含めた制度的枠組みを設立する努力の先頭に立ってきた。

26. この調査開発のための政治的支援と資金提供を動員し、調査が土台とすることができる戦略的機会とプロセスを明らかにするために、特別代表は、加盟国、国連機関、条約機関及び人権理事会の特別手続、市民社会団体、地域人権メカニズム、独立人権機関、学術機関と重要な会議を開催した。

27. 国連パートナーと調整し、その他の戦略的利害関係者と協力して、この調査のための主要な準備業務は、その重点と範囲をさらに決定し、資金集めイニシアティブを開発する目的で、2015 年に進められた。

28. 特別代表は、世界調査のさらなる前進に依然として強くコミットしている。

### C. 暴力からの子どもの保護のための地域プロセスを強化する

29. 地域団体と機関は、暴力防止撤廃イニシアティブの戦略的同盟である。特別代表と共に開発された制度的協力は、進歩を促進し、国々の説明責任を高め、国内の実施努力を支援するために地域政策アジェンダの核心に子どもに対する暴力を据える際に役立ってきた。地域団体と機関を集める特別代表の年次高官地域横断的ラウンド・テーブルは、政策対話、知識と好事例の分かち合い、努力の調整と相乗作用の推進、傾向と差し迫った懸念の明確化及び暴力からの子どもの保護における進歩を促進するための協力のための戦略的フォーラムとなっている。

30. ラテンアメリカ・カリブ海地域では、2011 年にアスンシオンで採択された子どもに対する暴力に関する道程表に基づいて、南部共同市場(メルコスール)の Nin@Sur イニシアティブの永久委員会は、2015 年 7 月に、建設的規律と暴力防止の推進のための地域政策を開発することで合意した。2015 年 11 月に、永久委員会は、ターゲット 16.2 及びその他の暴力関連のターゲットに特に重点を置いて、「2030 アジェンダ」の実施を支援する地域戦略計画を準備することを決定した。

31. 2015 年 7 月に、子どもの権利・子ども保護に関するカリブ海共同体タスク・フォースは、身体的・情緒的・性的・オンライン関連の暴力からの子どもの保護を強化するために、2012 年にキングストンで採択されたあらゆる形態の暴力からの子どもの保護に関する地域道程表のフォローアップとしての 2015

年から 2020 年までの子どもに対する暴力の防止と撤廃に関する地域戦略を開発した。この地域戦略は、ターゲット 16.2 を特に強調して、カリブ海地域での「持続可能な開発目標」の実施を支援することを目的としている。

32. 中米統合システムは、特別代表が推進した地域横断的協力プロセスに特徴づけられて、子どもに対する性暴力に対処する地域条約の草案作りを開始した。

33. アフリカ諸国、機関及びパートナーとの協力がさらに追及されてきた。2015 年 11 月に、「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」の 25 周年を祝うために子どもの権利と福祉に関する専門家アフリカ委員会によって開催された会議に当たって、特別代表は、子どもに対する暴力に関するアフリカ報告書の開始で、アフリカ連合、アフリカ子ども政策フォーラム及びユニセフに加わった。この報告書は、子どもに対する暴力に関する調査の勧告の実施に関する地域的進歩の見直しを示し、子どもにふさわしいアフリカを達成する際の課題、機会、優先事項を強調し、行動のためのアジェンダを含んでいる。この地域で行われた調査と家庭調査に基づいて、この報告書は、今後 25 年間の「アフリカ子どもアジェンダ」の開発に重要な貢献をした。その核心となる目標の一つが子どもに対する暴力をなくすことである「子どもアジェンダ」は、子ども保護に関連する「持続可能な開発目標」のターゲット、特にターゲット 16.2 の達成に重要な弾みをつけるであろう。

34. 子ども結婚をなくすことに関する第一回アフリカ女兒サミットは、2015 年 11 月にルサカで開催された。アフリカ連合とザンビア政府が主催して、このサミットは、国家と政府の長、ジェンダーと子どもに対して責任を有する閣僚、国連機関、開発パートナー、市民社会団体及び宗教・伝統指導者並びに子ども結婚を経験した若い人々を集めた。参加者たちは、大陸全体にわたって子ども結婚をなくすために遂げた進歩を評価し、証拠と好事例を分かち合い、アフリカで子ども結婚及びその他の有害な慣行をなくすことへのコミットメントを更新した。

35. 特別代表は、「アフリカにおける子ども結婚をなくすことに関する共通のアフリカの立場の実施のための行動計画」の速やかな実施を目的として、アフリカ連合、子ども結婚をなくすことに関するアフリカ連合の特別報告者及びその他のパートナーとの協働をさらに強化するであろう。

36. これはすでに多くのことが達成されている領域である。例えばマラウィでは、議会が、婚姻最低年齢を 18 歳に引き上げた「婚姻・離婚・家族関係法」を 2015 年に可決した。このプロセスを巡る社会的動員と伝統的指導者と共に開発された重要なパートナーシップが、新法に対する意識を高め、一つの地区で 330 件の子ども結婚の無効につながった伝統的な女性酋長によって指導された画期的イニシアティブを含め、重要な結果を達成した。

37. 東アジアでは、2015 年 11 月に開催された第 27 回アセアン・サミットが、「子どもに対する暴力の撤廃に関するアセアン地域行動計画」を採択した。この「行動計画」は、アセアン加盟諸国による「2030 アジェンダ」、特にターゲット 16.3 とその他の暴力関連のターゲットの実施のための道を拓いている。この「行動計画」は、アセアン地域における「女性に対する暴力撤廃と子どもに対する暴力撤廃宣言」の実施の推進を目的とし、人間の尊厳と 1 人ひとりの子どもの価値を認め、ニュー・テクノロジーに関連した暴力のような新たな懸念を含め、子どもに対するあらゆる形態の暴力に対処する具体的行動を推進し、国内行動を特徴づけるためのデータと調査に特に重点を置き、アセアン加盟諸国の間の分かち合いと相互学習を推進している。

38. 女性と子どもの権利の推進と保護に関するアセアン委員会は、加盟国からの報告に基づく「行動計画」の実施の年次見直しを行う。最初の 5 年間は、子どものしつけへの非暴力的取組、子どもの施設からの解放、オンライン虐待からの子どもの解放、オンライン虐待からの子どもの保護、自由の剥奪の防止と子どもに対する暴力の撤廃を支持する政策策定者と一般の人々の意識を啓発する対象を絞ったキャンペーンのみならず、法律と接触する子どもたちのための司法手続きに対する代替手段の推進並びに子どもに対する暴力の撤廃を支持する政策策定者と一般の人々の間の意識を高めるための対象を絞ったキャンペーンを含め、優先領域に重点を置くであろう。

39. アジア太平洋地域では、フィジー大統領が、15カ国の太平洋島嶼国からの政府高官、地域社会と宗教団体及び子ども保護の専門家の参加を得て、子どもに対する暴力をなくすことに関する初めての地域全体にわたる会議を主催した。特別代表からの支援を歓迎して、参加者たちは、サービス提供における好事例と増額された資金の配分と家庭裁判所とリファールのためのネットワークの設立及び保健・教育・社会福祉セクターにわたる対応を含め、子どもに対する暴力を防止し、対応するための戦略とプログラムを見直した。参加者たちは、強化された法律と政策を要請し、参加国の子どもたちのために暴力のない家庭と社会を推進することを公約した。

40. 「子どもに対する暴力をなくすための南アジア・イニシャティヴ」<sup>12</sup>は、人権基準との両立性を決定する関連法の緊急見直し、法定最低婚姻年齢を18歳と確立すること、子ども結婚を禁じている法律をあらゆる形態の暴力から子どもを保護する法律と調和させることを通して、この慣行をなくす際の進歩を促進するために、「南アジアにおける子ども結婚をなくすための地域行動計画」(2015-2018年)及び「南アジアでの子ども結婚をなくすためのカトマンズ行動の呼び掛け」の先頭に立った。2016年に、この「イニシャティヴ」は、南アジア全体にわたって子どもに対する暴力に関連する「持続可能な開発目標」のターゲットの実施を推進するために、高官会議を開催するであろう。

41. 2015年7月に、欧州連合は、子どもの権利へのコミットメントを再確認し、「条約」の「選択議定書」の批准を推進し、子どもに対する暴力を防止し、対処する強化された国内子ども保護制度を支援する「欧州連合のアジェンダの核心に人権を保つ」と題する2015年から2019年までの人権と民主主義に関する新しい行動計画を採択した。

42. 欧州会議は、暴力から子どもを保護し、デジタルの環境での子どもの権利を含め、オンラインの虐待から子どもを保護することを含め、特別代表によって提起された問題の領域に特別な注意を払って、暴力からの子どもの保護に鋭く重点を維持しつつ、2016年から2021年までの子どもの権利に関する戦略の開発に乗り出している。

### III 情報コミュニケーション技術: 子どもの可能性を最大限にし、性的搾取を含め、オンライン暴力から子どもを保護する

#### A. 子どものための安全で包摂的でエンパワーするデジタル・アジェンダを推進する

43. 暴力から子どもを保護するためのICTの利用に関連する機会と課題は、特別報告者のマンデートの優先的問題であり、特別代表は、2014年に出された報告書の中でこれに対処した。

44. ICTsは、子どもたちに知識と技術を高め、創造的な調査や文化活動を経験し、遊び、社会化、娯楽に関わる新しい、わくわくする手段を提供する。しかし、ICTsは、オンラインの性的虐待と搾取を含め、深刻な暴力の危険にも関連している。子どもたちは、サイバーいじめ、有害な情報または虐待的な資料にさらされ、奪い取る可能性のある人によって仕込まれ、セクスティング、子ども虐待を描写するイメージの作成と配布、ライブのウェブ・ストリーミングを通じた虐待と搾取を受けることもある。ICTsは、子ども虐待の画像の作成、配布、所持をかなり促進してきたし、急速な技術革新で、加害者の数が増えている。

45. インターネットの子ども虐待の画像の数は、前例がないほどのレベルに達している。大勢の個人の犯人への何百万という配布は、スマート・フォンの利用によって促進されている。暗号化されたネットワークで、性犯罪者が発見されずにそのような資料を分かち合うことができ、刑事捜査と訴追にさらなる課題を呈している。

46. インターネット上の子ども虐待の画像の数は、1997年から2006年までで、1,500%増えたものとも積もられている。この増加傾向は根強く続いている。つまり、INHOPE(インターネット・ホットライン国際協会)によれば、51の協働的ネットワーク、2012年から2014年の間にその報告管理システムに挿入

<sup>12</sup> Wwwwsaievac.org を参照。

された子どもの性的虐待資料を含む URLs の数は、135%増加した。描写された子どもはますます幼くなり、80%以上が10歳以下で、3%が2歳未満である。

47. 一旦オンラインになると、子どもの性的虐待の画像は、無限に出回り、被害者の虐待を永続化する。子ども被害者に加えられる深刻な害悪を超えて、そのような画像が出回ることは、子どものさらなる搾取を煽り、虐待の危険を増加させる需要を大目に見る有害な社会的態度を維持する。

48. このような子どもの権利の侵害を防止し、対処することの緊急性を認めて、2015年の地域団体とイニシャティヴとの特別報告者の高官ラウンド・テーブルは、ICTsの利用に関連する子どもに対する性暴力の撤廃に重点を置いた。欧州会議との合同で開催されたこの会議は、この現象の重大さと広まり、それが被害者に与える長期的インパクト、この発生を捜査し訴追する際の困難、安全で、アクセスでき、子どもに配慮したカウンセリングと通報・苦情申し立てメカニズムの欠如を強調した(A/70/289、パラ36-40を参照)。

49. オンライン暴力は、しばしばよそで起こった虐待事件に関連しているが、スクリーンは、子どもたちが学校、地域社会または家庭でさらされている暴力の多様な顔をより多く写している。ICTsは、被害者を明らかにして保護し、犯罪活動を捜査し違法で有害なコンテンツに対処することがますます難しくなっているところで、そのインパクトを多様化する限りない鏡の迷路への入り口となる。適切な調整がなければ、オンライン虐待の様々な形態に対処することに注がれる努力は、その拡散と継続する急速な技術の進展の速度にマッチしないであろう。

50. これは、2015年9月に特別代表が促進した人権理事会の第30回会期に当たって開催された高官会議の結論でもあった。ベルギー政府が主催し、ベルギー王妃のご参加を得て、この会議は、各国政府、市民社会団体、学界及びICT産業の代表者を集めた。

51. 暴力の多面的性質が、多面的対応を必要とする(A/HRC/28/55、パラ83-84を参照)。特別報告者が人権理事会への前回の報告書で述べたように、この対応は、ICTsが提供する機会と可能性を利用し、子どもたちが自信を持って安全にオンラインの世界を探求できるように、子どもと若者の技術を高めつつ、オンライン虐待を発見し対処す際に効果的である必要がある。さらに、このプロセスには、すべての関連利害関係者を集める必要があり、国の当局、市民社会及びICT産業は重要な役割を果たし、子どもの積極的貢献が、こういった努力の核心にある必要がある。

52. 近年、重要な国際・地域の多様な利害関係者のイニシャティヴがオンライン子ども保護の問題に対処するために始まっている。非常に関連性があるのだが、これらイニシャティヴは、すべての関連行為者を巻き込み、あらゆる形態のオンライン虐待の防止と対応のためのデジタル・アジェンダの多様な側面に対処できないでいる。

53. オンラインの性的虐待からの子どもの保護は、頻繁に関連犯罪の発見、捜査、訴追に重点を置いて、特に幅広い動員を生んできた。ヴァーチャル世界タスクフォース、オンラインの子どもの性的虐待に反対する世界同盟及びオンラインでの子どもの商業的性的搾取に反対する様々な地域連合が各国政府、法律執行機関、金融機関、企業セクター、市民社会及びその他の利害関係者を巻き込んだ極めて貴重な努力の例である。

54. 2014年12月に、英国政府は、これら努力に基づき、オンラインの性的搾取を防止し対応し、子どもの保護を確保し、刑事責任免除と闘うための措置を含め、国のモデルを提案するWePROTECTイニシャティヴを開始した。その開始にあたって、2015年11月にアブダビで開催されたWePROTECTサミットで、政府と市民社会とICT産業の代表は、このプロセスへのコミットメントを表明する行動声明に署名した。

55. エクパット(子ども買春・子どもポルノ・性的目的での子どもの人身取引をなくそう)、INHOPE及び行方不明の搾取された子ども国際センターのような市民社会団体は、オンラインでの子どもの性的搾取の発生を防止し、対応するための政策と法律の開発、被害者の身元を明らかにし保護するための措置の推進、性的虐待資料を通報し、解体するメカニズムの設立及びこれら措置に対する政治的・財政的・公的支援の動員に大きく貢献してきた。

56. ICT 産業の貢献も、オンラインの性的虐待資料を追跡する技術の開発、犯罪の捜査と訴追を促進する措置及び子どものエンパワーメントと保護への投資を含め、極めて重要なものであった。

57. 同様に、国連と「子どもの権利に関する条約」と子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関するその「選択議定書」、サイバー犯罪に関する「欧州会議条約」及び「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護条約」のような地域条約監視機関は、説明を強化し、その省察と行動において各国を導いてきた。

58. 2016年3月に開催されることになっている子どもの権利に関する人権理事会の丸一日の年次会議は、効果的にオンラインによる子どもの性的搾取に対処するより断固としたより条件の良い行動を推進する戦略的機会を提供する。子どもの権利を推進し保護し、オンラインの虐待から子どもを保護するための ICTs とインターネットの大きな可能性はまだ探求されていない。特別代表者は、この可能性が、すべての関連利害関係者が参加し、子どものための多面的で、安全で、包摂的で、エンパワーするデジタル・アジェンダの推進と実施をその作業の核心に持つフォーラムである専門のプラットフォームの確立によって最もうまく開発できるものと確信している。この点で、重要な教訓、企業と人権に関するフォーラムの枠組内での人権理事会の作業から引き出すことができる。特別代表は、この重要なプロセスにおいて継続して支援することに強くコミットしている。

## B. サイバーいじめからの子どもの保護

59. サイバーいじめは、総会によって、その決議 69/158 で対処された。これは特別代表のマンデートの特別な懸念となっている。

60. サイバーいじめは、容易く自分を守ることができない被害者に対して電子形態の接触を利用する個人または集団によって行われる攻撃的で、意図的な行為と定義されるかも知れない。これは、典型的に繰り返し、長期にわたって行われ、しばしば、力の不均衡を特徴とする<sup>13</sup>。

61. これは被害者の物理的存在を必要とはせず、実際匿名で促進できる。一つのオンライン行為が多数の人々の目に触れ、広がり、被害者がどのようにこれを経験し、再経験するかを評価することは大変難しい。

62. オンラインのソーシャル・ネットワーク、eメール、チャット・ルーム、ブログ、インスタント・メッセージとテキスト・メッセージを含めた様々なメディアとプラットフォームが、サイバーいじめで利用されている。その出現を支えている重要な要因は、インターネットと ICTs への子どものアクセスの急速な増加である。子どもインターネット利用者の正確な割合を評価することは難しいが、最近の推定は、世界中の利用者の3分の1が18歳以下であることを示している<sup>14</sup>。子どもは比較的幼くしてますます大勢がインターネットに行き、初めてインターネットを利用する年齢は下がっている。

63. サイバーいじめには、噂を広げること、間違った情報または傷つけるメッセージ、当惑するようなコメント、オンライン・ネットワークから誰かを排除することまたはその他の通信をポストすることが含まれるかも知れない。学校またはその他の社会的スペースでの面と向かった交流からしばしば生じ、これはいつでも子ども被害者に悪影響を与え、素早く大勢の人が見ることになるので、特に深刻な害悪を引き起こすこともある。

64. サイバーいじめは、オンラインの世界を通り抜ける時に子どもの最大の懸念の一つである。欧州での調査は、傷つくようなメッセージを受けることは、オンラインしている子どもにとって滅多にない危険であるが、最も子どもを動転させる可能性があり、そのようなメッセージの影響を受けた子どもの大多数は、社会的支援を要請し、6%は、そのようなメッセージを削除し、またはブロックする戦略を用いた。

<sup>13</sup> <http://srsg.violenceagainstchildren.org/page/1154.p.vii> を参照。

<sup>14</sup> Sonia Livingstone, John Carr 及び Jasmina Byrne, *3人に1人: インターネット・ガヴァナンスと子どもの権利*, インターネット・ガヴァナンス世界委員会、文書シリーズ第22号、2015年11月、2頁。

65. 異なった地域には未だにデータ格差があるが、サイバーいじめが子どもの心に重くのしかかっており、子どもが支援を求めることを促進していることは明らかである。子どもヘルプライン・インターナショナルが集めたデータは、世界中で、サイバーいじめが、子どもがヘルプラインに電話をかけてくる頻繁な理由であり、2014年には、サイバーいじめに関連する 27,847 通の電話がヘルプラインに掛かってきた。

66. サイバーいじめは、オンライン暴力の重大な形態であり、異なった形態の性的虐待と関連することもある。サイバーいじめには、実際、自分が作成した性的に露骨な資料、性的性質のメッセージまたは画像を作成し、分かち合い、送ること(セクスティング)、被害者から性的好意を得ることまたは被害者を性的行為を行うことを強制すること(セクストーション)が含まれるかも知れない。

### セクスティング

67. 子どもに対する残虐行為防止国内協会が出版した調査は<sup>15</sup>、英国では、若者の 15%から 40%が、セクスティングに関わっていることを示している。これには、直面している同輩からのセクスティングの圧力をしばしば心配し、混乱し、動転している 12 歳未満の子どもたちが含まれる。主たる技術関連の脅威は、見知らぬ人からではなくて、同輩とそのソーシャル・ネットワークの「友達」からのものである。十代の若者は、見知らぬ人からのオンラインの危険を減らす方法に気づいているが、意識啓発は、同輩からの危険をなくすことに向けて移行する必要がある。生徒が直面している性的圧力についての討論会を開催し、これら討論会を促進するための教員の支援と訓練を推進する際の学校の役割は重要である。

68. セクストを送信しまたは受信している若い人々の大多数は、そのことについて大人には決して話さないし、両親や教師は助けを求める最後の手段と考えられている<sup>16</sup>。ほとんどのセクスティングの画像は、自分で作成し、携帯電話で配布されるが、画像は容易く携帯電話からソーシャル・ネットワークに移動し、これがインターネットでのサイバーいじめとオンライン虐待という結果となることもある。

### サイバーいじめのインパクト

69. 力の不均衡を特徴として、サイバーいじめが深刻な害を引き起こすこともある。インパクトは、被害者の性格や状況、特別な形態のサイバーいじめとそれが子どもの完結性と尊厳を侵害する程度次第ではあるが、被害者は共通して心配、恐怖、苦痛、混乱、怒り、不安定、自尊心の低下、強い屈辱感、自殺したいという考えさえ経験している。子どもの学校での成績は、心理的苦痛のために下がるかも知れないし、いじめを避けるために不登校になるかもしれない。学校の落ちこぼれ率も、被害者の間で比較的高い。

### サイバーいじめ、子どもの認識及び若い人々が作り出す画像

70. 子どもたちがどのように ICTs を見なし、利用しているかという状況で、サイバーいじめという現象を調べることが重要である。これは、オンライン虐待の危険を減らし、緩和しつつ、サイバースペースの多大な利益を推進する際に極めて重要である。

71. ICTs を通した社会とのかかわりは、今では子供の生活の基本的部分であるが、子どもと若者が ICTs に関わるその様態は、前世代とはかなり異なっている。子どもたちは今では現実の世界とヴァーチャルな世界との間を容易く移動し、オンラインとオフラインとの間の区別をこれまでなく無関係なものに見なしている。

72. 若い人々は、自分のオンライン行動の結果を考慮に入れずに、またはオンラインの危険をつき止められずに個人的な情報を分かち合いたいと思うかも知れない。例えば、子どもたちは、オンラインで分か

<sup>15</sup> Jessica Ringrose 他、子ども、若者及び『セクスティング』の質的調査、(ロンドン、子どもに対する残虐行為防止国内協会、2012年)。

<sup>16</sup> Andy Phippen、「セクスティング: 慣行、態度、影響の探求」、英国より安全なインターネット・センター及び子どもに対する残虐行為防止国内協会、2012年12月、14頁。

ち合う情報や画像が予期しない方法で広められるかも知れないことを知らないかも知れないし、同様に、一旦そのような資料を分かち合うとそれを管理できなくなることに気づいていないかも知れない。これは、性活動に関わっている自分を明らかにする画像またはビデオを作成し、意図的にそれを電子的手段で分かち合う時、特に問題となることもある。

73. 若い人々は、同輩からの圧力の結果としてまたは「親密」な関係の一部として、性的に露骨な資料を作成するかも知れない。いずれの場合も、意図した人ではない人々によってみられる危険がある。そのような資料が間違っただけの手に入る時、それは子どもと若い人々を脅してさらに危険な行為に関与させるために利用されることもあり、これが普通セクストーションと言われる犯罪戦略である。

74. 個人消費のために意図された画像が、なぜより広く普及されるかも知れないかの理由はたくさんある。問題の個人に害を与える明確な意図またはかかわっている者が自分の行為の意味合いに気づいていないかも知れず、またはオンライン環境の認識された匿名性が面と向かった交流では決してしないようなやり方で行動するよう思春期の若者を奨励するのもかも知れない。いずれにせよ、一旦オンラインに出ると、そのような画像や資料は、特に削除が難しくなる。

75. このトピックに関する最近の調査は<sup>17</sup>、いくつかの重要で心配な発展を明らかにしてきた：

(a)調査された画像とビデオの中で、17.5%が15歳以下の子どもを描いており、このコンテンツの85.9%が、携帯電話よりもむしろウェブカムを利用して作成されていた。

(b)この年齢層を描写しているコンテンツの比較的高い割合は、16歳から20歳までの年齢層よりも「重大さのレベル」が高いものと評価された。

(c)15歳以下の子どもを描写しているコンテンツの中で、93.1%が女兒を特徴としていた。

(d)15歳以下の子どもを描写しているコンテンツのすべてが、元のアップロードの場所から取られたもので、第三者のウェブサイトを経由して再配布されたものであった。

(e)13歳以下の子どもを描写するコンテンツの高い割合は(85%)、この現象の背後にある理由を理解するためのさらなる調査と子どもが直面するかも知れないオンラインの危険を防止し、対処するための意識啓発キャンペーンの必要性を示している。

### 特別な危険にさらされている子どもたちを保護する

76. 脆弱な状況にあり、日常生活で困難に直面している子どもたちも、オンラインで危険に直面する傾向にある。実際、障害を持つ子ども、社会的排除を経験している子ども、学校に行っていない子ども及びマイノリティに属しており、移動の悪影響を受けている子どもは、インターネットにアクセスする可能性が低く、従ってオンライン中に安全慣行を学ぶ。その結果、インターネットにアクセスする時、サイバーいじめにさらされる可能性がより高い。

77. 社会的孤立は、費やす時間量と必要な時に助けを求める動機を含め、オンラインしている子どもの行動に悪影響を及ぼす。孤立した子どもは、微妙な情報を分かち合う可能性がより高く、受け入れられ、注意を引くために、比較的危険な行動に関わるかも知れない。これは、多くの心理的問題を抱えた子どもたちがオンラインでもオフラインでもより大きな害を受けるかも知れない二重の危険効果と呼ばれてきた。

78. ある種のグループは、不相応にサイバーいじめの危険にさらされている。例えば、障害を持つ子どもまたは特別な教育上のニーズがある子どもは、ほかの子どもよりいじめられる可能性がかなり高い。障害を持つ若者は、大人が彼らがいじめられるかも知れないことを恐れているために、またはインターネットの安全性についての懸念のためにインターネットを利用することを積極的に思いとどまらされてい

<sup>17</sup> マイクロソフトと提携したインターネット監視財団、新たなパターンと傾向報告書第1号：若者が生み出した性的コンテンツ、2015年3月10日。

ることを示してきた。しかし、サイバーいじめに関する相談に参加した者たちは、インターネットを利用することの多くの建設的側面を強調してきた。ICTs とインターネットは、オンラインへの参加とソーシャル・ネットワークを通して、社会的孤立を減らすことを含め、子どもたちが直面するかも知れない課題の多くを克服する手助けができる。障害を持つ子どもの中には、その闘いのあるものに対処する手段を提供するのでインターネットの利用は開放し、エンパワーするものであるとの見解を表明した者もあった。インターネットは、彼らが同じような経験をしている他の人々とつながることができるようにし、メッセージ・ボード、フォーラム、ビデオからのいじめのような問題に支援を得、特に社会的困難や孤立を経験している時に、社会的つながりを築くことができるようにした。

79. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一性障害の若い人々は、いじめやサイバーいじめに対して特に脆弱である。国連教育科学文化機関(ユネスコ)の報告書で述べられているように、同性愛嫌悪のいじめに関するデータを収集している国は比較的少ないが、世界のすべての地域からの証拠は、多くの国々のすべてのレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一性障害の学生の半数以上がそのような事例を報告している状態で、問題の規模がかなりのものであることを示している。重要な調査に基づいて、この報告書は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一性障害の若者のいじめにもサイバーいじめにも対処する防止努力の必要性を確認している。

### 人権基準とサイバーいじめからの子どもの保護

80. サイバー空間における暴力に関連する課題がほとんど予想できなかった時に作成されたのだが、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」は、オンライン虐待に関連する課題に対処するためのしっかりとした枠組を提供している。

81. あらゆる形態の暴力からの子どもの保護を要請している「条約」の第 19 条に導かれて、子どもの権利委員会は、あらゆる形態の暴力からの自由への子どもの権利に関するその一般勧告第 13 号(2011 年)で、携帯電話とインターネットのような ICTs によるもの、たとえば、サイバーいじめ(パラ 21)を含め、大人またはその他の子どもによる心理的いじめとしごきに対処した。

82. サイバーいじめを含め、子どもに対する暴力を防止し、これと取り組む国家の責務には、子どもに対する暴力を大目に見、これを推進する態度、伝統、慣習、行動上の慣行に対処する教育措置の実施が必要であると委員会は述べた。これら措置には、生活技術、自己防衛、ICTs に関連するものを含めた特別な危険に関する正確でアクセスでき年齢にふさわしい情報の子どもへの提供、建設的な同輩関係を開發し、いじめと闘うための子どもへの支援、意見を聴いてもらう権利の推進を含めた子どものエンパワーメントが含まれる。これら措置は、国家によっても、市民社会行為者によっても開始され、実施されることができるが、究極の責任は、国家にある(パラ 44)。

### サイバーいじめを防止し、対応する

83. 国内法の可決を含め、サイバーいじめを防止し、対処するために世界中の国々によって重要な努力が払われつつある。法律は、しっかりした国内の子ども保護制度の重要な基礎単位である。これは、どのように子ども保護を確保し刑事責任免除と闘うかについて社会に明確なメッセージを送り、偏見と虐待の社会的受容を克服する態度や行動の永続的な変容プロセスの引き金となり、子どもの権利に対する尊重の文化の基礎を提供する。いじめに関する法律のより幅広い状況内でしばしば対処されるサイバーいじめに関して明確な法的規定を採用している国はまだほとんどない。明確な法律はほんの最近導入されたばかりで、そのインパクトと長期的効果についてしっかりとした結論を引き出すことを難しくしている。

84. 他の形態の暴力に対処している法律のように、サイバーいじめに関する法律は、意識啓発、社会動員、イニシアティブ、教育努力とキャンペーン、子どもと協力し子どものために働いている専門家の能力開發を含め、追加の措置によって支援される必要がある。適切な法律を開發する際に、13 歳から 17 歳までの子どもに対する主要な課題が生じている状態で、サイバーいじめは子どもの年齢層によって子どもに異なった影響を与えることを考慮することが重要である。法的規定は、子どもの効果的保護を確保し、防止と対応に対する責任を明確にしつつ、子どものさらなる被害化を防止するべきである。

85 サイバーいじめに関する対策を開発する際に、いくつかの取組が追求されてきた。国家の中には、追加の法律は必要ないと考えているところもある。これは、ハラスメント、攻撃、個人情報漏洩、憎しみのそそのかしに関する既存の刑法の規定が、十分な保護を提供している場合であるかも知れない。そのような規定は、例えば、オンブズ機関またはデータ保護機関を通じた国民の救済策によって補われるかも知れない。

86. 同意なしで親密な写真を漏洩すること、間接的ハラスメント、オンラインでの悪意ある物まねのような明確な側面に対処するためのサイバーいじめに特化した新しい犯罪を導入してきた国々もある。例えば、2015年7月に、ニュージーランドは、故意に深刻な情緒的困惑を引き起こし、自殺をそそのかすようなメッセージを送り、オンラインで資料をポストすることを犯罪化する「有害なデジタル・コミュニケーション法」<sup>18</sup>を制定した。この新法は、有害なコミュニケーションを思いとどまらせ、防止し、それらが被害者に与えるインパクトを減らし、苦情を迅速に解決し、有害なオンラインの資料を除去する新しい制度を確立するために立案されている。新法は、資料を取り下げること、訂正または謝罪を公表し、苦情申立者に回答の権利を与えること、または匿名のコミュニケーションの出所の明確化を発表することを含め、地方裁判所が命令することができる広範な救済策を規定している。

87. その他の国々も、サイバーいじめの被害者がそのいじめに対して民事手続きを開始し、保護命令を求めることができるようにする法律内での新しい救済策を確立してきている。こういった措置には、特定の人とのコミュニケーションを禁止すること、電子コミュニケーションの手段の利用を制限することまたは一時的または永久にサイバーいじめのために利用された電子機器を差し押さえることが含まれる。

88. もう一つの取組は、サイバーいじめに取り組むマנדートを持つ専門の機関の設立がかかわる。そのような機関は、サイバーいじめに関する苦情の捜査、オンラインの安全性のための基準の設定、苦情の速やかな解決を見出すためにコンテンツを生み出すことに対して責任を有するインターネット仲介者と末端利用者との連絡、またはインターネットから資料を除去するようとのインターネット仲介者と末端利用者に正式の要請を出すことを含め、様々な機能を持つことができよう。例えば、オーストラリアが制定した「子どものためのオンラインの安全性向上法 2015」<sup>19</sup>は、その主たる機能が、子どものためのオンラインの安全性も推進しつつ、子どもを対象としたそのような資料のソーシャル・メディアからの迅速な除去を規定しているサイバーいじめ資料に対する苦情制度を管理することである子どものe-安全性コミッショナーの設立を規定している。

89. 最後の例は、この現象を防止し、取り組む重要な可能性に鑑みて、国内法が学校という場に重点を置く取組である。この場合には、法律は、禁止されている行為を特定し、反いじめイニシャティヴから特に利益を受けるべき脆弱な集団をあきらかにし、矯正方法について被害者に知らせ、事件の捜査に関する詳細なガイドラインを提供し、いじめを防止し、明らかにし、対応する手助けをする職員の訓練に関して助言するかも知れない。

90. フィリピンでは、2013年の「反いじめ法」<sup>20</sup>が、技術または電子手段の利用を通して行われる時を含め、いじめに対処するよう、すべての小学校・中学校に要請する措置を導入した。この法律は、メカニズムと関連する通報要件を確立し、従わなかったことに対する制裁を規定している。

## 防止、意識啓発・子どものエンパワーメント

91. サイバーいじめの防止は、子どもと大人にとっての優先事項である。しばしば連続して起こるので、学校と家庭で取り組む必要がある。この領域でのイニシャティヴには、意識啓発と何がサイバーいじめとなるのか、作為であっても不手作為であっても、これに関連する危険と結果を理解することが含まれる。このプロセスで、子どもの間に他人に対する尊重と気遣いの価値及び差別を防止し、オンラインの安全性を推進する責任感を強化して、サイバースペースのコミュニケーションに対する倫理的取組を推進することが重要であり、オンラインの危険のタイプをどのように明らかにするか、オンラインの虐待

<sup>18</sup> [www.justice.govt.nz/policy/criminal-justice/harmful-digital-communications/key-measures](http://www.justice.govt.nz/policy/criminal-justice/harmful-digital-communications/key-measures) より閲覧可能。

<sup>1919</sup> [www.comlaw.gov.au/Details/C2015A00024](http://www.comlaw.gov.au/Details/C2015A00024) より閲覧可能。

<sup>20</sup> [www.gov.ph/2013/09/12/republic-act-no-10627/](http://www.gov.ph/2013/09/12/republic-act-no-10627/)より閲覧可能。

が引き起こす困惑に対処する方法、強靭性を高める方法、そのイメージ、名誉、名声が傷つけられる状況を避ける方法を学ぶことを含め、自分自身の保護を確保する方法を学ぶことも同様に極めて重要である。

92. 安全で平和な学習環境の推進を現実のものとするには、適切な資金を含め、政府のリーダーシップと支援が必要な主要な文化的事業である。両親とケア提供者、教師とサービス提供者を含めたすべての関連利害関係者の支援を得て、子どもの保護的環境を提供することが極めて重要である。子ども自身を関わらせ、エンパワーすることも同様に重要である。子どもたちは、デジタル国民として独自の能力を開発し、他人に対する自分の行動における責任を含め、堅固な価値観と生活技術を学ぶ必要がある。

93. 重要なイニシアティブは、このことを念頭に置いて、多くの国々で推進されつつある。例えば、メキシコでは、国内キャンペーンが、サイバーいじめの危険に関する地方レベルでの意識啓発、この現象についての情報での両親の支援、サイバーいじめに関連する子どもの行動の変化を明らかにし、対処する際に両親を助けることに重点を置いた<sup>21</sup>。

94. アルゼンチン<sup>22</sup>とチリでは、努力は、教員の訓練、いじめとサイバーいじめに関する学生と親のガイダンスのためのワークショップ、並びに今後の事件を防止するための被害者といじめっ子のための臨床ケアに重点を置いている。

95. 米国では、防止と対応のための包括的資金が、政府によってつくられた。専門のサイトが<sup>23</sup>、いじめとサイバーいじめの性質、誰が危険にさらされるかも知れないか、どのようにいじめを防止し、対処できるかに関する情報を提供している。両親と子どもたちのための助言と並んで、何時どこにサイバーいじめを通報するかについての情報もある。

96. チェコ共和国では、特別センターが、サイバーいじめ、サイバー・グルーミング、サイバー・ストーキング、セクスティング及びソーシャル・ネットワーク及びその他の危険なコミュニケーション技術を通じた個人情報の共有を含め、子どものオンラインの危険に関する情報とリソースを提供している<sup>24</sup>。

### 学校の将来性を土台とする

97. サイバーいじめは学校を超えて広く広がることもあり、その結果は、子どもの福利と学校の成績に悪影響を及ぼすこともあるが、学校は、非暴力の行動を推進し、暴力を大目に見る態度の変容を支援するユニークな立場にある。質の高い教育を通して、子どもたちは、危険を避け、これに対処する技術と能力を身に付けることができ、十分に情報を得た責任ある国民になることができる。サイバーいじめに対処する最も良い方法はこれを防止することであり、学校は全学生社会に利益を与える行動をとるための理想的場である。

98. このために、国々の中には学校の上級管理チームによって指導される包括的な防止と対応の調整と実施を強調してきたところもある。英国では、研究者たちによって強調された活動の中に、自尊心、創造力、参画を高めるために学童と共に技術の良好な利用を探求すること、e-安全性、デジタル識字、インターネットで意思の疎通をするための正しい方法つまり「ネットチケット」の推進、サイバーいじめとどのように直接サービス・プロヴァイダーと連絡するかに関する情報を通報するための子どもに優しいメカニズムの提供がある。サイバーいじめをライブの問題とし続けるために、年次調査の開発、取られた措置のインパクト評価、このイニシアティブの良好な結果の普及も強調されている<sup>25</sup>。

<sup>21</sup> <http://sipse.com/mexicco/programa-yoloborro-contra-ciberbullying-crimen-organizado-hijos-139713.html> を参照。

<sup>22</sup> [www.equipoaba.com.ar](http://www.equipoaba.com.ar) を参照。

<sup>23</sup> [www.stopbullying.gov/cyberbullying/index.html](http://www.stopbullying.gov/cyberbullying/index.html) を参照。

<sup>24</sup> [www.e-bezpect.cz](http://www.e-bezpect.cz) を参照。

<sup>25</sup> Magdalena Marczak 及び Iain Coyne、「学校でのサイバーいじめ：英国における好事例と法的側面」、*ガイダンスとカウンセリング・オーストラリア・ジャーナル*、第20巻、第2号(2010年)、182-193頁。

## 行動のためのカギとなる領域

99. ICTs の急速な発展と拡大は、暴力からの子どもの保護に対する重要な課題のみならず、子どもの権利の実現のための新しい機会も生み出してきた。サイバーいじめはそのような課題の一つである。この現象、それが子どもに与えるインパクト、これを防止し、対処する措置に与えるインパクトについての利用できる情報は、依然として限られている。しかし、異なった地域の調査と経験は、子どもの安全と保護を確保するために行動が必要とされるいくつかのカギとなる領域を示している。

100. 子どものエンパワーメントと貢献は、これら努力の核心にある必要がある。子どもが適切に支援され、ICTs の安全な利用における自信と強靱性を高める生活技術を学ぶ機会を与えられる時、危険を防止し、これに対処し、他の子どもを保護する際の最も効果的な担い手となる。

101. これをもたらすためには、子どもがオンラインの世界をどのように見、交流し、通過していくのかについてのみならず、既存の技術とオンライン慣行について、両親と子どもを扱うその他の成人に情報と助言を提供することが極めて重要である。時間を取って子どもと共にインターネットをあちこち見て回り、指導し、子どもを安心させ、危険となるかも知れないオンライン慣行を討議する両親を含め、両親と子どもとの間の開かれた対話が極めて重要である。この対話は、利用するサイト、プライバシーの保護、安全な情報と画像の交換を含め、オンライン行動の様々な側面に対処するべきである。

102. 学校は、このプロセスのもう一つの重要な側面を提供する。「全校」の取組が推進される時、何が受容でき何が受容できないかに関する明確な政策の準備と普及を特徴付け、学校の上級管理職、教員、学生、両親、地方当局を含め、関連行為者のかかわり、意識啓発、能力開発を推進し、子どもに優しい通報メカニズムを設立し、安全で、包摂的で寛容な学習環境を開発する新しい機会を切り拓く。

103. 明確で包括的な法律は、サイバーいじめと闘い、これを防止し、刑事責任免除と闘い、子どもの保護を確保してその再被害を避け、効果的な救済策と子どもに配慮した通報手続きを規定し、子どもの犯罪化を防止しつつ、行われた害悪を償う回復の取組を設置する手助けをする際に、貴重なツールを提供する。

104. 最後に、子どもがスキルを身に付けて関連情報にアクセスし、秘密裡に安全に支援を求めて危険に対処する手段を提供する際に、ICTs の有望な可能性を探求することが重要である。子供向けのアプリと子どもがサイバーいじめ及びその他の有害なオンラインの慣行から身を守ることを容易くするメカニズム---ブロックング、いじめっ子の身元確認と通報を含め---の開発も奨励されるべきである。

## IV. 前方を見る

105. 近年、暴力からの子どもの保護は、大きく無視されていたトピックから増加する世界的懸念へと進展してきている。国際人権基準の枠をはめられ、子どもに対する暴力に関する国連調査に特徴づけられ、子どもがどのように暴力にさらされているかに対する深まる理解、防止と対応のための国の支援を動員し、子どもに対する暴力を大目に見る態度と行動を変容する手助けをするかなりの努力のみならず、子どもの安全と保護を確保する強化されたコミットメントが発展してきた。

106. ポスト 2015 年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会合によって採択された成果文書「私たちの世界を変える: 持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、恐怖と暴力のない平和で公正で包摂的な社会という世界の夢を描写している。これには、明確な優先事項として、子どもに対するあらゆる形態の暴力撤廃が含まれている。この新しいアジェンダの実施と 2016 年の調査の提出 10 周年記念は、最も重要なカウントダウン、つまり、誰も取り残さず、すべての子どものための恐怖と暴力のない世界に向けたカウントダウンの始まりを記す。

107. すべての国の政策行動の核心に暴力からの子どもの保護を据え、恐怖と暴力が遠い過去の一部である世界についての子どもの夢を現実のものにするこの歴史的機会を捉えることが絶対に必要である。

108. 前進する際に、変革、才能、時間が私たちの合言葉である。私たちの行動を増幅し、変革を達成したいと思っている人々を繋げるために技術を利用しつつ、永続する変化を達成するためには希望が絶望に取って代り、自信が不信にとってかわらなければならないので変革である。国家、機関、地域社会及び努力に加わる用意のある何百万人という大人と子どものネットワークの断固としたコミットメントとネットワークが、この野心的な変革プロセスにとって極めて重要である。

109. 才能は、私たちの広く分かち合われる子どもの権利の価値と私たち全員が建設したいと思っている社会の役に立つところに置かれなければならない。2030年に向けたカウントダウンの中で、暴力と社会的排除の破壊的インパクトを克服するためには誰もが重要であり、誰もが必要とされる。

110. 満足などありっこない、つまり深い緊急感をもって動くことが絶対に必要であるので、時間である。暴力防止への投資、子どもの命と未来の保護、国の資源を節約することは、より明るい未来へのカウントダウンの中で得た時間を意味する。変革の機会はまだにも重要であるので見逃さない。

111. 遂げた進歩を強化し、学んだ教訓を捉え、変革のダイナミックなプロセスを形成し、すべての子どもが暴力を受けずに成長できる世界を築く努力を倍増することが極めて重要である。この目的を念頭に置いて、特別代表は、以下に特別な注意を払って、促進されるプロセスのために強化された支援を動員するために、特別代表のマンドートの更新に関する総会の決定を土台とするであろう：

(a)特に暴力防止と撤廃のための包括的な国内アジェンダの立案と実施、子どもに対するあらゆる暴力を禁止する法律の制定と施行、この領域のデータと調査の強化を通して、並びに暴力を受けない子どもの権利に関する地域の協力努力を通して、国内戦略の開発を推進し、支援することによって、暴力関連の「持続可能な開発目標」の達成に向けた進歩に一大飛躍を達成すること。

(b)子どものエンパワーメントとオンラインの虐待からの保護に関する政策アドヴォカシーを強化し、行動を調整し、このプロセスでの進歩を促進するための専門の多様な利害関係者のプラットフォームのための支援を動員することにより、子どものための安全で包摂的でエンパワーするデジタル・アジェンダの実施を推進すること。

(c)それぞれ第71回総会と第72回総会に提出されることになっているいじめからの子どもの保護に関する事務総長報告書と自由を奪われた子どもに関する世界調査に支援を提供することにより、国連の政策アジェンダにおける暴力関連の問題をさらに主流化すること。

112. 特別報告者は、子どもに対する暴力のない世界を築くことに向けたそのマンドートのさらなる実施において、加盟国と子ども自身を含めたその他の利害関係者と継続して密接に協働することを楽しみにしている。

\*\*\*\*\*

## 経由する移動者の状況(A/HRC/31/35)

### 人権高等弁務官事務所報告書

#### 概要

本報告書は、付き添いのない子どもと思春期の若者並びに女性と女兒を含め、経由中の移動者の状況に関する調査を第31回人権理事会に提出することを国連人権高等弁務官事務所が要請された人権理事会決議29/2に従って提出されるものである。

本報告書は、関連する規範的枠組みのみならず、人権問題を強調して、経由中の移動者の人権状況を分析することを求めている。本報告書は、経由中の移動者のための極めて重要な保護格差に対処することを目的とする勧告を含むものである。

## I. 序論

1. 人権理事会は、その決議 29/2 で、各国と地域団体、市民社会団体及び国内人権機関を含めたその他の関連利害関係者と相談して、女性と女の子のみならず、付き添いのない子どもと思春期の若者を含め、経由中の移動者の状況に関する調査を第 31 回人権理事会に提出するよう、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) に要請した。

2. 従って、2015 年 10 月 20 日に、OHCHR は、この問題に関する意見と情報を求めて、加盟国と政府間機関と NGO に口頭メモを送った。各国、政府間機関、NGO 及び独立専門家から文書による提出物が受領された<sup>26</sup>。2015 年 6 月 17 日に、OHCHR は、「人権と移動者の密輸：問題と課題を探求する」に関して非公式の専門家協議会を開催した。この協議会の討議と成果も本調査を特徴づけている。

## II. 背景

3. 世界中で、経由中の移動者は不安定な---危険ですらある---人権状況にある。2015 年中に、5,000 名以上の女性、男性、子どもが世界中で移動のルートに沿ってその命を失っており、中央地中海だけでも推定 2,901 名が死亡している<sup>27</sup>。約 500 名の子どもが、同期間に海を渡る途上で死亡した<sup>28</sup>。

4. 多くの移動者にとって、技術的進歩が旅行をより速く安全なものにしたが、旅が何週間も何カ月も何年もかかることもある。中には、意図する目的地にたどり着けない者もあるかも知れない。ルート、交通手段、意図する目的地でさえ、移動の道程に沿った異なった段階で変化することもあり、移動者は経由中にしばしば様々な法的カテゴリーに陥ったり抜け出たりする。

5. 「経由中の移動」には権威ある定義はなく、この用語は普通、さらに遠くの最終目的地に到達する目的で、一つの国または複数の国に移動者が一時的に滞在することを意味するために用いられる。しかし、経由の概念に埋もれている「一時性」という考えつまり「経由期間はどのくらい長いのかまたは短いのか？ どのくらいの長さの滞在后で経由国が最終の目的地となるのか？」が、概念的に手ごわいものであることを評価することが重要である。

6. そのような概念上の困難にもかかわらず、経由は現代の移動において重要な人権の意味合いを持つ重要な現象であることは明らかである。人権に基づく取組みに従って、本調査は、移動者自身の視点から経由における移動者の状況を分析することを先ず第一に求めるものである。

7. 経由中の移動者は、経由国で貧窮し、「暗礁に乗り上げる」ために、または法的保護を欠いており経由国での保護を求めることができないかまたは求めたがらないので、様々な人権侵害や虐待の危険を冒す。経由中の移動女性は、しばしば、公的領域においても私的領域においても、特別なジェンダー化した形態の差別と虐待に直面する。同時に、国家は、経由中であり、その領土に留まる意図のない移動者に対するその責任を疑問視するかも知れない<sup>29</sup>。

8. 普遍的な法的定義がない中で、OHCHR は、「国際的移動者」を「自分が国民であり、国籍のある国または無国籍者の場合には、自分の生まれた国または普段住んでいる国の外にいる人」と定義している<sup>30</sup>。

<sup>26</sup> 提出物は、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、デンマーク、ドイツ、リトアニア、マルタ、メキシコ、オランダ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、カタール、ロシア連邦、スウェーデン及びトルコ---この多くは、好事例を強調していた---並びに国連機関及び NGO から受領された。受領された提出物のほとんどのテキストは、[www.ohchr.org/EN/Issues/Migration/Pages/Studymigrantsintransit.aspx](http://www.ohchr.org/EN/Issues/Migration/Pages/Studymigrantsintransit.aspx) で、OHCHR のウェブサイトの Migration のページで閲覧できる。

<sup>27</sup> 国際移動機関(IOM)、「行方不明の移動者プロジェクト」、<http://missingmigrants.iom.int/en/edoterramon> より閲覧可能。

<sup>28</sup> 国連子ども基金(ユニセフ)、「国際移動の日に、ユニセフは、子どもには緊急の解決策と連帯が必要であると述べている」、2015 年 12 月 18 日。

<sup>29</sup> 欧州会議、議会、「経由国：新しい移動と亡命の課題に答える」、報告書(文書 13867)、2015 年 9 月 11 日。「会議」は、いかなる形態であれ、経由の移動を経験する国々は、もしあるとしても滅多に単なる「経由国」であることはなく、多くは目的国または亡命国でもあると述べている(3 頁)。

<sup>30</sup> OHCHR、*国際的国境での人権のための推奨される原則とガイドライン(2014 年)*、第 I 章、パラ 10。[www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/OHCHR\\_Recommended\\_Principles\\_Guidelines.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/OHCHR_Recommended_Principles_Guidelines.pdf) より閲覧可能。

この調査のテーマを描写するための「移動者」という用語を用いる際に、意図は難民またはその他の法的カテゴリーを排除することではなくて、受入国に付随する市民権の欠如を共通に持っている人々のグループのための中立的用語を用いることである<sup>31</sup>。そのような取組みは、すべての人間の固有の尊厳と平等で不可譲の権利の承認から生じている<sup>32</sup>。

9. この調査は、従って、非正規の状況にある者と最も周縁化され、危険にさらされている者に特に重点を置いて、移動する子どもを含めたすべての経路中の移動者の状況を検討するものである。

## 経路中の移動者

10. 移動者の移動を牽引するものは、多様で、相互に絡み合っている。迫害と紛争に加えて、今日、移動を強いる理由には、貧困、差別、教育と保健を含めた権利へのアクセスの欠如、ディーセント・ワークへのアクセスの欠如、暴力、ジェンダー不平等、気候変動と環境悪化の広範な結果及び家族からの離別が含まれる。多くの地域で、移動に対する様々な保護の姿と理由を持つ移動者が、同じルートに沿って移動しており、しばしば大多数で、いわゆる「混合した流れ」で同じ輸送または旅行手段を利用している。

11. 自由な選択よりはむしろ必要に迫られて移動する移動者は、その移動全体を通して人権侵害のさらに大きな危険にさらされており、選択をし、出口戦略を策定できる可能性は少なく、従って、人間の尊厳を尊重しない条件で移動する可能性がより高い。移動の連続に沿って、様々な程度の強制と自発性が、旅が進むにつれて変化するという点でダイナミックである個々の移動の経験を特徴づけている。

12. 経路移動の現代の現象は、多くの点で、国際移動に対する障害の増加に関連している。厳しい移動制限措置が、仕事、家族の再統合、教育及び人道的理由のための正規の移動のチャンネルの欠如と相俟って、移動者となる可能性のある者の移動の選択肢をますます制限しており、多くの場合、彼らが非正規のチャンネルを通して移動せざるを得なくしている。そのような抑制措置には、非正規の出国者を犯罪化する法律、移動者となる可能性のある者に課される年齢とセクターに特化した禁止、運輸業者の制裁と厄介なヴィザの要件のような障害に示すことができる移動管理の具現が含まれる<sup>33</sup>。難民が亡命制度にアクセスできず、従って一つの国から他の国へと移動することを義務付けられている「軌道に乗った難民」という現象は、過度に厄介で長引く難民の地位の決定プロセスであるので、経路する移動の重要な牽引力である。

13. 正規で移動している移動者は、非正規で旅をしている移動者とは異なった旅と「経路」を経験する。ほとんどの非正規移動者は、その旅のある時点で、密輸業者を含めた非正規経済での様々な行為者のサービスを利用することを調査が示している。例えば、アフリカから欧州への地中海の最近の横断の80%が、移動者の密輸業者によって促進されたと見積もられてきた<sup>34</sup>。別の調査で、インドネシアを経由している移動者の約3分の2が、オーストラリアに向けたその非正規の移動を手配する密輸業者または手先のサービスを利用していることがわかった<sup>35</sup>。経路中の非正規移動者は、汚職の結果として、しばしば虐待の危険にさらされている<sup>36</sup>。

<sup>31</sup> 2015年12月15日にジュネーブで開催された「寛容の推進、神話の払拭、権利の保護：移動についての証拠に基づく会話」と題するパネル討論での国連人権高等弁務官による開会ステートメントを参照。[www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=16889&LangID=E](http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=16889&LangID=E)より閲覧可能。

<sup>32</sup> 「世界人権宣言」第2条、「市民的・政治的権利国際規約」第2条(3)、「経済的・社会的・文化的権利故意彩規約」第2条(2)、及び「すべての移動労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」代7条を参照。

<sup>33</sup> Maybritt Jill Alpes 及び Ninna Nyberg Serensen、「移動の危険キャンペーンは、間違った想定に基づいている」、政策説明(デンマーク国際調査研究所、2015年5月5日)。著者は、領事館が生活と仕事の履歴で預金通帳のような以前には必要なかった文書を要求するかも知れない「文書ジャングル」に言及している(4頁を参照)。

<sup>34</sup> Tuesday Reitano, Laura Adal 及び Mark Shaw、「密輸された未来：アフリカから欧州への移動者の危険な道(ジュネーブ、国際組織犯罪禁止世界イニシャティヴ、2014年)、1頁。

<sup>35</sup> Graeme Hugo, George Tan 及び Caven Jonathan Napitupulu、「オーストラリアへの非正規移動の経路国としてのインドネシア、非正規移動調査プログラム、随時文書シリーズ 08/2014(入国国境管理局、2014年9月)、22頁。

<sup>36</sup> 例えば、他の目的地に向かう途中のネパール人移動者は、カトマンズ空港の労働移動デスクで賄賂を支払わなければならないことを避ける法捕法として、インドを通過して旅することを選び…それによって経路していることに関連する旅と危険を長引かせている…ことを調査が示している。国際労働機関、「出国も楽ではない：ネパールの女性に悪影響を及ぼしている移動禁止(ジュネーブ、2015年)、9頁を参照。[www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed\\_norm/---declaration/documents/publication/wcms\\_428686.pdf](http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_norm/---declaration/documents/publication/wcms_428686.pdf)より閲覧可能。

14. 汚職は、密輸ルートに沿うものを含め、経由する移動者の経験におけるカギとなる要素として出現している。国境管理官、警察、兵士及び領事館と大使館の職員も、犯罪行為者と共謀して、証明書を提供したり、移動者に目を瞑ったり、または組織者・促進者として関わったりさえすることによって、移動者の移動に関わっているかもしれない<sup>37</sup>。経由する移動者にとって、汚職は危険をさらに悪化させ、旅を長引かせることもあり、人権の実現にとっての大きな障害であり、貧しい人々に不相応なインパクトを与える。国の役人または民間の行為者による虐待の被害者であった移動者は、滅多に効果的に司法にアクセスできることがなく、虐待者は、刑事責任を免除されて活動できる<sup>38</sup>。

15. 金融資源・物質資源へのアクセスを欠いているまたは他の危険にさらされている移動者は、より速く、より安全な目的地への輸送に対して支払うことのできる移動者よりも、より危険な旅とより長い、より不安定な時間を経由中に経験する可能性がより高い<sup>39</sup>。移動者が、密輸業者に支払わなければならない額は、普通、提供されるサービスによって異なり、しばしば、移動者の社会経済的または社会的地位または飛び地との繋がりによって決定される。

16. 子どもは独自に旅しているのか、家族またはケア提供者と一緒に旅しているのかに関わりなく、特別な危険にさらされることもある。経由中の移動する子どもは、精神衛生ケアと時宜を得たワクチン接種を含め、教育と保健ケアにアクセスできる可能性は低い。経由中の子どもの孤立と不可視性を克服する際の困難は、これがしばしば通常の子どもの保護制度が最も脆弱である移動の段階であることを意味する<sup>40</sup>。経由中の移動する子どもにとっての特別な問題は、特に思春期の移動者の場合に、公式の年齢の決定に広がっている「不信の文化」で年齢を評価する問題である。子どもに適用されつつある不適切で非常に鬱陶しい年齢評価のテクニックについても懸念が提起されてきた<sup>41</sup>。子ども労働を含めた身体的・心理的・性的虐待と搾取に対する子どもの脆弱性は、入国施行政策が子どもの権利を蹂躪することを認めている時にさらに悪化する。

17. 経由中の子ども移動者のような脆弱であると考えられる人々への政策対応は、しばしば、「救助」と「帰還」のモデル及び子どもの最高の利益の参加型で権利に基づく分析よりもむしろ、なぜ、どのように子どもが移動するのかについての不正確で不完全な想定に基づいている<sup>42</sup>。

18. 子どもの権利委員会は、国内避難民である子どもの場合には、最高の利益の原則が、国内避難のサイクルのあらゆる段階で尊重されなければならないと主張してきた。これら段階のいずれでも、最高の利益の決定は、付き添いのないまたは離別した子どもの生活に根本的にインパクトを与えるいかなる決定の準備においても文書化されなければならない<sup>43</sup>。

### III. 人権の問題

<sup>37</sup> 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)、「汚職と移動者の密輸」、問題文書(ウィーン、2013年)を参照。Paola Monzini, Ferruccio Pastore *地中海の国境を超える密輸と取引の変化する力学*(ローマ、Istituto Affari Internazionali, 2015年), 27頁も参照。

<sup>38</sup> 例えば、移動者の虐待または搾取の事件を含め、移動者の密輸業者の訴追はほとんど成功しておらず、裁判に架けられたものは、いつも程度の低い輸送業者または促進者であったことが注目されてきた。Tuesday Reitano, 「危険ではあるが儲かる横断: サハラ以南アフリカから欧州を通した移動者密輸の変化する性質と欧州の移動政策(2012-2015年)」, *組織犯罪欧州レビュー*, 第2巻, 第号, 2015年, 13頁を参照。

<sup>39</sup> 資源がほとんどない女性移動者は、他の移動者の移動を促進するために国境検問所で密輸業者によってしばしばおとりとして利用されている。Carla Angulo-Pasel, 「複雑な移動: ある女性のメキシコを通る経由の旅」, 調査文書(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関, 2015年2月), 15頁。ある海を渡る際に、比較的金持ちの移動者は、ボートの上甲板での渡航を確保できが、比較的貧しい移動者は、船体の寄りの危険なところに寝泊まりすることになった。「皮膚の色が黒ければ黒いほど下へと落ちていく: だが生きて誰が死ぬかを支配するイタリアの移動ボートの階層制度」, *The Independent*, 2015年4月21日。

<sup>40</sup> Daniel Reale, 「移動中の子どもの保護と支援: 原則を現実に変える」, *移動中の子ども*(ジュネーヴ, IOM, 2013年), 67頁と68頁中。

<sup>41</sup> A/69/277, パラ14を参照。

<sup>42</sup> Moussa Harouna sambo 及び Fabrizio Terenzio, 「移動する子ども: 違った声」, *移動する子ども*(ジュネーヴ, IOM, 2013年), 23頁。

<sup>43</sup> 送り出し国の外にいる付き添いのないまたは離別した子どもの扱いに関する委員会の一般勧告第6号(2006年), パラ19を参照。

## A. 危険な妨害の慣行

19. 危険な妨害の慣行は、経由中の移動者の傷害または死亡を含め、しばしば人権侵害につながってきた。どこにいるか、その法的地位、国籍、旅行の型に関わりなく、すべての人々はその生命への権利を保護される資格がある<sup>44</sup>。国家は、恣意的または集団的追放を含め、危険な妨害措置を徹底的に避けなければならない<sup>45</sup>。

20. 2015年5月に、4名の特別報告者が、海上にいる間の移動者の健康と個人の安全に与える政策のインパクトと救助の欠如について特にその懸念を強調して、ベンガル湾にいる非正規移動者に対するタイ、インドネシア及びマレーシア政府によって実施されている押し戻し政策について重大な懸念を表明した<sup>46</sup>。同様の懸念が、危険と言われている状態でボートをインドネシアに戻すオーストラリアが行っている押し戻し政策について表明されてきた<sup>47</sup>。

21. 1979年の「海上捜査と救助に関する国際条約」は、国籍またはその人の地位またはその人が発見された状況に関わりなく海上で困っている人に支援が提供され、その人の初期医療またはその他のニーズに備え、その人を安全な場所に届けるよう締約国に要請している。OHCHRは、移動者の人権保護を強化する目的で、各国が、何が困難な状況、最も近い安全な場所及び安全な港となるのかに関して、合意すべきであると勧告してきた<sup>48</sup>。

22. 陸の国境でのフェンス、障壁、その他の物理的な越境に対する障害物を建設することは、そのような措置の人権へのインパクトについて懸念を提起してきた。欧州会議の人権コミッショナーは、欧州のいくつかの国々での増加する鉄条網のフェンスの使用、国境管理及び自由な移動の制限について懸念を表明してきた<sup>49</sup>。

23. 経由中の移動者の移動に対する物理的障害は、経由中の移動者による領土、亡命手続き及びその他の審査・身元確認手続へのアクセスを制限、または否定する広範な制限措置、促進されるまたは即決の帰還さえも伴ってきた。OHCHRは、入国制限措置を実施している民間の輸送会社またはその他の民間の行為者の説明責任を確保するよう国々にガイダンスを提供してきた<sup>50</sup>。

## B. 集団的追放とノン・ルフールマンの原則侵害

24. 国際人権法は、移動者が帰還に当たって重大な害悪の危険にさらされるであろう時にはその領土から移動者を除去する国家の主権資格を制限している<sup>51</sup>。集団的追放は、一般国際法の原則として禁じられている<sup>52</sup>。OHCHRは、排除命令は、法律と国際人権基準に従って適切な正当な理由を持って個人の状況の検討に従って初めて出すべきであることを勧告してきた<sup>53</sup>。任意の帰還プロセスに与えられるいかなる同意も、完全に情報を与えられ、無期限の拘禁または不適切な条件での拘禁の見込みのないいかなる強制もなく与えられるべきである<sup>54</sup>。

<sup>44</sup> 「世界人権宣言」、第3条及び「市民的・政治的権利国際規約」第6条(1)を参照。

<sup>45</sup> OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*(脚注5を参照)、害ドライ4.5。

<sup>46</sup> [http://spdb.ohchr.org/hrdb/30th/public\\_-UA\\_Malaysia\\_21.05.15\\_\(2.2015\).pdf](http://spdb.ohchr.org/hrdb/30th/public_-UA_Malaysia_21.05.15_(2.2015).pdf) を参照。

<sup>47</sup> アムネスティ・インターナショナル、*是が非でも：オーストラリアの海上での亡命者の虐待*、(ロンドン、2015年)。

<sup>48</sup> OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*、ガイドライン4.13。

<sup>49</sup> 欧州会議、「欧州は移動者や亡命者を暖かく、公正に扱うことにより、手本を示すべきである」、人権コミッショナーのステートメント、2015年11月13日を参照。

<sup>50</sup> OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*、ガイドライン4.6。身元確認プロジェクトからの本調査への寄稿(<http://papersplease.org>)も参照。

<sup>51</sup> 欧州人権裁判所で2015年10月9日に裁判所によって与えられた許可に従って、国連人権高等弁務官によって提出された介入者説明、*N.D.及びN.T.対スペイン事件*第8675/15及び8697/15を参照。www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/ThirdPartyIntervention.pdfより閲覧可能。

<sup>52</sup> 「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」、第22条(D)並びに人権委員会、「規約」の下での外国人の地位に関する一般勧告第15号(1986年)、パラ10及び人種差別撤廃委員会の非国民に対する差別に関する一般勧告第30号(2005年)、パラ26を参照。

<sup>53</sup> 個人の状況の非網羅的リストに対して人権高等弁務官によって提出され知多介入者の説明(脚長26を参照)、パラ19を参照。OHCHRの推奨される原則とガイドラインのガイドライン9.4も参照。

<sup>54</sup> OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*、ガイドライン9.3。

25. その法的またはその他の地位に関わりなく、すべての人に保証されているのは、ルフールマンからの保護である(例えば、拷問、残酷かつ非人間的及び品位を落とす扱いの危険にさらされる国への帰還)<sup>55</sup>。慣習国際法の規則として認められているノン・ルフールマンの原則は、公海を含め、阻止する国家が管轄権と管理権を行使するあらゆる場所に平等に適用されることに留意されるべきである。

26. 移動者の人権に関する特別報告者は、2 国間協定の幅広い主催の下で行われてきた欧州から送り出し国及び法の支配が脆弱で亡命制度が乏しい第三国へのルフールマンについて懸念を表明してきた<sup>56</sup>。

27. 持続可能でない帰還は、さらなる虐待と搾取のみならず、移動する人々に人権の意味合いを持つ安全でない非正規の移動のさらなるサイクルにもつながることもある。モロッコにおけるサハラ以南アフリカの移動者のある調査は、面接を受けた人々の 68%が、モロッコに到着してから逮捕され、追放されたと述べ、その 80%近くが複数回追放されていた<sup>57</sup>。さらに、子どもの場合には、送還は、懲罰措置としてではなく保護措置としてのみ用いられることが極めて重要である<sup>58</sup>。ドイツからコソヴォに戻された子どもも移動者の 2012 年の調査では<sup>59</sup>、戻された子どもの多くは保健ケアへのアクセスもほとんどなく赤貧の中で暮らしており、マイノリティの子どもの 70%が、帰還時に学校から落ちこぼれていたことが報告された<sup>60</sup>。

### C. 経済的・社会的・文化的権利の否定

28. 移動者は経由中に身体的・環境的脅威、飢餓、病気、トラウマに直面することもある。経由中の移動者は、しばしば、合法的に働き、宿泊所を借り、教育と保健ケアのような基本サービスにアクセスできない。非正規の移動が犯罪化されているところでは、経由中の移動者は、絶えず発見され虐待される恐怖を抱いて暮らしている。

#### 保健ケアへのアクセスの欠如

29. 移動者は、しばしば、よい健康状態で旅を始める。しかし、移動の旅の複雑性、旅行条件、保健ケアへのアクセスの欠如または不適切さが、多くの移動者が身体的・精神的健康状態の悪さを経験するという結果になることもある。

30. 移動者は、ひどく過密な船またはトラックに閉じ込められるといったような移動するに連れて危険な条件に直面するかもしれない<sup>61</sup>。不適切な救命具で危険な海を渡ること、砂漠を通る身体的に厳しい旅及びその他の厳しい地域での危険な旅は当たり前のことである。幼児と幼い子ども、妊婦、高齢及び障害者が特に危険にさらされることもある。この移動サイクルの側面は、呼吸器及び胃腸の感染、脱水症、低体温症及び事故と暴力による傷害を含め、陸路の国境、空路の国境、海路の国境での高い死亡率と罹病率の危険に関連している。

31. 移動者たちは、しばしば、有能な医療スタッフまたは設備の欠如のために、また、意図する目的地へ旅を続けるという圧力を受けているために、救助または妨害を受けた後で、必要な応急手当及びその他

<sup>55</sup> 「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」第 3 条及び難民の場合には、1951 年の「難民の地位に関する条約」、第 33 条を参照。

<sup>56</sup> A/HRC/29/36、パラ 39 を参照。

<sup>57</sup> 国境なき医師団、暴力、脆弱性及び移動：欧州の入り口で捕えられ：モロッコで非正規の状況にあるサハラ以南アフリカの移動者状況に関する報告書、2013 年 3 月も 14 頁を参照。Duncan Wood、「メキシコとグアテマラの国境に関する考察：メキシコの南部国境に関する考察中、Duncan Wood 他、寄稿者(ワシントン D.C.、ウィルソン・センター。メキシコ、テクノロジー研究所自治機関、2014 年 4 月 1 日)、5-6 頁、グアテマラからメキシコを経て米国に經由しようとする移動者の調査、この中で、移動者は、密輸業者に 3 つまでの国境越えの試身に対して約 7,000 ドルを支払ったことが留意されている。従って、送還された移動者は、間もなくさらに否定機で国境を超えようとした。

<sup>58</sup> 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表事務所、暴力のない世界に向けて：子どもに対する暴力に関する世界調査、(ニューヨーク、2013 年 10 月)、23 頁。

<sup>59</sup> 本報告書でのコソヴォへの言及は全て、安全保障理事会決議 1244 号(1999 年)に従っているものと理解されるべきである。

<sup>60</sup> Verena Knaus 他、沈黙の害悪：送還された子どもの心理社会的健康状況を評価する報告書、(コソヴォ保健財団との協力でのユニセフ・コソヴォ、2012 年)、8 頁。

<sup>61</sup> A/HRC/23/41、パラ 1 を参照。

の即座の保健介入にアクセスすることができないかまたはアクセスしたがない。国際的な国境に関しては、OHCHRは、検査を行い、適宜精神衛生リファールを含め、さらなる医療的注意を受けるために人々を照会するための救助または妨害の地点に権限のある医療スタッフが存在していることを国家が保障するよう勧告してきた<sup>62</sup>。

32. 地位に関わりなくすべての移動者は、その健康への権利の完全保護への資格がある。「経済的・社会的・文化的権利国際規約」(第12条)は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受する万人の権利を保護している。経済的・社会的・文化的権利委員会は、国家には、その法的地位や身分証明書に関わりなく、すべての移動者が予防・治療・緩和保健サービスに平等にアクセスすることを保障する責務があると述べている<sup>63</sup>。

33. 保健ケアへの基本的アクセスに加えて、経由国にいる間に移動者の健康への権利に対する特別な課題には、糖尿病や心臓血管疾患のような慢性的状態の管理及び心理社会的・精神衛生問題への対処が含まれる。大勢の移動者は、精神衛生ケアを必要とする投獄や身体的・心理的暴力を含め、その旅に関連するトラウマ的経験をしている<sup>64</sup>。適切なサービスへのアクセスがなければ、移動者は自分の健康問題に対処するために、自分で治療するか、または非正規の医療介入に頼る可能性がある。

34. 特にその性と生殖に関する健康と権利に関連して、移動者女性と女兒の特別な健康ニーズは、しばしば、満たされないままである。経由中の移動者に医療サービスが提供されるところでも、婦人科医との相談または性と生殖に関する健康サービス及び性暴力のサヴァイヴァーのための専門のケアが含まれていないかも知れない。

## 2. 不適切な生活条件

35. モロッコでのサハラ以南アフリカの移動者に関する報告書の中で、診断された医療問題の約半数が、貧しい生活条件に密接に関連する病気であることが留意された<sup>65</sup>。経由中に、移動者たちは、森、野原、廃屋、列車の駅またはその他の公共の場所のような、下水施設がなく、安全な食べ物や水源のない不安定な条件で暮らすことを強えられるかも知れない。このような場所の改善は、しばしば、妨げられ、ホームレスのシェルターへのアクセスは否定されるかも知れない。何とか宿泊施設を借りる移動者は、しばしば、法的に宿泊施設を借りることができず、そうする財政的手段も欠いているために、過密で、下水施設のない、安全でない条件で暮らすことを強えられる。

36. 「経済的・社会的・文化的権利国際規約」は、「適切な食糧、衣服及び住居を含め、自分と家族のための適切な生活水準への万人の権利と生活条件の継続する改善への権利」を認めており(第11条(1))、「子どもの権利に関する条約」は、子どもの精神的、霊的、道徳的、社会的発達に適切な生活水準へのすべての子どもの権利を認めている(第27条)。国家は、適切な生活水準への権利を損なう、すべての移動者に対する差別を防止し、制裁を与える措置を採用し、その宿泊の場所のためを含め、非正規の状況にある移動者の周縁化と社会的排除を回避するべきである<sup>66</sup>。

## 3. ディーセント・ワークへのアクセスの欠如

37. 経由中に、多くの移動者は、生き延びて、さらなる旅の資金を作ることができるために、雇用を求めることを強えられる。しばしば、そのような状況にある移動者は、危険で搾取的であることもある非正

<sup>62</sup> OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*、ガイドライン 5.2。

<sup>63</sup> 到達できる最高の水準の健康への権利に関する委員会の一般コメント第14号(2000年)、パラ 34を参照。

<sup>64</sup> 人身取引後の支援サービスを受けている1,102名の男性、女性、若者の調査で、鬱病に関連する兆候が参加者の59.7%によって報告され、PTSDに関連する兆候が参加者の35.6%によって報告され、41.9%が不安疾患の兆候基準に達していることがわかった。Cathy Zimmerman 他、*大メコン準地域における保健と人身取引: タイ、カンボディア、ヴェトナムの男性、女性、子どもの調査結果*(国際移動機関及び衛生・熱帯医学ロンドン校、2014年)、6頁を参照。

<sup>65</sup> 国境なき医師団、*暴力、脆弱性及び移動: 欧州の入り口で捕えられて*(脚注 32を参照)、9頁。

<sup>66</sup> OHCHR、*非正規の状況にある移動者の社会的・文化的権利*(ニューヨーク及びジュネーブ、2014年)、78頁。

規セクターで初めて仕事を見つけることができる。移動者は、しばしば、非正規の状況にあるために、その労働権を保護してもらうことができない。例えば、メキシコで経由中の移動女性は、その労働権の保護が限られている家事労働、もてなしまたは接客のようなジェンダー化した非正規の職業に限られる<sup>67</sup>。ある調査で、タイでは付添いのない経由中の移動する子どもは、労働搾取の高い危険を伴って同様の職業で働く傾向にあることがわかった<sup>68</sup>。

38. 搾取と虐待からのすべての労働者の保護は、労働関連の人権の核心となる構成要素である<sup>69</sup>。子どもの権利委員会は、国家が労働状況、特に非正規・季節の状況で起こっている子どもの権利侵害を明らかにし、矯正するための監視・通報制度を設立することを考慮するべきであると勧告してきた<sup>70</sup>。

#### D. 恣意的拘禁と不適切な拘禁状態

39. 非正規移動者の拘禁が、経由国と国際的国境を含め、世界中で増加している。最後の手段として用いられることから程遠く…この問題に関するそのような徹底した効果を持つ措置にふさわしく…行政的拘禁は、しばしば、日常的であり、場合によっては義務となっている。多くの場合、行政的拘禁の手続き上の保証は、逮捕と継続する拘禁の恣意性を決定する措置の欠如を含め、刑事上の拘禁よりも少ない。拘禁されている移動者は、しばしば、法的支援または通訳サービスを否定され、従って、なぜ自分が拘禁されているのかまたはその拘禁の合法性にどのように挑めばよいのかを理解していないかも知れない。

40. 移動者のための拘禁の利用は、手続き上の保証の欠如と精神衛生ケアを含めた医療ケアへのアクセスの否定のような乏しい条件並びに短期の拘禁におけるスペース、食糧、上下水道を含めた適切な条件の欠如のために、懸念の問題である。拘禁されている移動者は、しばしば、性暴力を含めた暴力及びその身体的・精神的健康の低下を経験している<sup>71</sup>。

41. 拘禁及びその他の形態の厳しい施行の強化された利用は、特に移動者を虐待と搾取に対してより脆弱にする当局を経由中の移動者が完全に避けようとする可能性を高め、旅を続けるためにさらなる危険を受け入れる可能性を高める<sup>72</sup>。法的手段を通してその基本的ニーズが満たされるならば、移動者は経由国において逃亡する可能性が低く、拘禁またはルフールマンの危険を冒すことなく、先の見通しについて希望を持っていることができるという証拠がある<sup>73</sup>。

42. 人の自由と安全保障への権利は、法的地位に関わりなく、万人によって享受されるべき基本的人権である<sup>74</sup>。国際人権法の下で、自由の剥奪は、あらゆる場合に最後の手段、限られた範囲と期間の必要かつつり合いのとれた措置及び個人の決定の結果でなければならない。非正規入国に対する懲罰としての亡命者の拘禁は、合法的ではない<sup>75</sup>。OHCHR は、法律における拘禁に対する推定を確立し、人権に従った拘禁の代替手段を法的に決めるよう各国に要請してきた<sup>76</sup>。

<sup>67</sup> Carla Augulo-Pasel, 「複雑な移動: 女性のメキシコを通る経由の旅」(脚注 14 を参照)、17 頁。

<sup>68</sup> Daniela Reale, 「移動する子どもを保護し支援する: 原則を実際に変える」(脚注 15 を参照)、71 頁。

<sup>69</sup> OHCHR, 「非正規の状況にある移動者の社会的・文化的権利」(脚注 41 を参照)、116 頁。

<sup>70</sup> 国際移動の状況でのすべての子どもの権利に関する 2012 年の一般討論の日の委員会の報告書、パラ 90 を参照。

<sup>71</sup> 例えば、2014 年にリビアの国連支援ミッションは、慢性的な過密状態、乏しい下水施設と保健ケア及び不十分な食糧を含め、拘禁が「広く行われ長引いている」移動者のための拘禁センターで非常に懸念される状態を発見した。身体的または言葉での虐待、労働搾取、性的虐待、脅し身分証明書の差し押さえ、及び子どもが成人と一緒に拘禁されていることについての諸尾一貫した報告書もあった。A/HRC/28/51、パラ 32-33 も参照。

<sup>72</sup> Royen Sampson 他, 「代替手段がある: 不必要な入国拘禁を防止するためのハンドブック(改訂版)」、(メルボルン: 国際拘禁連合、2015 年)、63 頁。

<sup>73</sup> 同上。ある国々での拘禁の代替手段の「経由社会モデル」は、地域社会での移動の自由への権利を保障し、またある国々では、移動者は、特定の町(トルコ)に居住することまたは許可なく国境地域に入らないこと(インドネシア)を要求されている。通報のような条件は、必要な時にのみ適用される。タイにおける逃亡の程度の減少に見られるように、ケース管理の原則と利用できる選択肢についての情報が、依然として中心である。

<sup>74</sup> 「世界人権宣言」、第 3 条及び 9 条、及び「市民的・政治的権利国際規約」、第 9 条を参照。

<sup>75</sup> 難民高等弁務官事務所(UNHCR)、亡命者の拘禁と拘禁の代替手段に関連する適用できる基準に関するガイドライン、(ジュネーブ、2012 年)、ガイドライン 4.1.4、19 頁。www.refworld.org/pdfid/503489533b8.pdf より閲覧可能。

<sup>76</sup> OHCHR, 「国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン」、ガイドライン 8.1。

43. 子どもたちは、しばしば、関係のない成人と共に拘禁され、恣意的に家族から離別させられる。多くの国々が関連データを取っていないかまたは発表していないので、世界的にどれくらいの数の子どもが拘禁されているかについてはデータが欠如しているが、子どもの入国拘禁をなくすための世界キャンペーンは、何十万人もの子どもが、現在、入国管理目的で拘禁されているものと見積もっている<sup>77</sup>。

44. 子どもの権利委員会によれば、子ども自身または親の移動状態のための子どもの拘禁は、いつも子どもの最高の利益に反する。委員会は、その移動状態を根拠とした子どもの拘禁を速やかに完全に止めるよう各国に要請してきた<sup>78</sup>。

45. 移動者が拘禁される例外的ケースで、国際法は、すべての移動者は、適切な生活条件と手続き上の保証を受ける資格があると規定している<sup>79</sup>。女子差別撤廃委員会は、拘禁されている女性移動労働者が、差別またはジェンダーに基づく暴力を受けず、病気の女性のみならず、妊婦及び授乳中の母親が、適切なサービスにアクセスできることを保障するよう各国に要請してきた<sup>80</sup>。OHCHR は、拘禁施設での条件が、「国連囚人の待遇のための最低標準規則(「ネルソン・マンデラ規則」)及びその他の基準を守ること」を保障するよう各国に要請してきた<sup>81</sup>。

### 拘禁の代替手段

46. 恣意的拘禁の禁止は、拘禁するとのいかなる決定も合理性、必要性、均衡性及び非差別の原則によって導かれなければならないことを意味する。これは、拘禁の代替手段を検討するといったようなその目的を達成するその他の方法を熟考するよう国家に求めている。

47. しかし、世界中で、入国管理の拘禁は、費用が掛かり、個人にとって破壊的であり、一般に非正規移動を抑止しないことを調査が示しているけれども、人権に従った拘禁の代替手段は著しく欠如している<sup>82</sup>。

48. 代替の取組みは、同時に移動管理の目的を達成しつつ、拘禁の必要なしに入国プロセスに従うよう支援され、エンパワーされる権利保持者としての移動者を尊重するものである<sup>83</sup>。代替手段は、建設的かわりに重点を置き、人権を尊重する多様な戦略と取り組みが利用される時、最も効果的であることを調査が示している。そのような成功する代替の取組みには、ケース管理、法的支援、社会的支援及び教育、住居、保健ケアへの権利保護を確保することが含まれる。拘禁の代替手段は、帰還の決定に従う可能性も高め、例えば欧州連合とオーストラリアでは、独立した帰還が、エスコートされた退去と比べて、約70%の貯蓄という結果となっている<sup>84</sup>。

### E. 暴力、虐待及び搾取

49. 経路中に、移動者たちは、頻繁に、民間の行為者及び国家の行為者の手による暴力、拷問、虐待及び搾取の危険にさらされる。例えば、モロッコで経路中のサハラ以南アフリカの移動者の状況に関する報告書のために面接を受けた人々の半数以上が、モロッコへの旅の途上で暴力を目撃したと言い、43%が、何らかの形態の暴力の被害者であったと述べた。その4分の3が、重複する暴力のエピソードを経験していた<sup>85</sup>。身体的傷に加えて、そのような暴力は、移動者の精神衛生に深いインパクトを与える。加害者は、しばしば、刑事責任を免除されて行動でき、移動者は、しばしば、逮捕またはその他の跳ね返りを恐れて医療支援、保護または司法を求めたがらない。

<sup>77</sup> 子どもの入国拘禁をなくすための世界キャンペーン、「問題」を参照、<http://endchildrendetention.org/the-issue/>より閲覧可能。

<sup>78</sup> 国際移動の状況でのすべての子どもの権利に関する2012年の一般討論の日の委員会の報告書、78頁を参照。

<sup>79</sup> A/HRC/20/24、パラ15-20を参照。

<sup>80</sup> 女性と移動労働者に関する委員会の一般勧告第26号(2008年)、パラ26(j)を参照。

<sup>81</sup> OHCHR、*国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン*、ガイドライン8.7。

<sup>82</sup> 国際拘禁同盟、「拘禁に抑止力はあるか?」説明文書、2015年。

<sup>83</sup> 国際拘禁同盟は、拘禁の代替手段を人がその移動状態に関連する理由で拘禁される法律、政策または慣行と定義している。国際拘禁同盟は、「地域社会評価配置モデル」と呼ばれる一つの枠組に、いくつかの世界的な拘禁の代替手段の好事例を明らかにして組み入れてきた。Robyn Sampson 他、*代替手段はある: 不必要な入国管理拘禁を防止するためのハンドブック*、(脚注47を参照)、2頁、19頁を参照。

<sup>84</sup> 同上、52頁。

<sup>85</sup> 国境なき医師団、*暴力、脆弱性及び移動者: 欧州の入り口で捕えられて*、8頁を参照。

50. 移動者たちは、非正規の状況にある移動者の社会への無差別の強制捜査を含め、安全保障軍による暴力及び非正規に国際的国境を超えようとする移動者に対する国境管理当局による暴力を受けている<sup>86</sup>。

51. 拷問の禁止は、慣習的国際法の原則であり、その管轄圏内にある領土における拷問行為を防止する効果的な法的・行政的・司法的またはその他の措置を取るよう国家に義務付けている(「拷問禁止条約」、第2条を参照)。

52. 国家は、役人または民間の個人、集団または機関によって加えられるか否かに関わりなく、身体的または性的暴力を受けるすべての人々のために、効果的な警察及びその他の刑事司法保護を提供するべきである。国境で、暴力とトラウマの被害者は、医療サービス・心理社会的サービスに照会されるべきである<sup>87</sup>。子どもの権利委員会は、移動中に子どもが経験するトラウマに対処するための適切でアクセスできる措置を保障し、実施するよう各国に要請してきた<sup>88</sup>。

53. 特に女兒と女性は、経由中に、性暴力を含めたあらゆる種類の暴力の危険にさらされている。女性にとっての経由移動の現実には、犯罪的な暴力集団や男性移動者のみならず、国境管理局、警察官及びその他の役人による性的虐待に遭遇することが不可避となる可能性である<sup>89</sup>。最近の報告書は、バルカン半島や中欧を通る移動者の経由における女性と子どもに対する暴力の膨れ上がりに光を当ててきた<sup>90</sup>。

54. 女子差別撤廃委員会は、経由国を旅している時に、女性は、エージェントやエスコートによる性的・身体的虐待に対して脆弱であることに留意して、当局によって行われようとも民間の行為者によって行われようとも、その管轄圏内で起こるすべての移動関連の人権侵害を防止し、訴追し、罰する積極的措置を取るよう各国に求めてきた(一般勧告第26号、バラ、12及び25(b)を参照)。

### 虐待的密輸、脅し及び人身取引

55. 本調査で前に述べたように、経由中の移動者は、しばしば、旅、住居、雇用及びその他の問題に関する支援を、「促進者」のサービスに頼らざるを得なくなるが<sup>91</sup>、これが彼らを暴力、虐待及び搾取に対して不相応に脆弱にしている。

56. 密輸業者は、今日の移動性の促進において曖昧な地位を占めている。人権のレンズを通して見る時、密輸は、それ自体が人権侵害となるのではなく、移動者が迫害または剥奪を逃れることができるようにするサービスの比較的中立的な提供であることもあることに留意されるべきである。西アフリカでの子どもの移動性に関する調査で、彼らは、移動する子どもを含め、旅行者によって、信頼される重要な保護と支援の源と見なされているので、出発から到着までの段階で、そのような行為者は、大変に重要な役割を果たしていることが留意された<sup>92</sup>。

---

<sup>86</sup> 2015年9月17日に、人権高等弁務官は、セルビアとの国境で、ハンガー安全保障軍による催涙ガスや放水砲で攻撃される女性と幼い子どもを含めた移動者に対して用いられる不相応な武力に対してそのショックを表明した。OHCHR、「移動危機に依って国際法に市販するハンガリー」プレス・リリース。 <http://www.ohchr.org/en/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=16449&LangID=E> より閲覧可能。

<sup>87</sup> 「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」、第16条(2)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、第5条(b)並びにOHCHR、「国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン」、ガイドライン7.8を参照。

<sup>88</sup> 国際移動の状況でのすべての子どもの権利に関する2012年の一般討論の日の委員会の報告書を参照。

<sup>89</sup> Carla Angulo-Pasel、「複雑な移動: メキシコを通る女性の経由の旅」、14頁を参照。

<sup>90</sup> UNHCR、「UNHCRは、難民女性と子どもに対する性暴力の報告に懸念した」、ニュース、2015年10月23日を参照。 [www.unhcr.org/562a3bb16.html](http://www.unhcr.org/562a3bb16.html) より閲覧可能。

<sup>91</sup> 密輸組織の中には、組織犯罪構造であるものもあるが、多くは、遅れだし国、経由国、目的国にわたって、様々なサービスを提起する個人の緩やかなつながりである。Nourhan Abdel Ariz, Paola Monzini, Fernaccio Pastore、「地中海における国境を超える人の密輸と新人取引の変化する力学」(脚注12を参照)、25頁。

<sup>92</sup> Terre des Hommes、「西アフリカで移動する子どもに関連する地方的に開発された子ども保護慣行」、2014年、44頁。Maybritt Jill Alpes、「移動ブローカーの法律と信頼性: カメルーンにおける出国力学の例」、調査文書シリーズ、第80号(国際移動機関、2013年12月)4頁と8頁、この中で、英語圏カメルーンの野心のある移動者の多くの最初の出発地点は大使館ではなくて、移動ブローカーまたは家族であることが留意される。移動ブローカーは、野心のある移動者にとっては「他人」ではなく、地理的移動と社会的移動の探求における「同盟者」であり「助っ人」である。

57. 同時に、密輸業者に目を向けた移動者は、しばしば、どのように移動するかについてはほとんど選択の余地はなく、その不平等な力関係で、密輸される移動者は、無理やり人身取引の状況にされることを含め、特に虐待と搾取の危険にさらされる。2015年に、ミャンマーとバングラデシュから旅をする移動者の密輸業者による暴力と食べ物と水を奪われることを含めたひどい虐待の報告があった。国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、アンダマン海の密輸業者の船に乗っている1,000人中11人か12人が飢え、脱水症または暴力で死亡するものと見積もった<sup>93</sup>。

58. 経路中の移動者は、容易く、しばしば家族から金銭を脅し取る目的で、移動者を誘拐し、閉じ込めてきた犯罪的行為者の餌食になる。誘拐と脅しがリビアで活動している武装集団の容易い所得源となっていることを報告書が示している<sup>94</sup>。同様の慣行が、東南アジア<sup>95</sup>、メキシコ<sup>96</sup>、シナイ半島及びその他でも記録されてきた。

59. 人身取引は、いつも人権侵害であり、しばしば強度の暴力を伴う<sup>97</sup>。経路中の移動者は、様々なセクターでの労働搾取並びに性的搾取を含め、様々な形態の搾取のために人身取引されることもある。

60. 「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」には、人身取引被害者のための保護に関する重要な規定が含まれている。2010年に、人権高等弁務官は、人身取引に対する人権に基づく取組みを採用するよう各国に要請した<sup>98</sup>。

61. 「犯罪と権力の濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」は、普遍的に、すべての人々の司法と速やかな救済手段へのアクセスへの権利を認めている<sup>99</sup>。経路中の移動者は、国内法で、その他の犯罪の被害者と同じ権利を持つべきである。

62. 「国連国際組織犯罪防止条約」の「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁止する議定書」は、密輸の目的となった人の権利保護は国家の責務であることを確認している。第4条は、移動者密輸の罪の防止、捜査、訴追を超えて、密輸された移動者の人権も確保することにまで「議定書」の範囲を拡大している。第6条は、移動者の生命または安全を危険にさらし、非人間的で品位を落とす扱いを伴う悪化する状況のみならず、移動者の密輸を犯罪とするよう各国に要請している。国家は、非正規移動に対処し、移動者の密輸と闘うことを目的とするすべての措置が移動者の人権に否定的影響を及ぼすことがないことを保障するよう要請されている<sup>100</sup>。

## IV. 結論

63. この調査の主たる結論は、今日、経路する移動者にとってはっきりとした保護格差が存在するということである。世界全体で、ますます多くの女性・男性・子どもが、安全と尊厳を求めて危険な旅に乗り出し、経路中に虐待と搾取に直面している。そのような移動に対する権利に基づく対応の欠如が、経路中の移動者がさらなる危険を冒すという結果となり、死亡、傷害及びその他の人権侵害につながっている。

<sup>93</sup> UNHCR トラック、「海に捨てられて」、難民と援助ワーカーの話、2015年8月26日。

<sup>94</sup> Tuesday Reitano、「危険ではあるが儲かる横断：欧州へのサハラ以南アフリカを通る移動者密輸と欧州移動政策の変化する性質(2012-2015年)」(脚注13を参照)、10頁も参照。

<sup>95</sup> 2015年10月に、21歳のMohammed Alumは、家族が彼の自由を確保するためにどのようにその家畜を全部売らなければならなかったかを報告した。家族が170,000タカ(約2,200ドル)を支払うまで、南部タイで17日間人質となる前に、420名の他の人々とトロール船に乗って海で19日間過ごした後でバングラデシュのSonarpuraに一文無しで戻されて以来2年経っていた。Bruno Stagno-Ugarte<「その他の難民危機：バングラデシュの移動者の状態」、外交問題、2015年10月21日も参照。

<sup>96</sup> 2010年に、72名の移動者が、家族が身代金を払うことができなかった後で、Los Zetasの麻薬取引カルテルによってTamanlipas州で虐殺され、浅い墓に埋められた。「メキシコは、100名以上の誘拐された移動者を救助」、BBCニュース、2015年5月7日を参照。

<sup>97</sup> 大メコン準地域での調査で、目的地に到着した1015名の参加者の約半数(47.4%)が、人身取引されている間に身体的または性的暴力を経験したと報告した。Cathy Zimmerman他、大メコン準地域における健康と人身取引(脚注39を参照)、35頁。

<sup>98</sup> OHCHR、人権と人身取引に関する推奨される原則とガイドライン---コメントリー(ジュネーヴ、2010年)。

<sup>99</sup> 「犯罪と権力の濫用の被害者のための司法へのアクセスの基本原則宣言」、総会決議40/34、付録。

<sup>100</sup> OHCHR、国際的国境での人権に関する推奨される原則とガイドライン、原則A5。

64. 経由する移動者への対応は、ますます軍事的に、安全保障中心になっており、これが国家及びその他の行為者が、精査や管理が限られた状態で、様々なお節介で、透明性が欠け、恣意的でさえある行動を用いることを許している<sup>101</sup>。このような措置から生じる害悪は、それ自体が重要な人権問題であるとしてよりもむしろ、国の安全保障の不幸な副作用と見なされるかも知れない。

65. 経由中の移動者の状況に関する調査とデータの欠如は、効果的で、持続可能で、権利に基づく政策対応の策定にとっての重要な格差であり、主要な障害である。さらなる調査とデータが不足している問題には、移動者密輸の人権のインパクト<sup>102</sup>、経由中の入国管理拘禁と拘禁の代替手段<sup>103</sup>及び経由中の移動者とその家族に対する暴力<sup>104</sup>が含まれる。

## V. 勧告

66. 高等弁務官は、大移動で移動する人々を含め、経由中の移動者の人権保護格差に対処するために、効果的措置が設置されることを勧告する。国家は、すべての核心となる国際人権条約及びその他の関連する国際難民法、刑法、労働法及び海洋法の基準に署名し、批准し、実施し、すべての関連法、規則及び行政上の慣行が、差別なく、すべての経由中の移動者を保護し、その人権を尊重し、成就することを保障すべきである。さらに、国家は、経由中の移動者の虐待と人権侵害の機会を減らすために、人道支援と保護へのアクセスのみならず、移動の正規で、安全で料金が手頃なチャンネルに移動者がアクセスできることを保障するよう奨励される。重複する根拠で(危険にさらされている女性のような)差別されることもある子ども及びその他の集団の状況は、特に精査されるべきである。

67. 高等弁務官は、各国とその他の関連する利害関係者は、以下を行うべきことを勧告する：

(a) 役人によって行われようとも、民間の個人、集団または機関によって行われようとも、暴力と虐待の事件を含め、すべての経由中の移動者に、司法と効果的な救済策へのアクセスを可能にすること。

(b) 沿岸国の海上サービスでの捜索と救助を含め、すべての国際的国境で適切で効果的な救助サービスを確立し、行い、維持すること。

(c) 治外法権を含め、国家が管轄権または効果的な管理権を行使しているすべての地域からの帰還が、国際法に従い、相当の手続き上の保証があつて初めて行われことを保障すること。

(d) 差別なく、経由中の移動者の個々の状況を評価し、特にノンフルマンと集団的追放の禁止の原則を支持するためにそのような評価が完成するまでその追放を防止するメカニズムを開発すること。

(e) 暴力、身体的・精神的虐待と搾取の被害者である経由中の移動者が、精神的・心理社会的サービスを含め、適切なサービスに照会されることを保障し、移動者、特に経由中に強姦及びその他の形態の性暴力を経験した女兒と女性に、権利に基づく包括的で統合された性と生殖に関する健康情報とサービスを含めた性と生殖に関する健康サービスを含め、その状況にふさわしい保護と治療を提供すること。

(f) 経由中のすべての子ども移動者の人権を保証し、彼らがまず第一に子どもとして扱われることを保障し、この点で、経由中の子ども移動者のための子どもの最高の利益の原則の事業化に関するガイダンスを提供すること。

<sup>101</sup> 犯罪と権力乱用の被害者のための司法の基本原則宣言、総会決議 40/34、付録を参照。

<sup>102</sup> 移動者の決定、密輸業者の慣行及び政策対応に関連する複雑な力学に関するさらなる調査が必要とされる。Jacob Townsend 及び Christel Oomen、*船を前に：移動者の旅を理解する*、(ブリュッセル、移動政策機関、2015年)、13頁を参照。www.migrationpolicy.org/ode/15288 より閲覧可能。

<sup>103</sup> 世界拘禁プロジェクトは、欧州全体で拘禁されている移動者と亡命者の数についての情報の欠如を強調してきた。世界拘禁プロジェクト、*数えられていない人々：欧州での移動者と亡命者の拘禁*、2015年を参照。

<sup>104</sup> UNODC は、移動者とその家族に対する暴力の根本原因と移動の型に関するデータと情報が特に必要とされると述べた。UNODC 及び国際赤十字赤新月社連盟、*移動者に対する暴力と闘う：移動者、移動労働者及びその家族に対し一する暴力を防止し、捜査し、訴追し、罰し、被害者を保護するための刑事司法措置*(ウィーン、2015年)。

(g)特にすべての経由する移動者の個人の安全保障、適切な保健ケア、教育及び適切な生活条件への権利を保護するために、公共サービス提供者と入国管理執行当局との間のファイアウォールの設立に関する基準を開発すること。

(h)例えば、法律で移動者の拘禁に対する推定を確立し、地位に関わりなくすべての子どもの入国管理拘禁を速やかになくし、優先問題として、無保護の地域社会を基盤とした拘禁の代替手段を実施することにより、経由中の移動者の入国管理拘禁をなくす対象を絞った努力を払うこと。

(i)経由中の移動者が、自分の状況と権利について信頼でき、関連する、正確な情報にアクセスできることを保障することを含め、地方・国内・地域・国際レベルで、経由中の移動者の人権の保護を確保するために、多様な利害関係者のパートナーシップと協力を制度化すること。

(j)移動者の経由の経験に関する質的調査を含め、経由中の移動者に関する年齢別・ジェンダー別のデータと海路・陸路・空路の国境を超えようとしている間に殺害され、傷害を負った移動者または犯罪の被害者の数に関する特別データの収集を改善すること。

\*\*\*\*\*

## 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者 報告書(A/HRC/31/58)

### 事務局メモ

本報告書は、2015年3月に人権理事会に提出された前回報告書以来、特別報告者が行った活動の全体像を提供するものである。本報告書には、子どもの性的搾取に対する需要との取組に関するテーマ別調査と防止、説明責任、リハビリテーション措置を通して需要を減らし、根絶するための勧告も含まれている。

#### I. 序論

1. 本報告書は、人権理事会決議 7/13 と 25/6 に従って提出されるものである。本報告書は、2015年3月に前回報告書が人権理事会に提出されて以来子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者が行った活動を描写するものである。本報告書には、子どもの性的搾取に対する需要と取り組むことに関するテーマ別調査も含まれている。

#### II. 活動

##### A. 国別訪問

2. 特別報告者は、2015年5月12日から18日までにアルメニアへ、2015年10月19日から26日まで日本へ正式訪問を行った<sup>105</sup>。

3. ブルガリアとジョージア政府は、正式訪問を行うために特別報告者が送った招待の要請に前向きに回答した。特別報告者は、ガーナ、ケニア、セネガルにも要請を送った。特別報告者は、ドミニカ共和国、インド、モザンビーク、タイ及びヴェトナムを訪問する要請を繰り返し述べ、これらの国々を訪問する要請に前向きに応えるよう各国政府を奨励した。

##### B. 会議、会合及び利害関係者とのかかわり

<sup>105</sup> A/HRC/31/58/Add.1 及び Add.2 を参照。

4. 特別報告者は、2015年1月15日に、オランダのハーグで Nidos 財団と欧州後見人制度ネットワークが開催した子どもの人身取引に反対する協力に関する会議で講演した。4月27日には、特別報告者は、ヴァティカン市で開かれ、ヴァティカンとスウェーデン政府が主催した子どもに特に重点を置いた人身取引に関するセミナーに出席した。

5. 特別報告者は、6月16日に、ロンドンでアメリカ弁護士協会が開催した「路上で暮らす若者の法的ニーズ」に関する国際サミットでプレゼンテーションを行った。6月18日と19日には、特別報告者は、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表と欧州会議がフランスのストラスブルグで開催した性暴力からの子どもの保護に関する地域横断的の会議に参加した。特別報告者は、7月6日に、ストラスブルグで開催された子どもと国際人権法に関する国際人権機関の第46回年次勉強会の開会でも講演した。

6. 10月15日には、特別報告者は、売買と性的搾取の子ども被害者のケア、回復、再統合に関する調査を含む報告書を第70回総会に提出した<sup>106</sup>。

7. 11月23日に、特別報告者は、モナコのモンテカルロで開催された国内及び国家間の採択に関する高官シンポジウムに参加した。

## 2. 前回テーマ別報告書のフォローアップ

8. ICTs と子どもの売買と性的搾取に関するテーマ別報告書のフォローアップとして<sup>107</sup>、特別報告者は、いくつかの行事と会合に参加した。第28回人権理事会中の2015年3月9日に、特別報告者は、ICTs と子どもの売買と性的搾取に関するサイド・イベントを、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表と共に開催した。

9. 2015年9月30日に、特別報告者は、子どものオンライン保護に関する理事会の作業部会の第10回会合の状況で、国際電気通信連合事務局長によって開催された行事に出席し、いくつかの2国間討論を行った。

10. 2015年11月16日と17日に、特別報告者は、アラブ首長国連邦で開催された第2回#WePROTECT サミットに参加し、講演した。特別報告者は、#WePROTECT イニシアティブの国際諮問理事会の積極的なオブザーヴァーであり、このイニシアティブに子どもの権利の視点が組み入れられることを保障するために、いくつかの会議に参加した。

11. 売買と性的搾取の子ども被害者のケア、回復、再統合に関するその調査のフォローアップとして<sup>108</sup>、特別報告者は、その原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者及び到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者と共にナイジェリアに合同の技術的訪問を行うことを申し出た。

## 3. 通報

12. 2015年3月1日から10月31日までに送られた通報と受け取った回答の概要は、人権理事会への特別手続の通報報告書に出ている。特別報告者は、子ども結婚、子どもの売買、子どもの性的搾取及び子どもの性的虐待資料の作成のような問題に対処して、本報告書でカバーされている期間中に6つの通報を送った。

## III. 子どもの性的搾取に対する需要と取り組む

### A. 目標と方法論

---

<sup>106</sup> A/70/222。

<sup>107</sup> A/HRC/28/56。

<sup>108</sup> A/70/222。

13. 前任者の1人の作業に基づいて、特別報告者は、本報告書で、子どもの性的搾取に対する需要に対処することを目的としている。前回のテーマ別調査で、特別報告者は、子ども被害者とそのケア、回復、再統合への権利に重点を置いた。本報告書では、特別報告者は、この問題の反対側、つまり加害者に対処することを選んでいいる。本報告書は、防止、説明責任、更生措置を通して子どもの性的搾取の根絶に寄与する好事例と勧告を分かち合うのみならず、需要の要因に効果的に対処するために加盟国の責務を想起することを求めている。子どもの性的搾取の底辺にある原因に関する調査でかなりの進歩が達成されているが、犯人とこのように忌まわしい犯罪に対する需要をいかに減らすかについての理解には未だにかなりの格差がある。

14. 2015年10月1日と2日のジュネーブへの出張中に、特別報告者は、報告書の準備として、子どもの性的搾取に対する需要を理解するために、エクパット・インターナショナルと専門家協議会を開催した。特別報告者は、協議会の開催と需要の要因に関する包括的な文献見直しに基づく調査資料の提供に対してエクパット・インターナショナルに感謝している。

## B. 国際的な法的枠組み

15. 国際人権基準によれば、国家には加害者を訴追し子どもの性的搾取に対処する責務がある。実際、「子どもの権利に関する条約」は、締約国は、子どもの性的搾取と虐待を防止するすべての適切な措置を取るものとする規定している。その結果、防止する責務は、国家が、特に何らかの違法な性的活動に関わるよう子どもを勧誘したり、強制したりすること、買春またはその他の違法な慣行の搾取的利用、ポルノグラフィのパフォーマンスや資料に子どもを搾取的に利用すること及びあらゆる目的、あらゆる形態で子どもの誘拐、売買及び人身取引を犯罪とする責務を生み出している(「子どもの権利に関する条約」第34条、35条を参照)。

16. 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の前文の параグラフは、一般の意識を啓発する努力が、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに対する消費者の需要を減らすために必要であることを強調している。需要への間接的言及は、第1条と3条の下で、締約国が子どもの売買、子ども買春、子どもポルノを禁止し、犯罪とする明確な責務で、「選択議定書」の中でさらに具体化されている。第3条の(2)と(3)は、第3条(2)がそのような違法な活動を行う意図と参加をカバーしているので、特に重要である。第3条(3)は、締約国が、懲罰がその犯罪の重大な性質にふさわしく、釣り合っていることを保障する責務を付け加えている。

17. さらに、「選択議定書」は、特に第4条から6条までで、治外法権を用いるよう締約国に要請している。これは、子どもの性的搾取に対する需要が、しばしば国際的性質のものである状態で、適切に対処するための基本である。「選択議定書」の第7条は、子どもの性的搾取のために用いられた家屋を閉鎖するのみならず、問題の犯罪から引き出された資産と資金を差し押さえるよう締約国に要請することにより、需要の要因に対処するさらに重要な要素を付け加えている。これは、子ども被害者が法的に責任あるものから損害に対する補償を求める適切な手続きにアクセスできることを保障するよう国家に義務付ける第9条(4)によって補われている。

18. もう一つの重要な条約は、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」である。第9条の(5)は、人、特に女性と子どものあらゆる形態の搾取を助長する需要を思いとどまらせるために、2国間・多国間協力を通して、教育的・社会的・文化的措置のような法律またはその他の措置を採択し、強化するよう締約国に求めている。

19. 1999年の国際労働機関の「最悪の形態の子ども労働条約(第182号)」も、その第7条で、最悪の形態の子ども労働を禁止し、撤廃するために刑事制裁または適宜その他の制裁を要請している。

20. 人身取引被害者の効果的救済策への権利に関する基本原則は、加害者が効果的に制裁を加えられ、貧困、ジェンダー不平等、差別のような人身取引の根本原因が効果的に対処されることを要請している再発防止の保証という補助的角度を付け加えている。

21. 地域レベルでは、いくつかの条約が、子どもの性的搾取の防止と禁止を要請し、このようにして犯人の制裁を伴っている。「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章(第 27 条)」、「売春のための女性と子どもの人身取引防止と闘いに関する南アジア連合地域協力条約(第 3 条)」、「未成年の国際取引米州条約(第 7 条)」及び「性的搾取・性的虐待からの子どもの保護欧州会議条約(第 2,5 及び 6 章)」の場合がこれに当たる。「人身取引反対行動欧州会議条約」も、締約国が調査、意識啓発及び教育プログラムのような防止措置を採用することとすると規定することによって、特に需要の要因に対処しているので(第 6 条)注目に値する。

## B. 子どもの性的搾取に対する需要

22. 本報告書では、需要には、子どもがかかわる性的サービスに対して、金銭または品物で代価を支払い、この過程で子どもを性的に虐待する個々の犯人も子どもの性的搾取が無視され、大目に見られ、受容さえされる環境を生み出す制度的構造も含まれる。この需要に応えるものは、子どもの性的搾取に本質的に関連しており、従ってこの定義に含まれる。

23. 「需要」という用語の使用は、子どもの性的搾取とそのようなサービスの提供が、金銭的であれ、社会的または政治的であれ、利益を上げる目的によって牽引されるので、経済的用語に密接に関連している。しかし、経済用語は、子どもの権利の侵害を曖昧にするべきではなく、「顧客」のような関連用語の使用は、拒否されなければならない。経済の類推も、もし需要が食い止められれば、提供も相関的に減るという意味で関連している。需要の要因に対処することは、結果的に子どもの性的搾取を根絶する効果的方法である。そもそも害が生じることを防止し、抑制することは、費用に対して効果が高い。

24. 本調査の目的で、理論上のモデルが開発された。これは、直接的レベル、中間レベル、底辺レベルという需要の 3 つのレベルより成る。理論上のモデルは、需要の側から子どもの性的搾取に関わっているすべての人々の包摂と分類を促進している。需要に対する共通の理解は、しばしば、そのような犯罪の取次を助け、煽動し、機能的環境を助長する者にはほとんど考慮せずに、直接子どもを搾取し、虐待する者にも限られている。

### 1. 直接的レベル

25. 子どもの性的搾取に対する需要の直接的レベルは、子どもとの商業的性行為または子どもの性的虐待資料の購入者のような、直接子どもを搾取する者をカヴァーしている。彼らは、通常、その目的が個人的な性的虐待の衝動、欲望、ファンタジーを満足させることである個人の犯罪者である。彼らが得るものは、子どもとの直接的な性的満足及び彼らが被害者から得ることを求めている様々な型の性的サービスである。これらが需要を生む。

26. 個人の犯罪者は、子ども好きの人々と状況による犯罪者とは広く言って区別できる。最初のグループの犯罪者は、一般に、思春期前の子どもに主としてまたはもっぱら性的興味を抱くことを特徴とする精神異常である小児性愛と同等と考えられる。しかし、小児性愛者と分類できないその他の選択的犯罪者がいる。例えばこれには様々な動機のために思春期の処女との性交を求める犯罪人が含まれる<sup>109</sup>。

27. 小児性愛という考えは、複雑で、いくつか異なった定義がある。世界保健機関が用いる定義は、他の定義よりは少しばかり幅広く、これは「子ども、女兒か男児またはその両方で、普通思春期前または思春期初期の年齢に対する性的好み」である<sup>110</sup>。医学的条件が、しばしば、未成年と性交する成人を特徴づけるために広く用いられているが、上記定義は、一般的合意が小児性愛者は幼い子どもを好むというものであることを示している。さらに、犯罪人は、もし少なくとも 16 歳で被害者よりも 5 歳年上である

<sup>109</sup> 国連麻薬犯罪事務所(UNODC)の東南アジア太平洋地域事務所により提供された情報。

<sup>110</sup> 世界保健機関、*疾病及び関連する健康問題の国際的統計上の分類*、第 10 版(2010 年)、F65.4。

ならば小児性愛者であると考えられる<sup>111</sup>。固着から退行・攻撃に至るまで、異なった小グループが小児性愛者の間で明らかにされてきた<sup>112</sup>。固着の犯人は、子どもに到達するためにはるばる出かけ、しばしば、グルーミングのような方法に関連している。他方退行の犯人は、しばしば行為の前に促進者を必要とし、見知らぬ被害者を対象とするであろう。攻撃の犯人も、子どもに苦痛を与えることによって感じる力と支配の感覚から性的満足を引き出す。

28. 上に示されているように、選択的犯人は、思春期の子供にだけ関心があるので、小児性愛者と描写することはできない。10代の子どもへの特別な性的関心は、若者性愛と呼ばれ<sup>113</sup>、需要の底辺にあるレベルに関連する様々な要因から出てくる。そのような子どもの性的搾取を行う強い動機は、例えば、処女または幼い子どもは保健上の危険が少ないと信じている犯人の性感染症の状況に関連している<sup>114</sup>。成人が金銭または品物と交換で10代と性的にかかわるようになるといったようなその他の慣行もある。この現象は世界中に存在し、そのような成人はしばしば「飴をくれるおじちゃん」と言われ<sup>115</sup>、この慣行はしばしば、「援助交際」と言われている<sup>116</sup>。これは、観光と旅行の状況で、子どもの搾取の核心にもある。

29. 犯人の大多数は、自動的に子どもに対する性的好みを持つのではなく、状況的犯人と分類されてきた<sup>117</sup>。個人の犯人は、しばしば、ただ利用できるから子どもがかかわる買春に訴え、子どもの年齢を考慮に入れない。これら犯人は、子どもの性的魅力に駆り立てられるとは考えられないので、彼らの動機は、他の2つの需要のレベルに関連する文化的・社会的・経済的要因のせいにはできない<sup>118</sup>。

30. 上に述べたすべての犯人のカテゴリーの中で、加害者の大多数は男性であり、女性犯人の逸話的証拠はわずかしかない。法律執行データは、先進国で首尾一貫して女性犯人を明らかにしてきたが、明確にその犯罪を分類したことはない。2005年の調査は、女性は、子どもに対するすべての性犯罪の5%を占めていることを明らかにした<sup>119</sup>。女性犯人の正確な習性と動機は、未だに議論の多い問題であり、さらなる調査が必要である。彼女たちは普通子ども虐待の場合に明らかにされており、子どもの性的搾取に関しては男性犯人の共犯者の役割を果たしてきた。女性犯人は、実際、男性犯人と共に行う可能性がずっと高い<sup>120</sup>。世界レベルの包括的な更新されたデータは、それでも不足している。これは一つにはほとんどの社会で女性が性犯罪者であるとは想像できないと考えられてきたので、通報数の少なさに繋がってきた以前から存在している社会構造のためである。

31. 子どもの性的虐待資料の消費は、ICTsの増加によって促進され、そのインターネットの性質によってますます特徴付けられている。ICTsを通して子ども虐待資料を入手する場合はさらに広範な犯人にとって生じてきている。そのような犯人は、オフラインの犯人と関連している犯人もあるが、普通、オフラインの犯人と比較できる。例えば、オンラインの犯人は、米国の調査の特定の状況では、オフライン

111 Ryan Half 及び Richard Hall, 「小児性愛のプロフィール: 定義、犯人の特徴、再犯、治療の成果及び法医学の問題」、*メイヨー診療手続*、第 82 巻、第 4 号(2007 年 4 月)、457 頁。

112 K.F. McCartan, 「現代社会の小児性愛と結果として生じる危機についての現在の卦会」、心理的性的不能、Jayson M. Caroll 及び Martha K. Allena 編中(ニューヨーク、ノヴァ出版、2008 年)、58 頁。

113 Ryan Hall 及び Richard Hall, 「小児性愛のプロフィール」、458 頁。

114 Adele Jones, 『『自分の子どもにたかる』: 商業的性的搾取と取引される子どもの性的虐待』、*子どもの性的虐待を理解する: カリブ海からの視点*、Adele Jones 編(Badingstoke, Palgrave Macmillan, 2013 年)中、121-122 頁。

115 Nancy Luke, 『『飴をくれるおじちゃん』の固定観念と対決する: ケニアの都会での年齢と不釣り合いと危険な性的行為』*国際家族計画展望*、第 31 巻、第 1 号(2005 年 3 月)、6 頁。

116 かるん瑠り飯及び D.T.I. Shek, 「香港 援助交際: 広がり、心理社会的相関現象及びその他の危険な行為とのとの関連性」、*小児・思春期婦人科ジャーナル*、第 26 巻、第 3 号、補遺(2013 年 6 月)、42-48 頁。

117 E/CN.4/2006/67、パラ 39。

118 Alessia Altamura, 「CSEC に対する需要と関連するジェンダーの側面を理解する: 調査の考察」、*子どもの性的搾取と闘う際に無視されている要素を調べる中*、*エクパット・ジャーナル・シリーズ*第 7 号(2013 年)、4 頁。

119 Lisa Bunting, *子どもに対して性的に罪を犯す女性: 子ども保護刑事司法制度の対応*、NSPCC 政策慣行調査シリーズ(ロンドン、2005 年)を参照。

120 Ryan Hall 及び Richard Hall, 「小児性愛のプロフィール」、459 頁。

の加害者よりも若く、白人である可能性がより高い<sup>121</sup>。さらにいくつかの調査によれば、大多数は接触した性犯罪を行ったことがないので、オンライン犯人の間には何らかの形態のさらなる自己抑制または抑制的メカニズムがある<sup>122</sup>。しかし、2つのグループの間の差異を人工的なものにするかなりの交差点がオンライン犯人とオフライン犯人との間にはある<sup>123</sup>。

32. 選択的でも状況的でも、子どもの性的搾取者は、ある状況ではそのプロフィールに関わりなく定期的に明らかにされてきた。これは例えば、その行為を定義する特徴が、自分の居場所とは異なった地理的場で子ども被害者を標的とすることである旅行と観光の場合である。そういった犯人の基本的特徴は、自分の行為が懲罰を受けずに済むという知識または信念である。さらに、搾取の核心にある経済的・文化的差異が、犯人の行動を定義する。この型の需要を描写する「子どもセックス・ツーリズム」という表現が時代遅れで、商用の旅行者、外国人労働者、大きなスポーツ行事の状況で旅しているサポーターたち、ヴォランティア、海外に配置される政府役人、長期の旅行に出ているとか海外で暮らしている国籍離脱者のような旅行している犯人のその他のカテゴリーを忘れておくことに留意することが重要である<sup>124</sup>。さらに海外に駐屯している軍人は、子どもたちの中にはこのプロセスで性的に搾取されつつある者もある状態で、買春の需要を煽ってきた。選択的犯人である軍人も、子どもを性的に搾取するためにその地位を利用してきた<sup>125</sup>。

33. 子どもの性的搾取の需要に普通、サービスを提供しているファシリテーターの役割を果たしている組織犯罪集団も、接触する犯人を含んでいることもある。加害者は、選択的または状況的犯人であるかも知れず、奴隷化またはグルーミング・プロセスの一部として、直接子どもを性的に虐待するであろう。一般的に、組織犯罪のかかわりとそれに続き子どもの性的搾取は、子どもへの特定の性的関心よりはむしろ子どもの脆弱性によって動機づけられている<sup>126</sup>。

## 2. 中間レベル

34. 子どもの性的搾取の需要の中間レベルは、その搾取を提供し推進する者のみならず、犯人と子どもとの間のファシリテーターとして行動する者に対応している。このレベルの需要は、個人と集団より成り、後者に関する限りでは、共通して組織犯罪に関連している。そのような行為者は、需要にサービスを提供し、しばしば子ども被害者を管理している。そのかかわりは儲けに動機づけられているので、彼らはこの犯罪の真に搾取的性質をあらわす。

35. 性的搾取のための子どもの最も共通した提供者は、調達者から人身取引者と仲介者にまで亘ることもある促進者であり、金融行為者が含まれる。そのような個人は、必ずしも犯罪ネットワークの一部とは限らない。調達者は普通、英語で「ピンブ(ポン引き)」といったような俗名で呼ばれている。子どもの身元を明らかにして子どもを無理に性的搾取に関わらせる者たちである。グルーミングがそのプロセスの基本部分である。目的は、子どもを性奴隷の生活へと罠にかけ、身体的・心理的虐待から麻薬やアルコールの提供に至る極端な方法を通して子どもを意のままに操ることである。調達者の人口統計学はさまざまである。そのほとんどは男性であるが、調達者の中にはかなり女性も存在する。同輩がそのかし

<sup>121</sup> K. Babchishin, R. Hanson 及び C. Hermann, 「オンライン・セックス犯人の特徴: メタ分析」、*性的虐待: 調査・治療ジャーナル*, 第 23 巻, 第 1 号(2011 年 3 月), 105 頁。

<sup>122</sup> 同上, 109 頁。

<sup>123</sup> M. Bourke 及び A. Hernandez, 「帰ってきた『Butner 調査』: 子どもポルノ犯による実地での子ども被害事件報告書」*家庭内暴力ジャーナル*, 第 24 巻, 第 3 号(2009 年), 183191 頁。

<sup>124</sup> UNODC の東南アジア太平洋地域事務所より提供された情報。

<sup>125</sup> Isabelle Talleyrand, 「軍の買春: 世界中で政府がどのように国際的な女性の人身取引を支援し煽動しているか」、*国際法と商業シラキュース・ジャーナル*, 第 27 巻, 第 151 号(2000 年), 151-176 頁。A/69/779 も参照。

<sup>126</sup> 子どもの搾取とオンライン保護センター(CEOP), 「子どもの性的搾取と虐待の脅威の評価」、2013 年, 18-21 頁。

た搾取の事件もあった<sup>127</sup>。また、家庭に補助的収入を提供するために、両親や家族が子どもを性的搾取に押しやる事件もかなりの数あった<sup>128</sup>。

36. 人身取引者には、募集者、輸送業者、人身取引された人々を管理する人々、搾取的状況で人身取引された人々を移送し、維持する人々、関連する犯罪に関わっている人々並びに人身取引、人身取引を構成する行為及び関連する罪から直接的または間接的に儲ける人々が含まれる<sup>129</sup>。従って、彼らは調達者とかなり重なることもある。彼らのカギとなる特徴は、子ども被害者の募集、輸送、移送、隠匿、受取であり、従って、子どもの性的搾取の需要に役立つことである。騙しと脅しが、子どもを手に入れ、子どものためのより良い未来をその後見人に納得させるために人身取引者によってしばしば用いられる。

37. 仲介者のレッテルは、タクシーの運転手、ホテルの従業員、娯楽業の従業員、マッサージ・パーラーの従業員、旅行ガイド、旅行者のようなその他の様々な促進者をカヴァーする<sup>130</sup>。彼らは子ども被害者を管理するわけではないが、調達者と子ども被害者と犯人の間の橋渡しとして行動する。接待産業、つまりバー、カラオケ・クラブ、売春宿で働いている個人は、性的に子どもを搾取することを求めている犯人の重要な接点として明らかにされてきた事件がいくつかある<sup>131</sup>。タクシーの運転手とホテルの従業員も、子どもが性的に搾取された場所に犯人を連れてきている。さらに、セックス・ツアー業者が子どもの性的搾取がはびこっている地域への旅を企画するという逸話的証拠もある<sup>132</sup>。こういった促進者のほとんどが、民間セクターの一部であり、従ってこれがその従業員の犯罪活動に目を瞑ることにより仲介者となっている。

38. ICTs の領域での民間セクターも、子どもの性的搾取の需要における重要な仲介者である。実際、技術そのものは、犯人が直接子どもに接触し、被害者をグルームするプロセスを始める手段を生み出してきた。さらに技術は、子どもの性的虐待資料にアクセスすること容易くし、料金が手頃であり、匿名性を提供できる。例えば、子どもの性的虐待のライブのストリーミングは、ビデオのストリーミング技術があって初めて可能になる<sup>133</sup>。さらに、「ダーク・ウェブ」と同輩から同輩へのネットワークの開発者は、子どもの性的虐待資料の大半がこのようなプラットフォームで交換されているものと推定される状態で、オンラインでの子どもの性的搾取をますます促進している。コンテンツ・プロヴァイダーも、子ども虐待資料をホストすることにより仲介者となってきた。その上、コンテンツ・プロヴァイダーの中には、子ども虐待資料となりかねず、少なくともそのようなテーマに対する寛容を育みかねないポルノのある種のジャンルを推進し、そこから利益を得ている者もある。これは、「十代の子ども」を 2013 年と 2014 年に、最も求められるジャンルとして挙げている最大のポルノ・プラットフォーム、ポーンハブからの調査によって確認されている<sup>134</sup>。最後に、金融セクターは、子ども虐待資料の購入と足跡を残さずに子どもの性的搾取に対して支払い、従って刑事責任免除を促進するための金銭取引を処理するために広く用いられている。

39. この需要の中間レベルで、はるかに重要な女性の存在がある。実際、国連麻薬犯罪事務所(UNODC)からの人身取引に関する最近の数字によれば、人身取引で有罪となった人の 28%は、女性であり、この割合は、刑事司法制度に触れたことのある人となると 38%に増えた。女性人身取引者は、女兒の人身取引及び特に性的搾取のための募集により頻繁にかかわっていた<sup>135</sup>。需要プロセスのこの役割のカギとなる要素は信頼関係を築き、性的搾取に子どもを誘うことであるので、女性が促進者の間で断然数が多い<sup>136</sup>。

<sup>127</sup> UNODC の東南アジア太平洋地域事務所より提供された情報。

<sup>128</sup> A/HRC/22/54、パラ 30 及び 38 及び UNODC の東南アジア太平洋地域事務所により提供された情報。

<sup>129</sup> E/2002/68/Add.1 を参照。

<sup>130</sup> UNODC の東南アジア太平洋地域事務所より提供された情報。

<sup>131</sup> A/HRC/22/54.場を付与を参照。

<sup>132</sup> エクパット・インターナショナル、「世界的監視：子どもの商業的性的搾取に反対する行動の状態、モルドヴァ(2012年)、15頁。

<sup>133</sup> A/HRC/28/56 を参照。

<sup>134</sup> ポーンハブ・インサイト、2014年のレビュー(2015年)を参照。

<sup>135</sup> UNODC、2014年人身取引セリ科医報告書、(国連出版物、販売番号 E.14.V.10)、27頁。

<sup>136</sup> UNODC 盗難アジア太平洋地域事務所より提供された情報。

40. 組織犯罪と人身取引との間の関連性は、明確に確立されており、両者はしばしば性的搾取のための子どもの供給に関わっている。上に概説した促進者のすべてが、そのような犯罪ネットワークに所属し管理されていることもある。さらに、犯罪ネットワークは、ますます儲かるものとなっている子ども虐待資料の作成と販売に特に興味を持っている。さらに、組織犯罪グループは、金銭を脅し取り、身分証明書を盗むために子どもの性的虐待資料を利用してきた。

### 3. 底辺レベル

41. 需要の要因の底辺レベルは、子どもの性的搾取が無視されるか、大目に見られるか、または受け入れられさえする条件を育む社会的・文化的・ジェンダー・制度的構造に関連している。これら要因は、犯人や促進者の行動を許すことにより、子どもの性的搾取のための市場を維持する。

42. 主として需要を可能にするものは、若者、同意、処女性に対する認識である。実際、小児性愛者ではない選択的犯人が思春期の若者に魅かれることは、しばしば社会的・文化的構造から生じる。例えば、純潔と健康の考えのために処女性に取りつかれることは、子どもの性的搾取の需要の源である。従って、世界の地域の中には、処女との性交を求めるものがあるところもある<sup>137</sup>。同時に、童貞や処女を失った子どもは、否定的に考えられ、価値を落とされ、従って性的搾取に対してより脆弱になる。その上、国際法では18歳未満の者と定められているが、子どもの定義は、文化によってさまざま、その性的成熟度に強く関連している。世界全体で性的同意に様々な年齢がある結果、さらなる混乱が起こる。選択的・状況的犯人は、従って、自分の個人的信念または社会的寛容の程度に基づいて、その被害者が子どもではない、またはその搾取に同意したことを確認することによって、自分の行動を正当化するであろう。

43. 被害者の大多数を占める女兒の性的搾取は、ジェンダー差別に根差している。男性の性的支配を推進し、女性と女兒の商業化を非難しない家父長的構造が、需要の要因の基本的な底辺レベルである。文化的に課せられる女性のジェンダー固定観念も、彼女たちを男性に奉仕する役割に置き、自分の性と生殖に関する生活に関して決定を下す女性と女兒の能力を否定し、彼女たちを性暴力の主たる標的にすることによって女性と女兒の性的搾取を助長している<sup>138</sup>。同様に、女性の体の商品化も、その消費の考えを強化し、これが犯人によって女兒にまで拡大されることもある。男らしさを巡るジェンダー固定観念も、男児の性的搾取に対する脆弱性の可能性にほとんど注意が向けられない状態で、男児に逆効果を与えている。性的搾取の被害者である男児は、その結果、権利侵害を通報し、ケアを受けることができる可能性がほとんどない。

44. ジェンダー差別は、子どもと大人の間のもとの固有の力の不均衡によってさらに複雑化されている。子どもはしばしば権利保持者とは考えられず、財産としてさえ見られることもある。さらに意見を聴いてもらう子どもの権利は普通侮られ、これが、子どもが自分の懸念や経験を唱えることを妨げている。この子どもの具象化がその行為において犯人が安心することを助長している。

45. 人種主義と差別は、子どもの性的搾取のある型の需要で中心的役割を果たす。犯人の中には、特に旅行と観光の状況で、子どもがより劣った者であり、地方の文化が性的搾取を大目に見るものと信じているので、異なった民族の子どもを標的にする<sup>139</sup>。さらに、カーストに基づく制度または同様の深く根差した不平等は、犯人がより低いカーストまたは集団の子どもの性的搾取を正当化することができるようにしている。性的指向に基づく差別も、同性愛や性同一性障害の子どもの性的搾取は、ある文化では受容できるものとみなされるので、需要の源である。実際、そのような状況では、子どもの性的指向が非難され、その搾取は子どものせいとされる。

46. 子どもに対する犯罪の説明責任の実際の不在、及び不在であると考えられることが、性犯罪者を力づけ、旅行する時の目的地の選択を導く。さらに、需要が、汚職、自己満足、法律施行の共犯でさえ増やす。刑事責任免除も、子どもの性的搾取の通報を妨げる恥の社会的・文化的規範から出てくることもあ

<sup>137</sup> E/CN.4/2006/67、パラ 40、及び UNODC 東南アジア太平洋事務所により提供された情報。

<sup>138</sup> A/70/222、パラ 20 を参照。

<sup>139</sup> 保護プロジェクト「国際的な子どものセックス・ツーリズム：問題の範囲と比較事例研究」、ジョン・ホプキンズ大学、2007年、23頁。

る。名誉と恥の考えは、子ども被害者を責めること及び子どもの家庭及び地域社会からの排除にさえつながる。

47. 犯人の刑事責任免除に本質的に関連しているのは、性的虐待または搾取の子ども被害者に与えられる不適切なケアである。選択的犯人に関する調査は、彼らのかなりの割合が、自身子ども時代に虐待と搾取の被害者であったことを示している<sup>140</sup>。子ども被害者のケア、回復、再統合の欠如は、従って間接的に需要を煽ることもある。

48. 人道危機または紛争のような外的要因も、需要の要素を増やすことがある。後に続く混乱と無法状態が、子どもを売り、性的に搾取するために、犯人が脆弱な子どもを標的にするよう力づける<sup>141</sup>。

## D. 需要を減らし根絶する措置

49. 「子どもの権利に関する条約」と子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」は、子どもの性的搾取の防止を明確に要請している。従って、責務を果たすためのすべての適切な措置を取ることが、これら条約の締約国の責務である。需要の要因に対処する行動志向の措置が、最優先事項であるべきである。前提条件は、ふさわしい首尾一貫した政策を開発するために、子どもの性的搾取に対する需要を調査し、地図を作成することである。次に、幅広い戦略がすべてのレベルの需要に対処するために必要であり、三つ又の取組に基づくことができる。第一に、防止が、このような忌まわしい犯罪を行うことを思いとどまるよう個人を説得するのみならず、需要の底辺にある要因の多くに対処するために必要である。第二に、刑事責任免除の底辺にある要因に対処することにもなる、説明責任を確保することにより、既存の犯人に対処することが極めて重要である。最後に、再犯を防止するために、証拠と結果に基づく更生プログラムがなければならない。

### 1. 防止

50. 状況的犯人の特定の例で、買春へのリソースを減らすことを目的とする意識啓発プログラムが役立つこともある。実際、上で強調したように、そのような犯人は子どもそれ自体を求めているのではなく、その年齢に対する無配慮または無知から子どもを搾取する結果となる。米国では、搾取している個人の状態について犯人の意識を高め、新たな買春の誘いを防止することを目的とした、売春に関わる成人を対象として開発されたプログラムがいくつかある。これらプログラムは、性を買うことを犯罪とする状況で普通適用されており、プログラムへの参加が、訴追の代替手段として課され、提供されてきた<sup>142</sup>。子どもの性的搾取の場合には、国際法で規定されているように、成人の売春に関する法律に関わりなく、状況的犯人は訴追されなければならない。しかし、防止プログラムは、そもそも売春の可能性のある者が、子どもを搾取することを妨げるために有用であることがわかることもある。

51. 防止のカギとなる目的は、選択的犯人となる可能性のある者が行動する前に標的とすることであった。2005年に、ベルリンの性科学・性医学研究所が、「Dunkelfeld 防止プロジェクト」と呼ばれる防止の取組を開発した。これは、正式に登録されてはいないが自ら明らかにした小児性愛者と若者性愛者が専門の助けを求めるよう奨励するメディア・キャンペーンに基づいている。提供される支援は、最初に出会った時に信頼できる感情移入のできる関係を築くように特に訓練されてきた調査チームによって匿名で提供される。これは、犯人となる可能性のある者が、薬学的選択肢のみならず認識行動技術と性科学的ツールを用いて衝動を抑制できることを保障する専門の1年間の治療プログラムより成る。このプログラムの評価は、初期の防止取組が子どもの性的虐待の危険要因を減らし、未成年者に対する性犯罪を防止し、接触犯罪の数を減らし、子どもポルノ犯罪の頻度と重大さを減らすことを明らかにした<sup>143</sup>。

<sup>140</sup> 米国司法省、「性犯罪者管理評価企画イニシャティヴ」、2014年、64-65頁。

<sup>141</sup> A/HRC/19/63、パラ、27-31頁。

<sup>142</sup> Donna Fughes、「性取引の需要の側に対処する好事例」、ロード・アイランド大学、2004年を参照。

<sup>143</sup> [www.praevationstag.de/dokumentation/download.cms?id=2090](http://www.praevationstag.de/dokumentation/download.cms?id=2090) を参照。

52. すべての防止戦略の基本的部分は、法律施行と司法機関の汚職と闘うことである。一方で犯人の訴追と有罪判決を保障し、他方で刑事責任免除の風潮をなくしているが、これが子どもの性的搾取に対する需要を増やす。

53. ジェンダーに基づく差別と深く根を下ろしたジェンダー固定観念に関しては、シカゴ性的搾取反対同盟によって生み出された「性的搾取をなくすための若い男性のエンパワーメント」のような建設的イニシアティブがある。これは、男らしさと商業的性取引の現実並びに人身取引について、子ども、特に男児を教育することに重点を置いてきた<sup>144</sup>。

54. 急速で突然の社会的または技術的変化も、需要を促進しており、そのような急速な革新が、子どもの性的搾取を防止するためにより良く管理されることが極めて重要である。これは特に観光とインターネットの成長に当てはまる。犯人となる可能性のある者も仲介者も対象とする、東南アジア各国政府との協働で、ワールド・ヴィジョンと国際観光パートナーシップによって開発された「子ども安全観光」イニシアティブのような建設的イニシアティブがある<sup>145</sup>。同様に、犯人となる可能性のある者に思いとどまらせるためのビデオをいくつか開始した英国の「今やめよ!」防止キャンペーンのようなインターネットに関する数多くのイニシアティブがある<sup>146</sup>。

55. 社会全体への適切に訓練を受けた専門家による包括的な人権教育の提供だけが、子どもの蔑視と商品化のような子どもの性的搾取に対する需要の根本原因の根絶に繋がることができる。「子どもの権利に関する条約」の核心となる原則、つまり、非差別(第2条)、子どもの最高の利益(第3条)、生命・生存・開発への権利(第6条)及び子どもの考えの尊重(第12条)が、世界全体で継続して推進され、しっかりと染み込ませなければならない。

## 2. 犯人の説明責任

### (a) 制裁

56. 需要の要因を減らすための効果的政策の要は、犯罪が完全に捜査され、訴追され、制裁されることを保障する説明責任である。特に包括的で釣り合った一連の刑事罰を伴う説明責任も、基本的抑止力である。法的枠組みに関する上記セクションで概説されているように、国際条約・地域条約は、子どもの性的搾取の犯罪化のための明確な一連の基準を定めている。子ども売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」は、その第3条(3)で、問題の犯罪は、その重大な性質を考慮に入れる適切な懲罰によって罰することができるものでなければならないと述べている。「犯罪防止・刑事司法の分野での子どもに対する暴力撤廃に関する国連モデル戦略と実際の措置」は、この犯罪の重大な性質を考慮に入れて、適切な懲罰という同じ考えを確認している。これは、麻薬の影響下でさえ、刑事責任のみならず、悪化する状況という考えを付け加えている。「モデル戦略」は、被害者の脆弱性を含めた安全性と危険が、特に再犯と危険な犯人を扱う時に、非収監の宣告、保釈金、条件付き釈放、仮釈放または保護観察に関する決定において考慮に入れられることを保障するようにも加盟国に要請している。

57. 「子どもの性的搾取と性的虐待の防止に関する欧州会議条約」は、特に明確であり、「その重大さを考慮に入れて、効果的で、釣り合った、または思いとどまらせる制裁によって罰せられるべきである」と述べている(第27条(1))。付随する説明報告書は、当事者によって提供されなければならない懲役刑を自由の剥奪または少なくとも1年の拘禁命令で罰することのできる犯罪の場合にのみ認められる送還の可能性に関連付けているので<sup>147</sup>、懲罰の型にさらに光を当てている。さらに、この「条約」は、当事者に、加害者が、犯罪が行われる途中で、職業上であれ、任意であれ、子どもとの接触がかかわる活動を行う

<sup>144</sup> <http://caase.org/prevention> を参照。

<sup>145</sup> [www.stopitnow.org.uk](http://www.stopitnow.org.uk) を参照。

<sup>147</sup> 「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する欧州会議条約」の説明報告書---欧州会議条約シリーズ---第201号、パラ182。

ことを一時的または永久に禁じられることを認めるよう要請している。加害者に関連して、「条約」は、当事者が親権を差し止め、有罪となった者を監視・監督する可能性も規定している<sup>148</sup>。

58. 実施の点でも「条約」は重要である。実際、これは関連する犯罪からの利益または同等価値の財産の差し押さえのような措置を特に列挙している。金銭的収益を標的にすることは、一方では仲介者は儲けに動機づけられており、他方では差し押さえられた資金はケア・回復・再統合プログラムに資金提供するために用いられるので、特に強力な抑止と賠償の措置である。

59. 説明責任、従って懲罰のつり合いの基本的側面は、被害者の安全を確保することである。「犯罪防止刑事司法の分野での子どもに対する暴力の撤廃に関する国連モデル戦略と実際的措置」は、暴力の子ども被害者のための保護・支援措置は、その暴力について非難された人が有罪となり刑を宣告された後も継続しなければならないことを強調している。加盟国は、暴力の子ども被害者またはその両親、または法的後見人が、もし望むならば、犯人の拘禁所または刑務所からの釈放を通告してもらう権利を特に確保すべきである。加盟国は、暴力の子ども被害者に対する危険とこの子どもの最高の利益が、拘禁所または刑務所からの犯人の釈放または犯人の社会への再参入に関する決定を下す時に、考慮されることも保障すべきである<sup>149</sup>。

60. 国際法に従って、一般的慣行は、子どもの性的搾取の加害者に懲役刑を宣告することである。仲介者に関する限りでは、懲罰は様々で、必ずしも犯罪の重大性に釣り合っているわけではない。自由の剥奪の長さも大きく異なり、特に犯人と被害者双方の年齢とジェンダーに影響されることもある。残念なことに、かなりの抜け穴が残っており、犯人の有罪判決を妨げており、従って説明責任の保証も妨げている。これは、例えば、男児の性的搾取またはまだ犯罪化されていない国もある子どもの性的虐待資料の所持の場合である。

61. 法律が必要にインパクトを与えるための基本的な前提条件は、その結果としての規定と懲罰の効果的実施である。全世界での有罪判決率を興味深く示しているのは、寄稿した国々によって提供された法律執行データを編集している「2015年人身取引報告書」である。2014年の10,051件の訴追の中で、僅か4,443件が有罪判決に繋がった<sup>150</sup>。この統計は推定であり、人身取引一般に関連しているが、事例には子どもの性的搾取が含まれている。さらに、「2014年人身取引世界報告書」は、発見された人身取引被害者の中で、33%が子どもであり、53%が性的搾取のために人身取引されていたと結論づけた<sup>151</sup>。「人身取引報告書」で明らかにされた被害者の総数は2014年には44,462名であり<sup>152</sup>、これは上に述べた数字と合わせると、犯罪とかかわった加害者と全世界での法律執行対応の程度の間の大きな格差を強調している。

62. 訴追は、海外で行われた犯罪の場合にも確保されなければならない。これは、逃亡犯人引き渡し条約がない時に、逃亡犯人引き渡しのための法的基盤として考えることのできる子ども売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の特別な重点である。第6条と7条も、この犯罪に関連する捜査、差し押さえ、国外逃亡犯人引き渡しに関して協力し、支援する締約国の責務を強調している。その結果、犯人が訴追を逃れることを妨げる国外逃亡犯人引き渡しの法律に強い重点が置かれてきた。しかし、犯人が犯罪の場所及び被害者から離れている時に犯人の国で裁判することは必ずしも子ども及び捜査の最高の利益とはならないことに留意すべきである。困ったことに、二重の有罪がしばしば海外で行われた犯罪の訴追に対する障害となる。子どもの権利委員会は、従って、子どもの性的搾取の状況ではこの原則を止めることを首尾一貫して要請してきた<sup>153</sup>。

63. 国際刑事警察機関(インターポール)と欧州警察事務所(Europol)が主導する法執行機関とイニシアティブとの間の国際協力は、子どもの性的搾取取引の状況で、説明責任の追及を促進してきた。国際子ども

<sup>148</sup> 同上、パラ、187、191及び192。

<sup>149</sup> 総会決議69/194、付録、パラ26(a)及び(d)を参照。

<sup>150</sup> 米国国務省、「2015年人身取引報告書」、48頁。

<sup>151</sup> UNODC、「2014年人身取引世界報告書」、29頁、33頁。

<sup>152</sup> 米国国務省、「2015年人身取引報告書」、48頁。

<sup>153</sup> CRC/C/OPSC/TGO/CO/3、CRC/C/OPSV/pHL/CO/1、CRC/C/DEU/CO/3-4を参照。

の性的搾取画像データベースの助けを得て、約 3,800 名の犯人が明らかにされた<sup>154</sup>。インターポール、Europol 及びいくつかの民間セクターのパートナーを含めた法律執行パートナーより成るヴァーチャル世界タスク・フォースも特に興味深い。これは、オンラインの子どもの性的虐待と子どもの性的搾取に重点を置き、「アトラス作戦」、「努力作戦」及び「救出作戦」のような成功した作戦に繋がってきた。第一の作戦は、世界中で子どもの性的虐待資料の分かち合いと配布に関わった 303 名の個人の逮捕につながった。第二の作戦は、フィリピンにおける需要があり次第の子どもの性的虐待のライブのストリーミングに関係しており、29 件の国際逮捕につながった。第三は、世界的な小児性愛者団の解体と世界全体での 184 件の逮捕につながった<sup>155</sup>。残念ながら、これら逮捕のうちどれほどの数が有罪判決に繋がったのかは明らかではない。

64. 軍と平和維持部隊と職員の特定の場合に、子どもの性的搾取の事例において説明責任の欠如がある<sup>156</sup>。これら犯人も国際または地域レベルで訴追され、有罪となることを保障するための具体的措置が必要とされる。国連の平和維持部隊と職員に関する限りでは、事務総長が、直接対応チームの創設、強力な制裁を課すこと、派遣部隊の送還、受入国と派遣国の司法当局へのリファールを通して、これら犯罪の捜査と加害者の訴追を確保する一連の措置を概説してきた<sup>157</sup>。事務総長は、中央アフリカ共和国で国連の指揮下にない外国軍部隊の兵士による性的搾取と性的虐待及びその他の重大な犯罪の申し立てに対する国連の対応を評価するために、外部の独立検討委員会も設立してきた。特別報告者は、この委員会の結果を楽しみにしており、説明責任を改善するものと期待している。

65. 子ども被害者の経験と事件の裁判の結果に対する満足または不満足は、考慮に入れられる必要がある。犯人の訴追と有罪判決を確保するために、証言の提供を促進する子どもに配慮した司法手続きを採用することが極めて重要である。この点で、特に 2005 年の「子ども被害者と証人がかかわる問題における司法ガイドライン」という結果となったかなりの量の作業と基準設定が達成されてきた<sup>158</sup>。上で概説してきたように、子ども売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」も、法的に責任のあるものから損害に対する補償を求める適切な手続きの必要性を強調しており、子どもの権利委員会は、賠償への権利を実施するに必要なすべての措置を取るよう各国に継続して要請してきた。子どもの権利委員会は、同様に、加害者から補償を求めることができない事件のために、被害者の補償のための基金を設立するよう各国に求めてきた<sup>159</sup>。

#### (b)性犯罪者の登録

66. 子どもの性的搾取者の大多数は、選択的犯人ではないけれども、ほとんどの対応は、後者に重点を置いてきた。共通の措置は、場合によっては全ての型の性犯罪者を含む性犯罪者登録またはデータベースの採用であった。そういった政策の背後にある根拠は、時の経過と共に増加する傾向にある異なった型の性犯罪者の再犯に関する調査に基づいている<sup>160</sup>。2014 年現在、19 の国または機関が<sup>161</sup>、性犯罪者登録法を制定していた<sup>162</sup>。登録は、国内または海外への旅行について権限のある当局に通告するよう登録された性犯罪者に要求する規定も伴うことがある。

67. そのような登録の利用とその他の海外の法律執行機関との情報の共有は、子どもの性的搾取者がよそで再犯することを妨げる重要なツールとなることもある。犯人が自分の犯罪記録を隠し、子どもとの接

<sup>154</sup> [www.interpol.int/Crime-areas/Crime-against-children/Online-child-abuse-Q-As](http://www.interpol.int/Crime-areas/Crime-against-children/Online-child-abuse-Q-As) を参照。

<sup>155</sup> <http://virtualglobaltaskforce.com/what-we-do/> 及び <http://virtualglobaltaskforce.com/2015/vgt-announces-over-300-arrests-from-operation-atlas-2/> を参照。

<sup>156</sup> Isabelle Talleyrand, 「軍の売春: 世界中の政府がいかに国際的な女性の人身取引を援助し煽動しているか」、*国際法と商業シラキュース・ジャーナル*、第 27 巻(2000 年)、151-176 頁。A/59/710、A/69/779。

<sup>157</sup> A/70/357-S/2015/682、パラ 119-121 を参照。

<sup>158</sup> 経済社会理事会決議 2005/20、付録を参照。

<sup>159</sup> CRC/C/OPSC/THA/CO/1, CRC/C/OPSC/USA/CO/1, CRC/C/OPSC/EGY/CO/1 を参照。

<sup>160</sup> 米国司法省、「性犯罪者乖離評価企画イニシャティヴ」、101 頁。

<sup>161</sup> アルゼンチン、オーストリア、バーミューダ、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、ジャマイカ、ジャージー、ケニア、モルディブ、マルタ、ビトケーアン諸島、南アフリカ、韓国、台湾、トリニダード・トバゴ、英国、米国。

<sup>162</sup> 性犯罪刑の宣告、監視、逮捕、登録、追跡 SMART 事務所、「性犯罪者登録通告制度の世界の全体像」、2014 年。

触に関わる雇用に就くことを妨げるその他のイニシャティヴがあった。例えば、英国は、どうして子どもに関わる仕事をしてはならないのかの信念または理由を明らかにする英国の警察と情報データベースに対する犯罪歴チェックである「国際子ども保護証明書」を開発している<sup>163</sup>。これは、英国人を雇うことを求めている海外の学校及びその他の子どもを中心とした団体にとって大変に役立っている。

68. 国際レベルで、INTERPOLによって設立された「グリーン通知」システムは、刑事上の罪を犯したことがあり、他国で犯罪を繰り返す可能性のある人物についての警告と刑事上の情報を提供する<sup>164</sup>。これは、INTERPOLの加盟国によって受け入れられ、効果的に利用されるべき基本的な国境管理ツールである。特別報告者は、子どもの性的虐待と搾取で有罪となった犯人のための特別な通告を生み出す必要性と可能性を調査するよう加盟国と法律執行機関に勧めている。

69. しかし、性犯罪者登録の増加する利用は、場合によっては批判されてきた。居住制限のような規定は、特に議論のあるところで、犯罪を防止することは証明されて来なかった<sup>165</sup>。さらに、自警行為を奨励することもあるので、登録が一般にアクセスできるようにされる時に特に危険がある<sup>166</sup>。性犯罪者が未成年である時、生涯続くこともある性犯罪者登録に載せられ、従って更生と再統合を妨げるという危険がある<sup>167</sup>。

### 3. 更生プログラム

70. 選択的犯人を更生させるために開発されたイニシャティヴがいくつかある。そのようなプログラムの必要性は、再犯の危険によって確認されている。認識行動療法は、犯人の行動を変容し、衝動を抑制することができるようにすることを目的としているので、最も広く用いられている<sup>168</sup>。薬剤や精巣摘出手術のような措置に基づく治療もある。後者は、特に犯人からの同意がない場合に非人間的で品位を落とす扱いにもなりかねないので、人権に従っていないことが強調されるべきである。性犯罪者の再犯率を減らす際の様々な更生治療プログラムの効果に関する調査は首尾一貫していない。従って、子ども性犯罪者の正確なプロフィールに関してさらに包括的で証拠に基づく調査が必要である<sup>169</sup>。

71. 一旦刑務所から釈放されたなら地域社会を基盤とした性犯罪者のための支援のような補助的解決策も開発されてきた。これは、地域社会で社会的に孤立した性犯罪者のための支援ネットワークとして活動する4名から6名のヴォランティア・グループに基づく「支援と説明責任サークル」の場合である。このプログラムの見直しは、出席してきた犯人には再犯率が比較的低いことを示した<sup>170</sup>。開発されたもう一つの治療は、他人に害を与えない方法で性犯罪者がその生活の目標を達成する手助けをすることに重点を置いた「犯人更生の良い生活モデル」である<sup>171</sup>。

72. 興味深いのは、国際性犯罪者治療協会によって用いられる「成人性犯罪者の治療のためのケアの基準」である。これは、特に性犯罪者のケアの適切に訓練を受けた有能な専門家の重要性を強調し、犯人の更生が人権基準に従って行われることを保障することが基本であることを想起させる。

### 4. 民間セクターの役割

73. 以前のテーマ別報告書で定期的に強調されてきたとおり<sup>172</sup>、民間セクターの様々な部門によって行われた建設的なイニシャティヴがいくつかあった。特に関連性があるのは、「旅行と観光における性的搾

<sup>163</sup> [www.acro.police.uk/icpc/](http://www.acro.police.uk/icpc/)を参照。

<sup>164</sup> [www.interpol.int/Crime-areas/Crimes-against-children/Sex-offenders](http://www.interpol.int/Crime-areas/Crimes-against-children/Sex-offenders)を参照。

<sup>165</sup> 人権監視機構、簡単な答えはない：米国の性犯罪者法、2007年。

<sup>166</sup> Kate Hynes、「恐怖のコスト：米国と英国における性犯罪者登録、地域社会通告、市民コミットメント法の分析」*法律・国際問題ペンシルヴァニア州ジャーナル*、第2巻、第2号(2013年)。

<sup>167</sup> 人権監視機構、「登録簿の上で育てられ：米国で子どもを性犯罪者登録簿に載せることの取り返しのつかない害悪」2013年。

<sup>168</sup> Pamela Yates、「性犯罪者の処遇：調査、好事例、新たなモデル」、*行動相談と療法国際ジャーナル*、第8巻(2013年7月)、90頁。

<sup>169</sup> 米国司法省、「性犯罪者管理評価企画イニシャティヴ」、137-140頁。

<sup>170</sup> 英国内務事務所、「性犯罪者からの子どもの保護の見直し」、2007年、14頁。

<sup>171</sup> Pamela Yates、「性犯罪者の治療」、92頁。

<sup>172</sup> A/HRC/22/54/パラ 76-81 及び A/HRC/28/56、パラ 75-81 を参照。

取からの子どもの保護のための行動規範」と「観光のための世界倫理規範」である。前者は、2013年に世界中で125,890名が訓練を受けたという状態で、観光部門におけるスタッフの訓練に重点を置いてきた<sup>173</sup>。子どもの性的搾取の犯罪としての性質に対する意識啓発、従って犯人となる可能性がある者に届くことに置かれた重点は、特に重要である。さらに、訓練されたスタッフは、通報義務と子どもの性的搾取を促進することの禁止を理解するようになる。「企業と人権に関する指導原則」も、これらイニシアティブを補う際に、民間セクター全体によって基準として用いられるべきである。

74. 個人の犯人と犯罪ネットワークは、子どもの性的搾取に対して支払いまたはそのような犯罪からの利益を送金するために、金融サービスを利用する。これが金融セクターに行動するよう圧力をかけ、米国で2006年に「子どもポルノに反対する金融連合」が開始された。同様に、「オンラインでの子どもの商業的性的搾取に反対する欧州金融連合」と「子どもポルノに反対するアジア太平洋金融連合」が創設された。これらイニシアティブは、子どもの性的搾取の需要において、間接的仲介者となることを止める銀行や金融サービス提供者からの公約を示してきた。ビットコインで取引するところのようなその他の金融サービス提供者は、ヴァーチャル通貨は追跡が極めて難しく、従って違法な取引には理想的であるのだが、相当する措置をまだとっていない<sup>174</sup>。

75. もう一つの注目すべきプロジェクトは、FIFA ワールド・カップのような大きなスポーツ行事の周辺での子どもの性的搾取を防止するために、2014年のFIFA ワールド・カップの状況で、とりわけ、スポーツ紙L'Equipeのみならず、エクパット・フランスとエア・フランスとの間の協働であった。[目をそらしてはならない]と題するエクパット・フランスのキャンペーンは、海外での子どもの性的搾取もやはり訴追されるのだということを犯人となる可能性のある者が理解することを保障しようとして、この2つの民間セクターのパートナーによって普及された。

76. メディアや広告業の世界も、子どもの性的画像を推進することを控えることにより、防止努力に積極的にかかわるべきである。これらは、ある種の行動は若い年齢では受け入れられるのだと子どもに信じさせるのみならず、犯人となる可能性のある者が、子どもは性的欲望の合法的な対象であると主張することにもつながる<sup>175</sup>。

77. 残念なことに、上に述べた民間セクターのイニシアティブは、すべて任意のものであり、拘束力はない。さらに課題は、供給者の増加であり、これが関係機関すべてによる基準の承認と受け入れを難しくしている。さらに、ほとんどのイニシアティブは、監視メカニズムを伴っておらず、伴っていても、脆弱で、外部の監督を欠いている。

## IV. 結論と勧告

### A. 結論

78. 国内レベルでも国際レベルでも、子どもの性的搾取に対する需要を阻止するイニシアティブがいくつかあった。オンライン及びオフラインの犯人を捜査し、訴追する既存の措置は速度を増している。民間セクターも、促進者としてのその役割の可能性を徐々に理解してきており、これに応えていくつかの対抗措置を取ってきている。しかし、子どもの性的搾取という害悪はなくなっていない。これは、需要の3つのレベルに対峙する包括的な戦略がないためである。第一に、継続するデータの不在が需要の包括的な地図作りを妨げている。第二に、その違法な性質にもかかわらず、子どもの性的搾取を儲かる商売と考えている個人や集団が仲介レベルで未だにあまりにも大勢いる。第三に、需要の要因を支える原因が、適切に対処されておらず、従って子どもの性的搾取を永続化している。最後に、犯人はだれも刑事責任を免除されることがないことを保障するために、刑法の規定と懲罰とを調和させる余地がまだあるその結果、不適切な法律執行対応に繋がるかなりの格差が法的基準の実施と情報の共有に残っている。

<sup>173</sup> [www.thecode.org/around-report-2013/](http://www.thecode.org/around-report-2013/)を参照。

<sup>174</sup> 欧州サイバーハン資料センター(Europol)、「オンラインの子どもの商業的性的搾取: 戦略的評価」、2015年、33-34頁。

<sup>175</sup> A/68/275、パラ47を参照。

79. 犯人に対する決定的理解は、まだこれから達成される必要がある。選択的犯人と状況的犯人との間の区別のような既存のプロフィールは、依然として議論の余地がある。オンラインの犯人と女性犯人についての情報の乏しさと不一致もある。従って、包括的で証拠に基づく結果を確保するには明確なパラメーターに関するさらなる調査が必要である。更生プログラムの決着のつかない結果も、異なった型の犯人についての不完全な知識に関連している。従ってプログラムの効果は、一旦こういった格差が埋められたならば改善されるであろう。

80. 2016年に、ストックホルムで第一回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議が開催されて以来20年となる。この「会議」とこれに続く2つの会議、つまり2001年の日本の横浜で開催された会議と2008年にブラジルのリオデジャネイロで開催された会議での宣言で、利害関係者の中には実体的な公約を行ったところもあった。特別報告者は、周年が達成された進歩を振り返り、「リオデジャネイロ宣言」と「子どもと思春期の若者の性的搾取を防止し、なくすための行動の呼び掛け」で需要に関してなされた誓約に特に重点を置く機会となることを希望している。

## B. 勧告

81. 子どもの性的搾取を根絶するためには、国家とすべての利害関係者が需要の要因に重点を置き、効果的に需要を減らす包括的な戦略を確立することが極めて重要である。特別報告者は、以下の措置の採用を勧告する。

### 1. 国内レベルで

82. 特別報告者は、すべての国に以下を勧める：

(a)すべての関連地域及び国際条約、特に子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」を批准し、あらゆる形態の売買と性的搾取を明確に禁止し、犯罪とする法律を制定または改正することにより、明確で包括的な法的枠組みを確立すること。

(b)罪の重大さに釣り合った懲罰に関する明確なガイダンスを提供することにより、法的枠組みが、子どもの性的搾取の需要に明確に対処することを保障すること。

(c)犯人に対する刑事手続きがいつも職権上開始できることを保障すること。

(d)子どもの性的搾取を効果的な止めるために、供給網のあらゆるレベルで、金融・技術セクターのスタッフのみならず、観光・娯楽産業の調達者、人身取引者及び促進者のようなすべての仲介者の訴追と有罪判決に特に注意を払うこと。

(e)子どもの性的搾取から出てきたすべての儲けや資産が、被害者のための補償措置を含むケア・回復・再統合プログラムに資金を提供するために、効果的に差し押さえられることを保障すること。

(f)国内法が性的虐待と搾取の子ども被害者を犯罪化しないことを保障し、子どもが性犯罪登録簿に載せられないことを保障すること。

(g)犯人の発見、捜査、訴追を促進するために、包括的で適切に資金提供された子ども保護制度を通して、子どもに配慮した苦情申し立て・通報メカニズムへの容易なアクセスを保障すること。

(h)効果的に犯人を発見し、捜査し、訴追し、制裁するために、社会サーヴィス・教育専門家から法律執行職員と裁判官に至るまで、関連専門家の能力開発と専門家訓練を確保し、強化すること。

(i)刑事司法手続きに参加するよう求められる子どもが、手続のすべての段階で彼らを支援する適切な支援とカウンセリングを与えられ、犯人の訴追と有罪判決を促進し、その再犯を避ける子どもに配慮した法制度にアクセスできることを保障すること。

(j)オフラインでもオンラインでも、犯人となる可能性のある者を対象とし、彼らに支援とフォローアップを提供する防止プログラムを確立し、拡大すること。

(k)子どもの性的搾取を根絶する包括的な戦略に寄与する包括的で、証拠に基づくデータを提供するために、直接的レベル、中間レベル、底辺レベルという需要の要因のすべてのレベルの地図を作成するために調査を行うこと。

(l)オンライン犯人と女性犯人に特に重点を置いて、犯人と防止・更生プログラムの効果と成功に関する調査を行うこと。

(m)法的手続き全体を通して、包括的なケア・回復・再統合プログラムの一部として包括的な措置の開発に子ども被害者を関わらせ、エンパワーすること。

(n)ジェンダー平等、非差別及び子どもの権利に関して、子ども、社会全体及び子どもとかがわっている専門家の包括的な意識啓発と教育を通して需要の要因の底辺にある原因に対処すること。

## 2. 国際レベルで

83. 特別報告者は、以下によって、調整された世界的対応を強化するよう国際社会に勧めている：

(a)懲罰に関して明確なガイダンスで子どもの性的搾取を防止し、犯罪化する包括的で世界的な法的枠組みを強化すること。

(b)子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」で要請されているように、以下によってカギとなる領域での国際協力を強化すること。

(i)子どもの性的搾取に対して責任のある加害者と犯罪ネットワークを効果的に捜査し、訴追するために、子ども被害者と犯人に関連する情報を分かち合い、更新すること。

(ii)「ヴァーチャル世界タスク・フォース」のような同盟を支援し、犯罪ネットワーク及び犯人の法律執行機関による捜査と訴追における効果的な協力のための同様の協働の会員の増強または開発を奨励すること。

(iii)INTERPOLの積極的メンバーシップ(会員)を推進し、特に旅行する性犯罪者の身元確認のための「グリーン通知」システムに参加し、これを効果的に利用すること。

(c)子どもに対する性犯罪に対するゼロ・トレランスを定め、迅速で徹底した捜査を設立し、そのような犯罪を犯した者に対して強い懲罰を実施し、配置の停止、送還、任務の停止のような措置を取り、これら手続のフォローアップを確保することにより、子どもの性的搾取事件において軍、平和維持部隊及び職員に責任を取らせること。ケア・回復・再統合措置も、救済策への権利の一部として、子ども被害者に提供されるべきである。

## 3. 企業の社会的責任

84. 特別報告者は、特に需要に応えることに関して、企業の社会的責任の強化の重要性を強調している。「企業と人権に関する指導原則」「観光の世界倫理規範」及び「旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護のための行動規範」のような既存のガイドラインは、民間セクターのメンバーによって普遍的に守られるべきであり、そのすべての行動において供給網全体にわたって主流化されるべきである。このようなガイドラインの遵守が実施され、監視されるべきである。

85. 子どもの性的搾取に対する促進者とはならないまたは促進者を続けたいことを保障するために民間セクターが十分な措置を取らない時に、国家の介入が必要である。特に育児労働者のような子どもと接触することがかかる雇用のために、背景のチェックを行うといったような措置は義務的慣行となるべきである。

\*\*\*\*\*

# 日本への訪問に関する子ども売買・子ども買春・子どもポルノ に関する特別報告者報告書(A/HRC/58/Add.1)

## 事務局メモ

事務局は、ここに謹んで日本へのミッションに関する子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者の報告書を人権理事会にお伝えする。本報告書で、特別報告者は、国際人権規範と基準に照らして、日本における子ども売買と性的搾取に関連する問題を探求している。訪問前、訪問中及び訪問後に集められた情報に基づいて、特別報告者は、子ども買春と子どもポルノと闘いこれを防止するために日本が採用した法改革と子ども保護政策及び子ども被害者のケア・回復・再統合のために取られた措置を強調している。最後に、特別報告者は、子どもの売買と性的搾取を防止し、根絶するための努力の強化を目的として、勧告を行っている。

## I. 序論

### A. 訪問プログラム

1. 子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者は、2015年10月19日から26日まで、政府の招きで日本を訪問した。ミッションの目的は、子ども売買・子ども買春・子どもポルノの程度を評価し、あらゆる形態の性的搾取と子どもの売買を防止し、根絶するための勧告を行う目的で、国の子ども保護制度を評価することであった。
2. 特別報告者は、東京、大阪、川西及び奈良を訪問した。国レベルで、特別報告者は、内閣府、厚生労働省、文部科学省、総務省、法務省、外務省及び警察庁の代表者たちと会った。特別代表は、最高裁判所の代表者及び国会議員とも会った。県レベルでは、川西市の子どもの権利オンブズマン事務所と沖縄県庁(青少年・子ども・家庭指導課)と県警の代表者とも会った。
3. さらに、特別報告者は、インターネット・サービス・プロヴァイダーと日本旅行業協会の代表を含めた企業セクターの代表に会った。特別代表は、インターネット・ホットライン・センターを訪問し、インターネット・コンテンツ・セーフティ協会とセイファー・インターネット協会の代表とも会った。
4. 特別代表は、子ども保護の問題と取り組んでいる市民社会とNGOの代表及び女性団体の会員と子どもの権利専門家とも会った。特別代表は、東京で、性的搾取の若い被害者及び川西市で中学生と会った。最後に特別代表は、国連子ども基金(ユニセフ)の日本委員会に会った。
5. 特別報告者は、中高女生徒支援センター、性的攻撃危機癒し介入センター、里子を預かる家、子ども相談センター及び青年の家を訪問した。特別報告者は、東京と那覇の性産業・娯楽産業の地域にも監視訪問を行った。
6. 特別報告者は、政府及び地方自治体との会合を促進したことに対して日本政府に感謝している。特別報告者は、市民社会とNGOのメンバー、ユニセフ日本委員会、東京の国連広報センター、日本プレス・クラブ及び国連高等弁務官事務所にも、ミッション前、ミッション中及びミッション後の支援に対して感謝している。

### B. 状況

7. 政府によって提供されたデータによれば、日本は人口が1億2,700万人であり、20,310,400人が18歳未満の子どもであり、5,389,400人が5歳未満である。2008年の世界的な金融危機が、日本がいくつかの景気後退の時期を経験する結果となり、これが2011年3月の地震と津波によっていっそうひどくなった。日本は世界で3番目に大きな国内総生産を有している。現在の子どもの貧困率は16%である。沖

縄では、全体的な貧困率が増加しており、国の平均の倍近くになっている。2012年に、全体的な貧困率は34.8%であったが、子どもの貧困率は37.5%であった。

## II. 統計分析

### A. 子どもの性的搾取と売買の範囲

8. 公式の統計によれば、子ども虐待資料に関連する搾取の形態は増えているが、子ども買春は減っている。子ども買春の減少を説明する公式の分析または調査は行われていないが、子ども虐待資料の配布、販売、購入の増加は、インターネットとニュー・テクノロジーの開発のためである。女兒は、継続して被害者の大半を占めている<sup>176</sup>。しかし、性的虐待と搾取の子ども被害者を扱っている様々な利害関係者から集められた情報によれば、特別報告者は、恐怖、汚名またはジェンダーに配慮した苦情申し立て・リファール・メカニズムへのアクセスの欠如のために、虐待を通報し支援を求めることを渋っている男児の被害者もあることを理解している。

#### 1. 子ども買春

9. 特別報告者は、性的搾取を促進またはこれに繋がる傾向と活動を懸念と共に述べた。特に懸念されるのは、「女子高生ビジネス」(または「JKビジネス」という現象であり、これは学齢期の女兒が行う様々な商業的活動を言う<sup>177</sup>)。「JKビジネス」は、必ずしも性的接触に繋がるわけではない様々な形態をとることもある。しかし、特別報告者は、女兒が警察の「JKビジネス」を取り締まろうとする努力にもかかわらず、買春のような性的搾取の被害者になった事件について知った。女子高生お散歩または「JKお散歩」(女子高生生の散歩デート)は、金銭と交換で一緒に遠足に行くために女子高生と男性とをつなげる商業施設によって促進される形態の一つである。「JKビジネス」は、「JK撮影会」(女子高生との撮影会)施設及び「JKリフレ」(女子高生反射療法)店のような様々な型の施設によって管理されている。施設の中には、男性がしばしば性的接触または性行為に繋がる活動を行うために女子高生と二人きりになることができるようにしているところもある。「JKビジネス」は様々な管理形態が含まれることもあるが、援助交際(有償デート)は、男性がブローカーや仲介者の介入なく、付き合いの返礼として魅力的だと思える若い女性または女兒に金銭または贈り物を提供する慣行である。援助交際は、必ずしも性行為がかかわるわけではないが、デートがしばしば何らかの形態の性的接触または行為に繋がる。

10. 「JKビジネス」は、信望のあるパートタイムの仕事だと考えている女子中高生(12歳から17歳)の間でよくあることである。女兒たちは、職業広告や募集者を通して雇われている。一旦この商売に入ると、女兒たちは、その雇い主または顧客によってしばしば性サービスを強制されることになる。「JKビジネス」は、グレーゾーンで行われるので、この現象の完全な規模を把握することは難しい。特別報告者は「JKビジネス」と売春の被害者と会った。家庭での性的虐待を逃れて、生き延びる手段として売春に陥った者もあった。彼女たちはみんな「JKビジネスか」が無くなることを望んでおり、子どもと若い成人は、その犠牲者となることを防ぐために、その結果について警告を与えられるべきであることを強調した。

11. 特別報告者は、日本における「JKビジネス」の規模に関する公式の統計は何も受け取らなかった。しかし、特別報告者は、これは心配な傾向であり、子ども、特に女兒の性的搾取に容易くつながることもなりかねない儲かる商売であることに留意した。その結果、特別報告者は、需要の要因(犯人)にも対処する効果的な防止保護戦略を伝えるという究極の目的で、市民社会、企業セクター、NGOと協力して、正確な最新の統計を生み出すことにより、この現象の範囲、押したり引いたりする要因及び子ども被害者に与えるインパクトを決定する包括的で経験主義の調査を行うよう政府に要請した。

#### 2. 子ども虐待資料

<sup>176</sup> 日本政府が提供した統計によれば、2014年に、82名の男児の被害者に比べて、1,130名の女兒の被害者があった。

<sup>177</sup> 米国国務省、人身取引報告書、2015年7月、198頁も参照。

12. 近年、国家は、子ども虐待資料(つまり子どもポルノ)の作成、普及、売買の管理を強化してきた。しかし、統計は 2014 年に新たな高い値を記した。ニュー・テクノロジーを通して、日本で作成された子ども虐待資料は、全世界に配布され、世界的視聴者に見られている。特に、日本は、極端な子どもポルノの描写を含むマンガ、アニメ、コンピュータ・グラフィック、ビデオのサブ・ジャンル及びオンライン・ゲームにおいて、ヴァーチャルな子どもの性的搾取表現の主要な作成者として抜きんできた<sup>178</sup>。

13. 法律の厳格化にもかかわらず、子ども虐待資料は、例えば秋葉原のような娯楽産業地区の店で未だにアクセスできるし購入できる。娯楽・性産業地域で容易くアクセスできる子ども虐待資料の一つのカテゴリーは、性的に挑発的なポーズで小学生年齢の子ども(7 歳から 12 歳)を描いた写真またはその他の資料より成るちやくエロまたは子どもエロティカである。この資料は、未成年に性的感情を喚起することもある性的部分に明確に重点を置いているにもかかわらず、子どもが裸ではないために合法的であると考えられている。

14. インターネットでは、子どもポルノはビデオのストリーミング・サイトで利用できる。このサイトの広告は、ストリームされる子どもの虐待資料を見ることは、法律(データのダウンロードだけを罰する)で罰せられないことを保障している。公共・民間パートナーによって取られるブロッキングと削除措置は(下記パラ 42 を参照)、オンラインの子ども虐待資料へのアクセスを難しくしているという事実にもかかわらず、オンライン検索エンジンの「小学生アイドル」、「中学生アイドル」を求めるキーワード検索は、容易く子どもポルノへのアクセスという結果となることもある。

15. もう一つ懸念される問題は、主として 17 歳から 20 歳までの女性と女兒である被害者が、操られて、カメラの前でセックスをするよう強制される強制ポルノである。強奪者は、より容易く騙される 18 歳未満の女兒に近づき、一旦女兒が成年に達すると、彼女たちは、だまし、強迫、強制という条件の下で、ポルノの撮影または映画作りに参加することを義務付ける契約に署名させられる。一旦ポルノ・ビジネスの罠にかかると、契約を破棄しようとする被害者は、不相応な賠償金を支払うよう脅される。契約書の存在が、捜査を思いとどまらせ、訴追を難しくしている。

16. ニュー・テクノロジーの危険の結果である「リヴェンジ・ポルノ」と「セックストーション」も、日本では心配な傾向である。「リヴェンジ・ポルノ」とは、被害者をいじめ、貶める方法として、主として標的とした個人の性的に露骨な画像をオンラインに投稿することを言う。「セックストーション」の場合には、ライブの「チャット」アプリで人々と出会う子どもが、その裸の画像やビデオを分かち合うよう求められ、それからこれを公にするという脅しの下でさらに資料を送るように強迫される。

### 3. 他の形態の子どもの性的搾取と売買

17. 1996 年にストックホルムで開催された第一回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議以来、日本は、特に東南アジア諸国における日本人男性による子どもセックス・ツーリズムと闘う際にかなりの進歩を遂げてきた。しかし、日本人男性は、子どもセックス・ツーリズムに対するかなりの需要を継続して生み出している<sup>179</sup>。専門の委員会が、「旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護のための行動規範」の採択を推進してきた。日本は、人身取引被害者の目的国でもある<sup>180</sup>。偽装結婚と雇用が被害者を日本に連れ込み、性的搾取を強いるために人身取引者によって利用されている<sup>181</sup>。

#### B. 根本原因と危険要因

18. ジェンダー役割と差別、子どもの性的商品化、社会的寛容、刑事責任免除及び貧困が、日本における様々な形態の子どもの性的搾取の根本原因の中にある。例えば「JK ビジネス」における子どもの性的搾取の牽引要因として商業主義が作用している。牽引要因には、就職機会の欠如、非常に厳しい競争社会、子どもの人間関係と社会的スキルの乏しさが含まれる。これら多面的な要因が、性的搾取に対して子ど

<sup>178</sup> 米国国務省、「2014 年人権慣行に関する国別報告書：日本」、民主主義、人権、労働局を参照。

<sup>179</sup> 米国国務省、「人身取引報告書(脚注 114 を参照)。

<sup>180</sup> 国連麻薬犯罪事務所、「2014 年人身取引世界報告書(ニューヨーク、国連、2014 年)、79 頁を参照。

<sup>181</sup> 米国国務省、人身取引報告書(脚注 114)。

もと若者を脆弱にしている。例えば沖縄県は、特に貧困の悪影響を受けており、失業・離婚・10代の妊娠率が高く、家庭が耐えている苦勞とその結果としての家庭の弱体化が、子どもを特に性的搾取に対して脆弱にしている。

19. 特別報告者は、「中学生アイドル」に示されているように、子どもは、娯楽産業では性的商品として扱われていることに懸念と共に留意した。写真モデルとしてのキャリアを追求し、写真集やDVD画像に性感を与えるような服装で出てくる子供たちがいる。「中学生アイドル」の中には、結局はアダルト・ポルノ産業に参入する者もいる。彼らは、ある10代の子どもの間では人気があり、大きな市場を構成している。子どもがかかわるこの型の商業活動に対する社会の寛容は、性的搾取の主要な機能的要因である。特別報告者は、子どもの性的搾取の需要の側面が見逃されており、善意の公共防止キャンペーンの中でさえ、重点は子ども被害者とその家族に置かれていることを残念に思っている<sup>182</sup>。特別報告者は、関係当局に、企業に子どもの性的商品化を止めさせる民間セクターに重点を移すよう要請した。

### III. 子どもの売買・子ども買春・子どもポルノと闘い、これを防止するための措置

#### A. 法的枠組み

20. 日本は、「子どもの権利に関する条約」、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関するその「選択議定書」、「最悪の形態の子ども労働に関する国際労働機関条約第182号」及び「サイバー犯罪に関する欧州会議条約」のようなカギとなる子どもの権利条約を批准してきた。「国連国際組織犯罪防止条約」及びその人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための「議定書」に署名はしているが批准しておらず、通報手続きに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」も批准していない。

21. 「子ども買春及び子どもポルノに関連する規制と懲罰及び子ども保護に関する法律」(1999年)は、日本における子どもの性的搾取を犯罪とすることに重点を置いた国内法である。特別報告者は、特に子どもポルノの単純所持を犯罪とすることにより、国内法を国際人権規範と基準に近づけた2014年6月の国会による「法律」の改正の採択を歓迎した。この改正は、10年近く続いた熱心な折衝並びに市民社会とNGO、教員と両親、ユニセフ日本委員会、民間セクターとある政党のアドヴォカシー努力の結果であった。国際的圧力も、この改正に賛成する際に重要な役割を果たした(CRC/C/OPSC/JPN/CO/1を参照)。

22. この改正は、いわゆる「ヴァーチャルな」子ども虐待資料、つまり、性的に露骨な行為に関わっている未成年のリアルな画像を描くポルノ資料(例えば、極端な子ども虐待資料を含むマンガ、アニメ、ゲーム)を犯罪とはしていない。反対者は、そのような資料の犯罪化は、「憲法」第21条の表現の自由への権利の侵害となると論じた。彼らは、ヴァーチャルな子ども虐待資料(または実際には存在しない人物のヴァーチャルな描写)は、実際の子どもの害を与えるわけではなく、原因となる関連性は確立できないと主張した。反対論者は、「疑わしい」というレッテルを貼られることもある芸術の自由に対する過度の警察の介入の危険についても警告し、「わいせつ性」はすでに「刑法」で犯罪化されていることを思い起こさせた。彼らは、法律の目的は、現実の子どもの保護することであり、現実の子どもの性的搾取と闘うことに努力を集中するべきであるとも主張した。反対者は、日本特有のマンガ・アニメ文化に特にインパクトを与える視覚メディアにより厳しい制限を加えようとする試みを批判した。

23. ヴァーチャルな子ども虐待資料の作成、提供、配布、調達、所持を犯罪とすることに賛成する利害関係者は、国際人権法によれば、問題の資料は子どもポルノであり、子どもの権利の侵害となると論じた。彼らは、子どもたちは、ある種のマンガ、アニメ、ゲームに含まれている暴力的な性的虐待の表示によって害を与えられ、子どもの性的虐待を大目に見る文化を反映していると主張した。たとえ実害がなくてもヴァーチャルな子ども虐待資料は、描写されている搾取的行為に対する社会的寛容を助長し、子どもの性的商品化を助長する。

<sup>182</sup> 2015年7月に、内閣府は、子どもの健全な成長を推進する意識啓発キャンペーンを開始した。キャンペーンには、学齢期の女兒は子どもポルノや買春に役立つことがないことを約束するようとの警察庁によるポスターが含まれていた。

24. 特別報告者は、表現の自由と子どもの権利との間の正しいバランスを取ることの重要性に気づいているが、子どもの権利が有力で儲かる企業のために犠牲にされてはならない。国際人権規範と基準によれば、子どもをポルノ風に表すことは、描写された子どもが実際の子どものかヴァーチャルであるかに関わりなく子どもポルノとなる<sup>183</sup>。その描かれている目的は、子どもに必ずしも害を与えるわけではないが、そのような行為に参加するよう子どもを奨励し、誘うために用いられるかも知れない行為、従って子ども虐待に味方するサブカルチャーとなるかも知れない行為に対して保護を提供することである<sup>184</sup>。そのような場合に、表現の自由及びプライバシーへの権利への制限は、道徳と他人への害の防止の根拠に基づいている<sup>185</sup>。究極の目標は、子どもの権利の侵害である子どもを性的欲望の対象にする行為を大目に見ることのない社会を達成することである。しかし、特別報告者は、場合によっては、ヴァーチャルな子ども虐待資料の禁止が、たとえそのような決定が司法の検討を受けるべきであるとしても、芸術的表現への権利に悪影響を及ぼすことを防ぐために、難しい微妙なバランスが達成されなければならないことを認めている。

25. 法律の改正案に関する折衝中に、ヴァーチャルの子ども虐待資料が被害者及び加害者となる可能性のある者に与えるインパクトに関する科学的調査の要請を含めるために、討論が開催された。反対者は、これは法律の範囲外であり、人のプライバシーへの権利に悪影響を及ぼしかねず、たとえ結果としての関連性が示されたとしてもヴァーチャルの子ども虐待資料の犯罪化が犯罪を減らすという証明にはならないとさえ論じた。さらに、彼らは、そのような規定を含めることは、調査の結果に法的地位を与えることを恐れた。強い反対のために、調査の支持者たちは、単純所持を禁じる改正の採択について合意に達するために、この提案を破棄した。

26. 「子ども買春、子どもポルノに関連する行為の規制と懲罰及び子ども保護に関する法律」の2014年6月の改正は、子どもポルノの単純所持を犯罪とした(第7条、1項)。この規定は2015年7月に発効し、子ども虐待資料を所持している者はそれを処分するために1年が与えられた。改正法の第2条と3条も、子どもポルノの定義を変更した。条項の(i)項と(ii)項は変わらなかったが、(iii)項は、全裸または部分的に裸で、「その性的な体の部分(性器またはその周辺の部分、尻または胸)が露出されたり強調されたりして、見る者の性的欲望を喚起または刺激する子どものすべてのポーズを犯罪とするために拡大された。改正にもかかわらず、このカテゴリーに当たる資料(例えば子どもエロティカ)が合法的と考えられているので、第(iii)項は曖昧であると考えられている。さらに、子どもポルノの最後の2つの型(見る者の性的欲望を喚起または刺激する)に共通する法的要件は、限定的に解釈され、従って極端な場合に適用される。特別報告者は、この定義は、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」の第2条(c)に含まれている定義より狭いことに留意した。

27. 改正にもかかわらず、オンラインで子ども虐待資料を見たり、アクセスしたりするような子どもポルノのその他の側面は犯罪とされていない。「JK ビジネス」も、規制されるべきである。愛知は、「JK サービス」を提供する店の所有者や管理者の罰金を確立して、条例で「JK サービス」を禁止してきた唯一の県である。地方レベルでのこれら規制措置は、国の子ども保護枠組における抜け穴に対処するために重要ではあるが、特別報告者は、これらは、国レベルでの包括的な法律と同じインパクトは持たないと述べている。

28. その他の国内法にも「刑法」(例えばわいせつ物に関する175条、強姦に関する177条、強制わいせつまたは攻撃に関する176条、準強制わいせつと準強姦に関する178条)のような子どもの性的虐待と搾取に関連した規定が含まれている。「子ども福祉法」は、子どもを18歳未満の者と定義している。性的同意年齢は13歳と定められており、これが子どもに対する性犯罪の訴追における主要な障害となっている。「民法」は、法的成人年齢を20歳と定めており、これが、「子ども福祉法」では保護されない18歳ま

<sup>183</sup> 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」第2条(c)、「サイバー犯罪に関する欧州会議条約」代9条2(c)を参照。

<sup>184</sup> 米州機構、「サイバー犯罪に関する欧州会議条約」、説明報告書、パラ102。

<sup>185</sup> Julia Hornle、「オンライン・ポルノの危険に対抗する---わいせつなコンテンツの抜け目のない規制か?」、*法律とテクノロジー-欧州ジャーナル*、第2巻、第1号(2011年)、15頁。Alisadair A. Gillespie、「子どもポルノ: 法律と政策」(Abingdon, Oxon, Routledge-Cavendish, 2011年)、100-116頁も参照。

たは 19 歳の者の社会保護格差を生み出している。「子ども福祉法」に含まれているある種の禁止条項(第 34 条のような)にもかかわらず、これは、子どもにとって有害な商業活動として、子どもエロティカ、「JK サービス」及び「中学生アイドル」といった現象から子どもを保護しておらず、従って改正されるべきである。同様に、子ども保護は、「子ども虐待防止法」(第 2 条と 3 条)の子ども虐待と加害者となる可能性のある者の狭い定義に改正を加えることによって強化されるであろう。

29. 特に ICT によって促進される子どもの性的虐待と搾取に関連する側面を規制するその他の法律には、「若者の安心安全なインターネットの利用を提供する環境の開発に関する法律」、「インターネットでの異性紹介サービスの利用によって子どもを誘うことを規制する法律」及び「娯楽事業の管理と改善に関する法律」が含まれる。後者の法律の第 22 条 3 項は(客をもてなすことに関わる仕事に 18 歳未満の者を関わらせることを娯楽業者に禁じている)、すべての形態の「JK ビジネス」が娯楽業の一部と考えられているわけではないので、「JK ビジネス」には適用されていない。

## B. 制度的枠組み

30. 内閣府は、「子どもと若者の夢と子どもポルノを撤廃する包括的措置」のように子どもと若者に関する省庁間の政策の立案と調整に対して責任がある。厚生労働省は、例えば労働検査を行うことにより、子どもに影響を及ぼす法律を含め、労働法の実施を監視することに責任がある。2009 年に、総務省は、子どもポルノ禁止プログラムを行いオンラインの子ども虐待資料を通報し、撤廃する企業セクターの努力を支援する日本インターネット安全推進協会の設立を支援した。文部科学省は、早期発見を強化し、子ども虐待事件のリファーマルを促進するために、学校カウンセラーとソーシャル・ワーカーのための意識啓発と訓練活動を行っている。特別報告者は、一億総活躍推進会議の創設に留意し、子どもの性的虐待と搾取と闘うことを目的とした防止保護活動へのそのかわりを奨励した。特別報告者は、政府内及び県との政策調整が、調整がしばしば情報の分かち合いと能力開発に限られているので、改善される必要があると述べた。

31. 人身取引に反対する制度的調整は、人身取引被害者に、より包括的な支援を提供する結果となった「国際人身取引連絡委員会」の設立を通して確保されてきた。法務省は、数か国語でサービスを提供することにより、外国人を支援する人権カウンセリング事務所を設立してきた。厚生労働省は、警察及びその他の機関と調整して、女性相談センターで、人身取引被害者支援のためのマニュアルを出版してきた。2007 年に、入国管理局は、人身取引データベースを創設した。

32. 県レベル及び主要都市に、208 の子ども相談所がある。ネグレクト、虐待、暴力の子ども被害者は、普通そこに移されている。性的虐待と搾取の子ども被害者のための特別センターはない。子ども相談所は、法律執行機関・医療機関及び学校と協力している。子ども相談所から、子どもは家に帰されるかまたは地方の社会または社会福祉が経営する施設(例えば子どもの家)に移される。子ども相談所は、その設備と専門のスタッフの欠如に対して、また、子ども相談所のための管理ガイドラインが存在するにもかかわらず、その作業に子どもの参画措置を組み入れていないことに対して批判されてきた。

## C. 子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに対処するための政策とプログラム

### 1. 子ども保護政策

33. 2013 年 5 月に、犯罪に対する措置に関する閣僚会議が、ニュー・テクノロジーのために子どもポルノという現象が効果的な増加したことに対処する目的で、「第 2 回子どもポルノ撤廃のための包括的措置」の採択に繋がった。この措置は、子ども虐待資料の配布とアクセスの防止を強化し、子ども被害者の保護を改善し、国際協力を強化することを目的とした。2014 年 12 月に、日本は、子ども買春と子どもポルノに対するゼロ・トレランス政策を有する、人身取引と闘うための新しい行動計画を採択した。この計画は、人身取引と闘うために日本によって取られた措置と統計に関する年次報告書の公表も考えた(そのような報告書の第一回目は 2015 年 5 月に公表された)。

34. 2010 年に、内閣府は、「第三次男女共同参画基本計画」を採択したが、これには女性と女兒を性的対象物として描くメディアにおける固定的役割を排除する措置及び子どもに対する性暴力を防止するため

の戦略の開発が含まれた。2008年に内閣府が採択した「国内青年開発政策」には、学校での意識啓発を通じた子どもの性的搾取と闘うための措置、子ども被害者の適切な待遇の推進及びICTと娯楽産業のかかわりが含まれている。特別報告者は、若い人々がこの政策に関してコメントし、提案を提出するために招かれたという事実を歓迎した。しかし、特別報告者は、2010年に内閣府が採択した「子どもと若者の夢」が、この問題は積極的に調査されるであろうとだけ述べて、子どもの性的搾取に限られた言及しかしていないことを報告することを残念に思っている。

35. 子どもに対する暴力と性的虐待や搾取に関連する問題に対処するための数多くの計画や政策の採択や更新にもかかわらず、特別報告者は、この現象と闘う際の包括的取組みの欠如を懸念している。さらに、重点が、買春のようなその他の形態の子どもの性的搾取と闘う努力に損害を与えて、子ども虐待資料の拡散と取り組むことに置かれているようである。この点で、特別報告者は、2001年の「子どもの商業的性的搾取に反対する国内行動計画」が更新されて来なかったと述べた。様々な計画や政策の間の調整と相互補完性の欠如及びそのインパクトと進歩の評価の欠如もあるようである。

## 2. 捜査、訴追及び制裁

36. 警察庁は、子どもの売買と性的搾取と闘い、これを防止する措置を採択し調整する責任を有しており、これは、県レベルで警察によって実施されている。警察庁は、子ども買春と子ども虐待資料に関連するデータを集め、公表し、犯罪捜査のための予算を配分し、職員を訓練している。

37. 県警は、子どもの性的搾取の被害者に対して防止と保護の役割を有している。県警は、子ども相談所に送られる子ども被害者の身元確認プロセスの重要な要素である。犯罪の子ども被害者とその家族は、青少年支援センターと警察署で、経験を積んだガイダンス担当官とカウンセリング専門家によって助言を与えられる。県警は、子ども被害者を支援する際に、子ども心理学者に頼っている。さらに、県レベルで、子どもに優しいヘルプラインが、子ども虐待と搾取事件を通報するために利用でき、警察は例えば、フリーダイヤルかeメールで連絡してくる子どもからの相談の要請をスタッフが受ける「青少年電話コーナー」を管理している。特別報告者は、子どもに優しい苦情申し立てメカニズムを通して法律執行チャンネルを超えて子ども被害者が虐待を通報し、助けを求めることができることを保障することの重要性を強調した。

38. 2010年から2014年の間に、警察庁が促進した統計によれば、警察に登録された買春の子ども被害者の数は、741名から466名に減ったが、ポルノの子ども被害者の数は、614名から746名に増えた。性的搾取の子ども被害者の大多数は女兒である(2014年に男児82名に対して女兒は1,130名)<sup>186</sup>。子ども買春の減少に対しては公式の説明はないが、子どもポルノの増加は、インターネットとニュー・テクノロジーのためとされている。国際的圧力が、子ども買春ではなくて、子ども虐待資料と闘うことに注意を集中する際に役割を果たしてきたとも信じられている。

39. 近年、法律執行機関は、子どものオンラインでの性的搾取、特にオンラインでの子ども虐待資料の配布と闘う努力を強化してきた。警察庁は、サイバー犯罪とどのように取り組むかに関して県警にガイダンスを提供している。2002年以来、警察庁は、子どもポルノ事件の捜査を助けるために用いられる画像の中心的データベースである自動子どもポルノ検索システムを管理してきた。県警は、需要を明らかにし、被害者を発見するために、サイバー犯罪パトロールを行っている。愛知県警と東京首都警察は、この点でのその成功のために利害関係者によって特に言及された。警察によれば、主要な課題の一つは、子どもたちが、彼らに接触してくる見知らぬ人を含め、オンラインで自分の性的資料を見せ合っていることである。

40. 子どもの虐待資料と闘う際のもう一つの課題は、子ども被害者の身元確認に関連している。捜査官や検察官は、被害者の身元が必ずしも確認されず、その年齢も確認が難しいために、子どもポルノ事件に対処することを渋っていると批判されてきた。特別報告者は、これら困難を克服するために、積極的な捜査と訴追を行うよう、法律執行と検察官に要請している。子どもポルノ業者は、しばしば、その子

<sup>186</sup> 2010年から2014年までで、訴追に回された子どもポルノ事件は、1,342件から1,828件に増えたが、子ども買春に関連して訴追に回された事件の数は、2010年の954件から2014年には661件に減少した。

も虐待資料を「子どもポルノ」(または「子どもエロティカ」)として広告しているので、それなりに告発されるべきである。子ども買春の罪に関しては、特別報告者は、犯人に対する刑事手続きが、被害者の同意なしで、職権で開始されるかも知れないことに留意している。特別報告者は、例えば被害者保護と支援に関するマニュアルの発行を通して司法制度を被害者がアクセスできるものにする検察庁の努力を推奨し、人身取引と性的搾取の子どもと青年被害者のために子どもに優しい版を作成するよう検察庁を奨励している。

41. 2013年の訴追に関する統計の年次報告書によれば、「子ども買春・子どもポルノに関連する行為の規制と懲罰及び子ども保護に関する法律」の違反で2,331件が受理され、567件は取り下げられたが、1,391件が訴追された。司法統計の年次報告書によれば、子ども買春と子どもポルノの初犯で裁判所が有罪とした犯人の数は、2010年の342名から2014年には143名に減少した。「法律」改正のインパクトは、まだこれから今後の統計に見られる。2014年に最高裁判所が促進したデータによれば、この「法律」違反で141の有罪判決が下され、そのうち30件は執行猶予なしの3年までの懲役刑であり、106の事件では、13件の保護観察を含め、執行猶予となった。特別報告者は、子どもの性的搾取に関わる罪に対して執行猶予の高い割合に懸念を表明した。特別報告者は、その結果として、司法と関係当局に、こういった犯罪に対する刑事責任免除を避けるために、有罪判決の完全実施を要請している。

### 3. オンラインの子どもの性的搾取と闘う：企業セクターの役割

42. 特別報告者は、オンラインの子どもの性的搾取と闘う際に、日本の企業セクターが果たす重要な役割を推奨している。独自のイニシャティヴと政府の支援で、企業セクターは、法律執行機関やNGOと協力して、子ども虐待資料をブロックし、削除する2つのメカニズムを創設している。つまり、「インターネット・コンテンツ安全協会」と「より安全なインターネット協会」である。特別報告者は、これら努力をオンラインの子どもの虐待資料と闘う手段として、世界の他の部分で見習われる価値のある好事例と見ている。

43. 「インターネット・コンテンツ安全協会」は、オンラインでの子ども虐待資料の拡散と普及の増加に対する対応として、2011年に設立された。「協会」には、インターネット・サービス・プロヴァイダー、携帯ネットワークのオペレーター、検索エンジンのオペレーター、フィルタリング・サービス・プロヴァイダーを含め、93名の会員がいる。この「協会」は、警察庁とインターネット・ホットライン・センターから子どもの性的搾取資料に関する情報を受ける。学者、NGO、ユニセフ、企業セクターの代表と小児科医及び弁護士より成る独立監督委員会が、一連の基準に基づいてどのウェブサイトブロックすべきかを決定する。その後、「協会」は、インターネット・サービス・プロヴァイダーと携帯ネットワーク・オペレーターにブロックすべきインターネット・アドレスのリストを提供する。「協会」により提供されたサイト・ブロックの範囲の割合は、サービス・プロヴァイダーが75%、ネットワーク・オペレーターは100%であった。2015年に、「協会」は、そのブロッキング・リストに201のドメインと1,006のインターネット・アドレス(つまり画像)を含めていた。「協会」の代表者は、国境を超えたレベルで調整努力を改善するためのブラックリストの交換の必要性を強調した。

44. 「より安全なインターネット協会」は、日本のICT会社の任意の努力を通して、2013年に設立された。この協会は、違法で有害なオンラインのコンテンツを通報するためのホットラインを運営し、調査を行い、政策に関する勧告を行い、教育プログラム・意識啓発プログラムを実施している。「協会」は、国内のプロヴァイダーにも海外のプロヴァイダーにも違法なコンテンツを削除するよう求めるかも知れない。その事業は、独立した法律専門家より成る諮問理事会によって開発された一連のガイドラインに基づいている。違法(子供虐待資料、リヴェンジ・ポルノまたはオンラインの買春の誘いのような)または有害(未成年のいじめのような)なコンテンツに関する通報は、ウェブサイト([www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp))を通して一般の人々によって「協会」に提出されるかも知れない。すると「協会」は、警察とインターネット・ホットライン・センターにその厄介なコンテンツを通報し、これを削除するよう国内または国際プロヴァイダーに要請する。

45. 2015年7月現在、「より安全なインターネット協会」は、24,003件の事件を受けて監視したが、その中の4,079件は違法であることがわかり、3,844件は、日本以外のウェブサイトに入れられていた。すべ

ての違法で有害なコンテンツの約 62%にわいせつな表現が含まれており、30%には子ども虐待資料、5%にはリヴェンジ・ポルノが含まれていた。「協会」が受けたまたは発見した子ども虐待資料の総計 86.8%が、外国のウェブサイトに掲載されている。「協会」は、総計 4,254 の削除の要請をサイトの管理者またはホスティング・プロヴァイダーに送った。思いがけず、外国のサイトからの子ども虐待資料の削除の要請の 96%が、前向きな回答を受けた。外国のプロヴァイダーからの削除の要請に対する課題は、何が違法なコンテンツとなるのかの定義の違いからプロヴァイダーの法的責務にまで及ぶ。従って、国際協力がこの点で極めて重要である。

46. 「インターネット・ホットライン・センター」は、一般の人々が違法の可能性があり、有害なコンテンツを通報できるようにするために、2006年に設立されたオンライン通報ツールである。「日本インターネット協会」によって管理され、このセンターは、「国際インターネット・ホットライン・ネットワーク」の会員であり、警察庁から資金提供されている。「センター」はその事業ガイドラインに基づいて受けた通報を評価し、犯罪となるかも知れない事件(わいせつな画像、子どもの性的虐待画像または買春の誘いのような)を警察当局に送る。「センター」は、違法で有害なコンテンツを削除するよう、国内のウェブサイト所有者とインターネット・サービス・プロヴァイダーに要請を送るかも知れない。「センター」は、インターネットの利用者を違法で有害な資料から守るために、フィルターリングのソフトウェア会社にも情報を提供する。

47. 2014年に、「インターネット・ホットライン・センター」は、総計 150,352 の通報を受けた。総計 1,806 の通報が一般の人々からで、「国際インターネット・ホットライン・ネットワーク」から受けた 778 の通報は、優先的手続きを通して処理された。3日のうちに、通報は捜査を始めることを決定するかも知れない警察庁と県警に移された。もし子ども虐待資料の利用者が、日本の外にいるならば、事件は「ネットワーク」に移され、それからここがそれらを当該国に移す。もし子ども虐待資料が刑事捜査の証拠となるならば、警察の許可を受けて初めてインターネット・サービス・プロヴァイダーによって削除されるかも知れない。

48. 日本の ICT 会社は、資金、知識、技術を提供することによって、オンラインの子どもの性的虐待と搾取との闘いに積極的に貢献している。企業セクターは、法律執行と訴追に関して、つまり特に出版業者による子どものオンラインでの性的搾取の害悪に対処するより積極的な介入によって、改善の余地があると考えている。

#### 4. 子ども被害者のケア、回復、再統合

49. 特別報告者は、様々な型の支援を性的虐待と搾取の子ども被害者に提供している様々な公共・民間機関を訪問した。しかし、対話者の全員が、子ども被害者が利用できるシェルターと施設の数が大変に限られていることを指摘した。さらに、提供されるサービスが、彼らのニーズにふさわしくないが、世話をするスタッフは専門のまたは十分な訓練を受けている。性的搾取の子ども被害者は、しばしば汚名を着せられ、少年犯罪者のように扱われている。彼らの被害者としての条件がしばしば無視され、適切な支援へのアクセスの否定という結果となっている。特別報告者は、被害者の効果的回復と再統合という目的を達成するために、被害者の早期身元確認と包括的支援へのリファールを確立する必要性を強調した。

50. 特別報告者は、沖縄県で活動している 2 つの相談所の一つである那覇の子ども相談所を訪問した。ここは、虐待の子ども被害者、脆弱な状況にある子ども(例えば、貧困または家庭の崩壊のため)と障害、病気を持つ子どもと問題行動示す子ども(「少年犯罪者」)に相談サービスを提供している。事例は、子どもの家庭、ホットラインまたは警察から受け取られるかも知れない。子どもの性的虐待事件に直面した時(2013年にはすべての事件の 6.9% または 24 件)、センターは治療のためにその子どもを病院に照会する。ケース・ワーカーと心理学者がその子どもと家族に面会し、最も適切な形態の支援(例えばその子どもが家族と共に留まるか、一時的な子ども福祉施設、養父母、またはフォスター・ファミリーの下に置かれるか)の最終決定を下す。もし子ども被害者またはその親が、告訴しないことを決定すれば、センターは、その事件を警察に通報するかも知れない。ほとんどの犯人は罰せられることなく、これが子ども相談所のスタッフが直面する主要な課題の一つである。

51. 県レベルの子ども相談所は、家庭内の子ども虐待事件であふれている。ケア・ワーカーは、性的虐待と搾取の子ども被害者を支援するためには専門的にまたは十分に訓練されておらず、スタッフ選考システムもない。ケア・ワーカーの専門訓練の欠如が、子どもの信頼を得る能力に悪影響を及ぼし、その結果子どもは相談所の支援サービスを拒否するかも知れない。さらに、子ども相談所は、事件に対応するために一日 24 時間及び週末は開いていない。子ども相談所が経営する一時シェルターは、しばしば満員である。13 歳未満の子どもは優先的に受け入れられるが、より年上の子ども被害者には不利になる。

52. 特別報告者は、大阪の「性的攻撃危機癒し介入センター」が提供する即座の支援サービスを高く推奨した。性的攻撃の女性と女児の被害者のための国で初めてのワン・ストップ・センターとして 2010 年に開設したこの「センター」は、その選択と回復を支援して、被害者に包括的で即座の支援を提供している。これは、寄付を通して資金提供される非営利団体によって経営されており、そのスタッフには、専門家と訓練を受けたボランティアが含まれている。サービスには、24 時間のホットラインと永久スタッフが提供する心理的支援、フォローアップを含めた 24 時間の緊急産婦人科医療ケア、カウンセラー、弁護士、ケース・ワーカー、精神科医、小児科医、法医学科学者、警察官、女性・子ども相談所のネットワークによって提供される安全・医療ケアが含まれる。性的虐待と搾取の被害者は、24 時間のホットラインまたは警察によるリファールまたは女性相談所を通してセンターにアクセスできる。即座の支援が、阪南中央病院で提供され、被害者はその結果、必要なケアにより、関連団体に移される。

53. 設立以来、大阪の「性的攻撃危機癒し介入センター」は、23,000 通以上の電話と 3,200 件の訪問を受けてきたが、そのうちの 983 件は、強姦または猥褻な攻撃、性的虐待、性的「非行」またはドメスティック・ヴァイオレンスの被害者のための医療ファイルの開設に繋がった。被害者の約 9%は、9 歳未満で、53%は 10 歳から 19 歳までであった。強姦または猥褻な攻撃の 239 名の被害者は、18 歳未満であった。ほとんどの場合、加害者は男性で、被害者が知っている人であった。「センター」は被害者に特に緊急避妊と性感染症のテストのための処方を提供し、証拠の収集、妊婦のための支援、弁護士及びカウンセラーへのリファールを手配した。「センター」が扱った性的虐待事件の 90%で、被害者は未成年(19 歳かまたはそれ以下)で、ほとんどが 12 歳から 14 歳であった。事件の 77%で、加害者は家族であり、事件の 42%で、虐待は 1 年から 4 年続いていた。213 件の性的虐待事件のうち、加害者が逮捕されたのは僅か 16 件で、その他の場合は、加害者は叱責を受け、母親に守られ、または離婚を申請した。子どもの性的虐待に対する刑事責任免除は、主として被害者が刑事手続きを開始することを渋る結果であり、被害者の証言の許容性に関連する困難の結果である。

54. 危機センターの国内ネットワークは、129 の会員を有している。政府は危機センター設立に関するマニュアルを出し、大阪府は、危機センターを運営する調査プログラムを支援している。ワン・ストップ危機センターが直面している主要な課題は、支援スタッフの開発と訓練、女性産婦人科医の増加する仕事量、裁判に関連する課題、寄付への依存である。特別報告者は、ワン・ストップ・センターが子どもまたは女児ではなくて女性に重点を置いていること、男児のためのワン・ストップ・センターが存在しないことにも留意した。ワン・ストップ危機センターは、精神科医、カウンセラー、弁護士、警察、子ども相談所及びその他の関連団体の間の協力を促進している。しかし、センターは、被害者の再トラウマ化を防ぐための重要な措置である法医学面接は行っていない。

55. 特別報告者は、子ども特に女児の性的虐待と搾取の被害者に NGO によって与えられる重要な支援も目撃した。そのような団体の一つであるコラボは、安心安全な場所で、信頼に基づく関係を提供することにより女児被害者に寄り添う支援センターを運営している。その活動には、カウンセリングと相談、夜のパトロール、基本的支援の提供と病院までの被害者の付き添い及び子ども相談所が含まれる。コラボは、一時的シェルターも管理し、女児被害者をエンパワーするために教育と意識啓発活動も行っている。コラボによって支援される女児の多くは、「JK ビジネス」と買春の被害者である。特定の施設、サービス、専門家の欠如のために、女児被害者はしばしば性産業に戻る結果となる。特別報告者は、回復しようとして自分を大事にし、被害者はしばしば精神異常になり自傷行為をし、自殺を試みたりすると説明する性的虐待と搾取の女児被害者のある者たちと会った。コラボのような団体によって促進され、支援される場所で他のサヴァイヴァーと経験や気持ちを分かち合うことが、大人への信頼と将来への希望を取り戻す手助けになっていた。

56. キャリオン子どもセンターは、虐待とネグレクトの子ども・青年被害者に長期的支援を提供している数少ない団体の一つである。社会福祉団体であるセンターは、男児と女児のための別々のシェルター、思春期の若者が、大きな自治権を与えられて暮らすことのできるように立案された2つのホームを運営している。このセンターは、社会保護ギャップに陥っている18歳から19歳までの子どものみならず、家庭での虐待または非行から逃れてくる子どものためにシェルターも提供している。支援を受ける女児の4分の3は、虐待の被害者であり、多くがホームレスであるかまたは売春で生計を立てている。思春期の若者のためのホームは、シェルターによって提供される支援の第二段階を構成している。目的は被害者が虐待を受けた場所に戻ることを防ぐことである。

57. 子どもたちは、ヘルプラインを通してキャリオン子どもセンターに連絡してくるかも知れない。弁護士による子どものケースの立証後に、その子どもはシェルターに照会される。その子どもに最初に接触した弁護士が、残りのプロセスのためにその事例に指定され、その子どものために最高の解決策を見いだすために子どもの話を聞いて、家族との仲介をしようとする。もし被害者が18歳未満ならば、調整を確保するために、その事例は子ども相談所に通報される。キャリオン・センターに到着すると、その子どもは面接を受け、その事例について決定を下すために、専門家による会議が開催され、もし必要と考えられるならば、臨床検査(例えばカウンセリングのために照会を決定するために)が行われる。もし刑事的責任が当てはまるならば、この事例は警察に照会される。法医学的面接も行われ、再トラウマ化を避けるために録音される。思春期の母親は、女性相談所に照会され、ここがそのシェルターでの保護を提供するかも知れない。

58. キャリオン子どもセンターは、それぞれの子どもに付き添い、話を聞き、取るべき一番良い道に関して子どもと協力することに責任を持つケア・ワーカーを指名している。シェルターは安全を提供することを目的としているが(滞在期間は数週間から週カ月と様々であるかも知れない)、青年の家は、通常の生活を送り、大人への信頼を再発見し、将来の計画を立てることができ、比較的長期の居住を提供している。キャリオンも、子どもたちが、レジャー・文化・スポーツ活動に参加できる「キャリオン・ハウス」という新しいプロジェクトを開始している。特別報告者は、キャリオンが経営する女児のためのホームである「夕焼けハウス」を訪問した。滞在中、女児たちは働いて、独立して生活するためのお金を貯金している。このプロジェクトの予算の約80%が厚生労働省から資金提供され、残りは寄付である。

59. 上記公的機関及び民間団体によって提供される推奨すべき支援にもかかわらず、特別報告者は、性的虐待と搾取の子ども被害者の適切な専門的ケアと専門家へのアクセスが限られていることに留意した。さらに、提供される支援が、フォローアップと包括的な中期・長期的支援が不十分な状態で、即座の支援と緊急時の支援に主として重点が置かれていた。子どもの権利の視点とジェンダーに配慮した取組みも、方法論とケア・ワーカーの訓練に導入されなければならない。

## 5. 防止、能力開発、意識啓発

60. 特別報告者は、政府省庁、法律執行機関、企業セクター、NGO及びその他の利害関係者によって行われる数多くの教育・意識啓発活動に留意した。特別報告者は、補完性を改善し、そのインパクトを改善するために、これら活動の調整を強化するよう政府を奨励した。防止努力は、「JKビジネス」に関連する危険について子ども、特に女児の意識を啓発することに重点を置くべきである。長期的な教育・意識啓発戦略は、ジェンダー不平等、子どもの性的商品化、これに対する社会の寛容のような子どもの性的搾取の根本原因に対処しなければならない。

61. 特別報告者は、ニュー・テクノロジーに関連する危険に関して、学校で教育プログラムを行う際の様々な省庁、法律執行機関、ICT会社及びNGOの努力を歓迎している。努力には、インターネットの安全な利用に子どもを関わらせることについての教育に関して、親と教員のための訓練も含めるべきである。特別報告者は、こういった問題に関して意識を啓発するためにICT会社によって作成された子どもに優しい資料(リーフレット、ワークブック、マンガ、チラシのような)に留意した。

62. 特別報告者は、子どもの性的搾取と闘うことを特に目的としたNGOの防止努力も推奨した。コラボは、性産業に女児を誘う人身取引者や調達者が用いる策略を明らかにすることに関して中・高校で、話

し合いを開催している。コラボは、募集者をどのように見分けるかを説明する歓楽街への夜の街歩きも行っている。灯台：人身取引被害者センターは、「JK ビジネス」や「リヴェンジ・ポルノ」を含め、性的搾取に関連する危険について子どもと思春期の若者の意識を高めことを目的とするマンガ小冊子 青い心を作成している。エクパット/ストップ日本は、Causevision や Not For Sale Japan と共に、子どもの性的搾取の危険に関して意識を啓発するために陽はまた昇るというマンガ本も作成した。

63. 特別報告者は、防止努力へのメディアと広告会社のかかわりの不十分さに懸念と共に留意し、これらを防止キャンペーンに積極的にかかわらせるよう政府に要請した。メディアは、子どもの権利に従って行動規範を採用し、子どもの性的商品化とジェンダー固定観念と闘うべきである。

## 6. 子どもの参画と独立した監視

64. 特別報告者は、子どもに影響を及ぼす公共政策の立案と開発への子どものかかわりの欠如に懸念と共に留意した。2001年の横浜での第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議で目撃された青年代表を含めるという建設的経験は、子どもの性的搾取と闘う政策の立案と実施に子どもの参画を高めるために政府は国内及び地方レベルでさらに多くのことができることを示している。公的生活への子どもの参画を高めるために、政府は、そのプロジェクトに子どもを関わる際の経験を持つ子どもの権利保護 NGO とパートナーを組むべきである。

65. 特別報告者は、日本ではこの種の初めてのものである川西市の子どもの権利オンブズパースン事務所の代表と会った。この事務所は、オンブズパースンを任命する市長の付属機関として、市役所の条例によって1998年に設立された。この事務所は、アドヴォカシー、仲介、防止を通して子どもの権利侵害に対処するマニフェストを与えられている。事務所は、カウンセリングと仲介サーヴィスを提供し、苦情を捜査し、意識啓発キャンペーンを行い、市に子どもの権利保護を改善するための勧告を行う。オンブズパースン事務所は、ヘルプラインを経営し、その事務所の内外で相談を行う。子どもとの相談のほとんどは、家族または友人との問題、いじめ、または言葉の上での虐待または教員からの脅しに関連している。子どもの性的虐待や搾取に関連する苦情はほとんどないが、オンブズパースンの代表は、その役割と作業方法がこの現象と取り組むには適切ではないことを認めた。

66. 特別報告者は、川西市の子どもの権利のためのオンブズパースンとその他の県及び首都レベルに位置する子どもの権利監視・カウンセリング団体(総計26)の作業を推奨した。特別報告者は、子どもの性的虐待と搾取を防止する意識啓発キャンペーンを行い、この害悪から子どもを保護することに寄与する成功したイニシアティブに関する情報を交換する際に、調整を改善するようこれら団体を奨励した、しかし、特別報告者は、地方レベルの子どもオンブズパースンは、子どものための国のオンブズパースンまたは国の人権機関の役割を果たすことはできないことに留意し、その結果、人権保護に関する法案の可決を優先し、子どもの権利を含めた人権の保護を監視し、提唱することに対して責任を持つ国の人権機関を設立することを政府に要請した。そのような機関は、意見を聴いてもらい、子どもに影響を及ぼす公的問題に参画する子どもの権利を含め、特に国際的な子どもの権利規範と基準に国の法律と政策が従っていることを監視するであろう。

## 7. 企業の社会的責任と多国籍企業

67. 特別報告者は、オンラインの子どもの性的虐待と搾取と闘うために、ICT産業によって2011年以来取られてきた防止・保護措置を推奨した。旅行観光セクターも、「旅行と観光における性的搾取からの子どもの保護のための行動規範」のような、海外での日本人の子どもセックス・ツーリズムと闘うための任意の措置を実施してきた。特別報告者は、国際的な子どもの権利基準を守るために、行動規範の採用を通して子どもの性的搾取と闘う際に、企業セクターのその他の利害関係者(メディアと広告会社、娯楽産業、マンガとアニメの出版業者のような)を積極的にかかわらせるよう政府を奨励した。これらも政府やNGOと組んで、子どもを暴力、虐待、搾取から保護するための意識啓発キャンペーンと防止プログラムに関わるべきである。

68. 日本は、子どもの性的搾取と闘うための地域・国際イニシアティブに積極的にかかわっている。日本は2001年に横浜で開催された第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議を主催し、あらゆる形

態の子どもの性的搾取から子どもと思春期の若者を保護するための厳格な枠組を設立することを参加者たちが誓った、2008年にリオデジャネイロで開催された第3回世界会議にも参加した。最近では、日本は、2014年にウランバートルで開催された第3回子どもの権利に関するアジアフォーラムに参加した。この「フォーラム」の成果宣言の中で、参加者たちは、特に子どもの虐待を含めた子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止と禁止のための政策、法律、意識啓発活動及びその他の措置の開発と実施の促進を要請した。

69. 警察庁は、東南アジアの子どもの商業的性的搾取に関する捜査官のための年次会議を開催しており、ここで、この地域の法律執行機関の代表者が、性的搾取から子どもを保護する努力に関する情報を交換している。「人の密輸と人身取引、関連する国際犯罪に関するバリ・プロセス」への積極的な貢献者として、日本は、2013年4月2日に、バリで開催された「人の密輸、人身取引及び関連する国際犯罪に関する第5回地域閣僚会議」に参加した。参加国は、人身取引が提起する新しい課題に対処する地域戦略をさらに精密なものにすること誓った。G8のメンバーとして、日本は、国際子どもの性的搾取データベースに資金を提供している。日本は、オンラインでの子どもの性的搾取に対処し、より安全なインターネット環境を育成するイニシアティブに関連して、「アジア太平洋経済協力」と「経済協力開発機構」の枠組においても積極的である。

70. 日本は、他の国々との犯罪問題における逃亡犯人引き渡しと相互の法的支援協定にも加入している。2010年から2014年までに、治外法権の原則に基づいて、法律執行機関は、子どもの性的搾取の罪に関連する4つの事件を、訴追を求めて照会した。警察庁は、証拠を集め、被害者の身元を確認し、海外の被害者にアクセスを得る際の困難に直面しているにもかかわらず、海外で子どもの性的搾取の罪を犯した国民を逮捕しようとしている。警察庁は、独自の献身的なフォーカル・ポイントを通して国際刑事警察機関(インターポール)とも協力し、「国際子どもの性的搾取」データベースのために情報を共有し、司法支援の要請を提出している。

### III. 結論と勧告

#### A. 結論

71. 日本は、2001年に横浜で第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議を主催して以来、子どもの売買と関連する人身取引、子ども買春、子どもポルノと闘う際に、かなりの進歩を遂げてきた。日本は、子どもの性的搾取という害悪に取り組むことを目的とした法改正と政策措置を採択してきた。特に、他国で見習われるべき好事例より成るICTセクターのイニシアティブを通して、オンラインでの子どもの性的搾取と闘う際に重要な知識と専門知識を蓄積してきた。性的虐待と搾取を含めた性犯罪の女性と女兒の被害者に統合された即座の援助と支援を提供するワン・ストップ危機センターも、全国的に拡大されるべき好事例である。

72. しかし、オンライン・オフラインでの子どもの性的搾取は、日本では未だに主要な懸念の問題である。ニュー・テクノロジーは、オンラインでの子どもの虐待資料の拡散を増やし、これと闘おうとする強化された努力は、女兒の買春のようなその他の形態の性的搾取からの重点の移動という結果となっている。子どもの性的商品化とジェンダー固定観念が、特に、子どもの性的搾取を促進し、またはこれに繋がる活動や傾向の引き金となってきた。さらに、これら活動は、社会的に容認され、普通懲罰を受けない。

73. 日本は、あらゆる形態の子どもの性的搾取とジェンダー不平等と闘う努力を強化するために、「子ども買春と子どもポルノに関連する行為の規制と懲罰及び子ども保護に関する法律」の2014年の改正によって生み出された勢いに基づかなければならない。この改正は、子どもの性的搾取根絶に向けた重要な第一歩であったが、これが強化され、包括的な措置を伴わなければ効果はないであろう。前途を見ると、2020年に東京が開催することになっているオリンピックは、日本にとって、子どもの性的搾取と闘い、これを根絶する際に先頭に立つユニークな機会を提供している。

## B. 勧告

74. 日本がその業績を強化し、残る課題を克服し、性的搾取の害悪からの子どもの効果的保護を確保するために、特別報告者は、日本政府に以下を勧告する：

(a)立案、調整、フォローアップに責任を持つ機関の任命を含め、子どもの性的搾取を禁止する包括的な戦略を強化し、開発し、その他の既存の計画と政策との補完性を確保すること。

(b)上記戦略の効果的実施に必要な資金を配分し、立案・実施・評価に子どもと若者の参画を確保し、戦略の一部として以下を行うべきである：

(i)あらゆる形態の売買と性的搾取を防止し、禁止し、子どもを保護する明確で包括的な法的枠組みを確立し、特に女兒の婚姻同意年齢を18歳に引き上げ、子どもの性的同意年齢を引き上げ、子どもの性的虐待の定義を拡大すること。

(ii)子どもまたは圧倒的に子どもとして描かれる人物のヴァーチャル画像及び描写、または主として性的目的での子どもの性器の描写の作成、配布、普及、提供、販売、アクセス、視聴及び所持を犯罪とすること。

(iii)子ども虐待資料をオンラインで見ることをアクセスすることを犯罪化すること。

(iv)「JK サービス」や子どもエロティカのような子どもの性的搾取を促進しまたはこれに繋がる商業活動を禁止すること。

(v)特に国内人権機関及び独立した子どもの権利提唱者を確立する人権保護に関する法案を可決すること。

(vi)「国連国際組織犯罪防止条約」及び「国連国際組織犯罪防止条約を補う人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」及び通報手続きに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」を批准すること。

(c)子どもの性的搾取を根絶するための効果的な防止・保護措置を特徴づけるために、ヴァーチャルの子ども虐待資料のインパクトに関する調査のみならず、性的搾取に繋がる子どもがかかわる商業活動の根本原因、押しやり引いたりする要因、範囲、形態及びインパクトに関する信頼できる最新のデータを伴った包括的な経験に基づく調査を行うこと。

(d)子どもの権利と子ども被害者の特別なニーズに関して訓練を受けたスタッフによって支えられる、性的虐待と搾取の子ども被害者のための子どもに優しい通報、苦情処理、リファーラル・メカニズムの設立を増やすこと。

(e)特に以下のため、加害者の説明責任と子ども被害者のための救済策を確保するために、買春 ポルノを含めオンライン・オフラインの子どもの性的搾取に関連する犯罪を捜査し、訴追し、懲罰を与える努力を強化すること。

(i)子どもの性的搾取に関連する罪の明確化及び子どもの権利の視点を組み入れて、子ども被害者の発見と治療に関する法律執行機関の訓練と意識啓発活動を強化すること。

(ii)裁判前、裁判中及び裁判後の子どもに優しい司法手続きと子ども被害者と証人の保護を確保する措置を取ること。

(iii)子どもの性的搾取に関連する罪に対して、刑法で確立された制裁の効果的適用と実施、つまり、上記犯罪に対する刑事責任免除と闘うための基本的手段として、刑の執行猶予を避けることを保障すること。

(f)性的虐待と搾取の子ども被害者のための包括的で、権利に基づき、子どもを中心としたケア、回復、再統合プログラム、及び以下を確立すること：

(i)例えば、一日 24 時間ホットラインと永久スタッフの利用可能性を確保して、性的虐待と搾取の子ども被害者にも重点を置いて、質の高い、統合されたケアと支援を提供するワン・ストップ危機センターの数を増やし、資金を提供し、支援すること。

(ii)性的搾取の子ども被害者のニーズに合ったサービスを提供する子ども相談所、ワン・ストップ統合支援センター及び関連機関でのスタッフの選考とスキルを改善し、シェルター及び福祉施設で配置の代替手段(例えば、フォスター・ペアレント及び青年の家)を提供すること。

(iii)特に子ども相談所、ワン・ストップ統合支援センター、法律執行機関、弁護士、医療機関、学校及び地方自治体の間の効果的なコミュニケーションと調整を確保する手続を確立し、NGO の子ども保護団体とのパートナーシップを強化すること。

(iv)性的虐待と搾取の子ども被害者のリハビリテーションと再統合のためのフォローアップ・ケアと長期的プログラムにさらに投資すること。

(v)女兒・男児・LGBT として確認されている子どものためのケアの提供と回復において、意見を聴いてもらう子どもの権利を確保する子どもの権利の視点とジェンダーの取組みを採用し、障害を持つ子どもと若い母親に支援を提供し、できる限り子どもの回復プロセスに家族を関わらせること。

(vi)子ども被害者にケアと支援を提供している公共・民間機関の作業を評価し、監視すること。

(g)子どもと青年のかかわりを得て、企業セクター(ICT 会社とメディア会社及び娯楽産業を含め)及び NGO とのパートナーシップで、特に以下のために、包括的な予防措置を取ること：

(i)学生、両親、教員、ケア提供者を対象として、ニュー・テクノロジーに関連する危険と安全なインターネットの利用に関する教育プログラムと意識啓発キャンペーンを強化すること。

(ii)子どもの性的搾取の異なった形態とインパクト及び子どもと青年が利用できる防止・保護措置に関して、子どもと青年を対象とした意識啓発キャンペーンを行うこと。

(iii)ジェンダー差別と闘う効果的手段として、男児と女兒、男性と女性を対象としたジェンダー平等に関する長期的な教育プログラムを行うこと。

(iv)防止努力の一部として、需要の要因、つまり子どもに対して性犯罪を行う加害者と仲介者に対処すること。

(h)子どもに対する性的搾取の需要の促進者のままでいないまたは促進者とならないことを保障するために必要な措置を取るよう民間セクターを奨励すること。

(i)例えば、オンラインでの子どもの性的搾取と闘う際の知識と経験を分かち合い、国境を超えて法律執行と企業セクターとの間の協力を強化することにより、多国籍企業と企業セクターのかかわりを通して、子どもの性的搾取という害悪に対する調整された世界的対応の確立に寄与すること。

\*\*\*\*\*

# 日本への訪問に関する子どもの売買、子ども買春、 子どもポルノに関する特別報告者報告書(A/HRC/31/58/Add.3)

## 付録: 日本へのミッションに関する特別報告者報告書に関する 日本政府のコメント

日本政府は、「子どもの売買、子ども買春、子どもポルノ」に関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」に基づいて、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノのような子どもの性的搾取に関連する問題に誠実に対処しており、これら問題に対処するその努力を継続することに強くコミットしている。日本政府は、子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する特別報告者が、これら問題に関して日本が取ったいくつかの措置を前向きに評価したという事実を歓迎する。

しかし、報告書は事実に基づくものとするとの日本政府の特別報告者への要請にもかかわらず、残念なことに、報告書には、日本の現状と日本文化に関する不正確で不十分な叙述並びに客観的な情報に基づいていない議論が含まれている。従って、日本政府は、どうして特別報告者が政府のある種のコメントを受け入れなかったのかに関する説明を求め、以下の通り、特別報告者の報告書に反映されなかった政府のコメントと意見を明らかにしたいと思う：

**1. パラ 8: 「しかし、性的虐待と搾取の子ども被害者を扱っている様々な利害関係者から集めた情報に基づいて、特別報告者は、恐怖、汚名、またはジェンダーに配慮した苦情申し立て及びリファール・メカニズムへのアクセスの欠如のために、虐待を通報し、助けを求めることを渋っている男児の被害者もいると理解している。」**

警察は、青少年支援センターと警察署で、経験を積んだ青少年ガイダンス担当官とカウンセリング専門家から青少年の犯罪被害者とその家族に必要な助言とガイダンスを提供している。

警察は、「若者電話コーナー」と呼ばれる電話相談サービスも提供し、サービスをさらにアクセスできるものにするために、フリーダイヤルと e-メールで相談の要請も受けている。

警察は、子ども自身から多くの相談の要請を受けているので(2014年には、男児からの要請 6,017 件、女児からは 7,418 件)、男児にとってサービスへのアクセスが困難であるとは思っていない。

**2. パラ 9: 「援助交際」はブローカーや仲介者なしで行われている。**

「援助交際」は、しばしば、ブローカーや仲介者なしで行われると叙述するべきである。

**3. パラ 9、脚注 73: (米国国務省の 2015 年人身引き報告書への言及)**

米国国務省の人身取引報告書は、米国国務省独自の評価に基づいて書かれているので、国連の公式の報告書でこの文書を引用することは不適切である。

『中学生アイドル』...は大市場を構成している」という叙述も、市場規模についての情報のような客観的なデータに基づいていない。

**4. パラ 10: 「『JK ビジネス』は、これを名声のあるアルバイトであると考えている中高生年齢の女兒(12 歳から 17 歳)のある者たちの間でよくあることである。」**

この叙述は、適切に実施される中高生女兒を対象とする調査の結果等のような客観的な情報に基づいていないようである。日本は、これが国際社会に中高生女兒の間違ったイメージを送るので、この文は、受け入れがたいものと見なしている。

**5. パラ 15: 「契約書の存在が、捜査を思いとどまらせ、訴追を難しくしている。」**

日本政府は、契約書の存在が捜査を思いとどまらせ、訴追を難しくしている状況を認めていない。

**6. パラ 17: 「しかし、これらは依然として子どもセックス・ツーリズムに対する需要の重要な源である。」及び脚注 77(米国国務省の 2015 年人身取引報告書の引用)**

日本政府は、この文で述べられているような状況は認めておらず、米国国務省の人身取引報告書は、この文の基盤を示さなかった。

さらに、米国国務省の人身取引報告書は、米国国務省独自の評価に基づいて書かれているので、この文書を国連の公式文書に引用することは不適切である。

**7. パラ 17、脚注 80: (2015 年米国国務省人身取引報告書への言及)**

米国国務省の人身取引報告書は、米国国務省独自の評価に基づいているので、この文書を公式の国連文書として引用することは不適切である。

**8. パラ 18: 沖縄県は、貧困及び比較的高い失業率、離婚、及び 10 代の比較的高い妊娠率の悪影響を特に受けており、経済的困窮と家族の弱体化が、子どもたちを性的搾取に対して脆弱にしている。**

「貧困と比較的高い失業率、離婚、及び 10 代の妊娠率」が沖縄の子どもたちを性的搾取に対して脆弱にする要因であるとの主張に論理的説明を可能にするデータも情報もない。

**9. パラ 19: 「『中学生アイドル』は、ある 10 代の若者の間では人気があり、大市場となっている。」**

「『中学生アイドル』はある 10 代の若者の間では人気があり」という叙述は、適切に実施される調査等の結果のような客観的情報に基づくものではない。「『中学生アイドル』は...大市場となっている」という叙述も、市場規模についての情報のような客観的データに基づくものではない。

**10. パラ 19: 「子どもの性的搾取の需要の側が見逃されている」**

警察は、犯罪の容疑者を逮捕し、または訴追のために事件を検察庁に移す時には、マスメディアに対してその事件について適切な発表を行うことによって、需要の側面を警告しているので、需要の側面が見逃されているとの叙述に関する事実はない。

**11. パラ 24: 「国際人権規範と基準によれば、子どもポルノとは、描かれている子どもが本物であるかヴァーチャルであるかにかかわらず、すべての子どものポルノグラフィ的描写である」、及び脚注 82**

脚注 82 で言及されているそれぞれの文書に関する日本政府の立場は以下の通りである:

政府は、それぞれの文書が国際人権規範と基準となるのか明確ではないと考えている。政府は、この問題に関する「一般コメント」は子どもの権利委員会によって発表されていないと理解している。

a) 子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する「子どもの権利に関する条約」の「選択議定書」(第 2 条(c)):

日本政府は、「選択議定書」の「子どもポルノ」にはヴァーチャルな子どものポルノは含まれていないと考えている。

b) 「サイバー犯罪に関する欧州会議条約」(第 9 条 2 項 c):

条約の第 9 条 2 項 c) に関して、それぞれの締約国は、これを適用しない権利を留保してよい(第 9 条 4 項)。日本政府は、条約を締結した時に、第 9 条 4 項に基づいて、第 9 条 2 項を適用する権利を留保した。

c) 「性的搾取と性的虐待からの子どもの保護に関する欧州会議条約」(第 20 条 2 項)

条約の関連規定は、「選択議定書」とほぼ同じである。

d) インターネット上の子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する事務総長報告書(A/HRC/12/23、パラ 124(b)(iii)):

特別報告者の報告書は、国際人権規範と基準を形成するとは考えられない個人的見解または意見を反映しているだけである。

**12. パラ 26:** 「さらに、子どもポルノの最後の 2 つの型に共通の法的要件(「視聴者の性的欲望を呼び起こし、または刺激する」)は、限定的に解釈され、従って極端な事件に適用されている。」

これは真実ではない。日本では、当局は、第 2 条、パラグラフ 3(ii)及び(iii)に定義されている子どもポルノに関する事件を含め、適切に懲罰条項を適用している。

**13. パラ 26:** 「特別報告者は、この定義は子どもの売買、子ども買春、子どもポルノに関する『子どもの権利条約』の『選択議定書』の第 2 条(c)に含まれているものよりも狭いことに留意した」

日本政府は、「子ども買春と子どもポルノに関連する行為の規制と懲罰及び子どもの保護に関する法律」の「子どもポルノ」の定義は、「選択議定書」の定義に沿っているものと考えている。「選択議定書」の「子どもポルノ」の定義における「主として性的目的で」は、「法律」の「視聴者の性的欲望を呼び起こし、刺激する」と同じ意味を持っている。

**14. パラ 28:** 「『子ども福祉法』は、子どもを 18 歳未満のすべての人と定義している。性的同意年齢は 13 歳と定められており、これが子どもに対する性犯罪の訴追における主要な困難となっている。「民法」は、法的成人年齢を 20 歳と定めており、これが「子ども福祉法」によっては保護されない 18 歳から 19 歳の者の社会的保護格差を生み出している。」

これは真実ではない。

日本では、「子ども福祉法」、「子ども買春、子どもポルノに関連する行為の規制と処罰に関する法律」及び地方の条例は、18 歳未満の子どもに対する性的行為は、子どもの同意に関わらず罰することができるように規定している。従って、全法制度の中で、13 歳以上の者を含め、18 歳未満の子どもは保護が確保されている。

「子ども福祉法」の範囲は 18 歳未満であるが、これは、18 歳以上の者が法的に保護されないことを意味するものではない。「刑法」及びその他の関連法は、性的搾取に関する懲罰規則を規定している。「子ども福祉法」は、18 歳未満の子どもは一層保護されなければならないので特別な禁止規定を有している。

**15. 28:** 「『子ども福祉法』に含まれているある種の禁止にもかかわらず(例えば第 34 条)、子どもに対して有害な商業活動として子どもエロティカ、『JK サーヴィス』、『中学生アイドル』の現象から子どもを保護しておらず、従って改正されるべきである。」

子どもにとって有害な活動からの子どもの保護は、「子ども福祉法」の下で法的に確保されている(第 34 条 1 項パラグラフ(9))。

**16. パラ 28:** 「同様に子どもの保護は、『子ども虐待防止法』の子ども虐待と関連加害者の狭い定義の改正で高められるであろう(第 2 条(2)及び第 3 条)、」

「法律」の第 3 条は、「誰も子どもを虐待してはならない」と規定しており、同「法律」の第 2 条に規定されている通り保護者からの子ども虐待のみならず、子どもの福祉を害することに繋がる作為・不作為も禁止している。同「法」で禁止されている行為には、子どもの福祉を害する商業活動に無理に子どもを関わらせることも含まれる。さらに加害者は、刑法または保護者であることに関わりなく刑法または関連法の下で懲罰を受けることもある。

**17. パラ 29:** 「すべての形態の『JK ビジネス』が娯楽業の一部であるとは考えられていないので、後者の第 22 条 3 項(娯楽業者が 18 歳未満の人物を接客に関わる仕事に関わらせることを禁じている)は、『JK ビジネス』には適用されない。」

「法律」の第 22 条 3 項は「JK ビジネス」には適用されないという主張は不正確である。すべての形態の JK ビジネスが娯楽産業の一部ではないが、「法律」の第 22 条 3 項が「JK ビジネス」に適用された場合もいくつかあるというのが事実である。「法律」の適用は、事業の形態次第である。

**18. パラ 32:** 「子ども相談所は、十分な設備と専門のスタッフの欠如、及び子ども相談所の管理ガイドラインにもかかわらず、その仕事に子どもの参画措置を組み入れていないことに対して批判されてきた。」

子ども相談所が、子ども虐待被害者に支援を提供する時、専門のスタッフ(例えば、子ども福祉担当官、子ども心理担当官、精神科医)が、個人的に専門の支援を行う。

子ども相談所の管理ガイドラインは、事業に関する配慮の一つとして、「子どもと後見人の意見を尊重すること」と規定している。

**19. パラ 34:** 「2010 年に内閣府によって採択された「子どもの青年の夢」は、子どもの性的搾取には限られた言及しかしていない。」

「限られた」という用語の意図は明確ではないが、日本政府は、必要な措置が「子どもと青年の夢」に含まれていることを認めている。

さらに、今年 2 月に新たに採択された「子どもと青年のための発達と支援推進のための概要」は、子どもの性的搾取に関する我々の政策へのさらに幅広い言及をカバーしている。

**20. パラ 38:** 「子ども買春に損害を与えて、国際的圧力が子ども虐待資料と闘うことへの重点を強化する際に役割を果たしてきたとも信じられている。」

これは真実ではない。警察は子ども買春事件も積極的に捜査している。

**21. パラ 40:** 「捜査官と検察官は、被害者の身元がわからず、年齢を決めるのも難しいので、子どもポルノ事件を取り上げたがらない。特別報告者は、法律施行と検察官に、そのような困難を克服するために、積極的な捜査と訴追を行うよう要請した。」

警察と検察庁は、写真に写っている被害者が医者による年齢の決定を通して被害者が子どもであることを証明することによって身元を明らかにできない事件においてさえ捜査と訴追を積極的に行ってきたので、子どもポルノの事件を取り上げることを渋っていると批判は当たらない。

**22. パラ 41:** 「特別報告者は、子どもの性的搾取の罪に対して与えられる刑の執行猶予の高い割合について懸念を表明する。その結果、特別報告者は、司法と関係当局に、こういった犯罪に対する刑事責任免除を避けるために、有罪判決の完全実施を確保するよう司法と関係当局に要請した」

日本は、ある行為が犯罪となるかどうか並びに起訴か不起訴かの決定を根拠とするその重大性及び裁判所の判決は、それぞれの具体的事件で集められる証拠に基づいて決定されるべきであるという考えである。子どもの性的搾取の事件に関しては、日本は、これら事件の重大性を考慮に入れ、それぞれの具体的事件で厳しい行動をとっている。日本における刑の執行猶予は、人に懲役刑等を宣告する時に、状況に照らして一定期間刑の執行を猶予することを認める制度である。執行猶予中にその人物がさらに犯罪を重ねた時、執行猶予は取り消され、執行猶予期間にさらなる犯罪に対して宣告された期間をプラスした期間刑務所に入ることになる。従って、これは「刑事責任免除」とは考えられるべきではない。

**23. パラ 49:** 「さらに、提供されるサービスは、彼らのニーズに適合しておらず、利用できるスタッフは、専門のまたは適切な訓練を受けていない。性的搾取の子ども被害者は、しばしば汚名を着せられ、「青少年非行者」として扱われている。その被害者の状況はしばしば無視され、これが適切な支援へのアクセスの否定という結果となっている。」

子ども相談所は、性的損害の程度に基づいて、子ども福祉担当官、子ども心理担当官及び精神科医による専門的支援を提供している。

また、子ども福祉施設は、場合によっては医師、看護師、心理学者を雇用しており、性的虐待の被害者に精神的ケアを提供している。

子ども相談所の管理ガイドラインは(8-9 頁)、その事業上の配慮として、「子どもと後見人の人権を尊重する」、「子どもの最高の利益を最優先する」及び「子どもと後見人の意見を尊重する」と規定している。

さらに、子ども相談所は、医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神衛生的観点からの必要な調査と判断に基づいて支援を提供する方針を決定している。

子ども相談所での子どもの支援は、子どもの選択に配慮して個人的に行われており、支援は子どもを批判することを意図していない。日本法律支援センター(JLSC)は、性的虐待と搾取の子ども被害者を含め、犯罪被害者に、関連法と適切な相談場所に関する情報を提供している。JLSC は、犯罪犠牲者を弁護士に照会することもできる。JLSC は、専門の適切な訓練を受けたスタッフと弁護士によって犯罪被害者を支援している。スタッフは、二次的損害を防止するために、特別訓練プログラムを修了しなければならない。弁護士への照会に関しては、犯罪被害者のための弁護士は、弁護士会の犯罪被害者支援委員会のリストに登録されていなければならない、犯罪被害者支援に関連する経験と知識がなければならない。

**24. パラ 50: 「もし子どもまたは親が告訴しないと決定すれば、子ども相談所は、その事件を警察に通報する。ほとんどの犯人は罰せられないままで、これが子ども相談所のスタッフが直面する主要な課題である。」**

子ども虐待の処遇のためのガイドラインに基づいて、子ども相談所は、事件の訴追が現状と子どものエンパワーメントの正しい認識に繋がると考えた時はいつでも、子どもの後見人による子ども虐待行為の訴追の可能性を警察や検察庁と討議している。

「ほとんどの犯人は罰せられないままである」と述べている部分に関連して、この叙述に関する証拠または検証はない。攻撃者が罰せられるか否かに関わりなく、子ども相談所は、必要な支援を提供している。

**25. パラ 51: 「ケア・ワーカーは、性的虐待と搾取の子ども被害者を支援するための専門のまたは適切な訓練を受けておらず、スタッフを評価する適切な制度もない。ケア・ワーカーの専門訓練の欠如が、子どもの信用を得る能力に悪影響を及ぼしており、その結果、子どもは相談所の支援サービスを受けることを断るかも知れない。」**

ケア・ワーカーは、専門家として雇用されている。毎年、政府が支援する訓練団体が、子どもの権利の視点から性的問題を評価し、理解し、対処することに関する一時的シェルターと子ども福祉施設のスタッフのためのセミナーを開催するために、専門家と臨床士を招いている。

さらに、子ども相談所のスタッフは、それぞれの地方自治体によって確立された業績評価制度に基づいて評価されている。

これら事実に基づいて、この叙述は、十分な根拠がないように思える。

**26. パラ 51: 「子ども相談所が経営する一時的シェルターは、しばしば満員である。」**

日本の 2014 年会計年度では、その平均的入所率が 100%を超えている一時的シェルターの数は、僅か 9 か所(子供相談所総数の 7%)で、これは全国的傾向であるとは言い難い。

**27. パラ 51: 「13 歳未満の子どもは、優先的に受け入れられているが、これが 13 歳以上の子ども被害者に否定的結果を与えている。」**

一時的保護は、年齢に関係なく、緊急性と保護の必要性の程度に基づいて子ども被害者に提供されている。

**28. パラ 54:** 「...ワン・ストップ危機センターの重点は、子どもまたは女兒ではなくて女性に置かれている...」

これは、事実に基づいて、「...ワン・ストップ危機センターの重点は、子どもまたは女兒ではなくて、主として女性のためである」と修正されるべきであり、日本政府は、大阪のワン・ストップ危機センターが受け入れた被害者の半数以上が、「983名の被害者の9%が0歳から9歳までであり、53%が10割いてから19歳であった」とパラグラフ53に言及されているように、子どもである。

**29. パラ 59:** 「子どもの権利の視点とジェンダーの取組も、方法論とケア・ワーカーの訓練に導入されなければならない。」

子どもの権利の保護とジェンダーに関しては、それぞれのフォスター・ホームが、スタッフの子どもの権利の保護についての訓練セミナーと性教育をどのように行うかについて学ぶためのセミナーへの参加を決める管理ガイドラインを確立し、施設の管理がガイドラインに基づいているかどうかを評価するために、第三者評価が実施されている。

子どもの自立を支援する国の施設でも、子どもの権利の保護を含めた様々なテーマについての訓練セミナーが、子ども相談所及び子ども福祉施設のスタッフのために開催されている。

政府は、とりわけ子どもの適切なケア、健康な成長及び自立が確保されるべきであるという考えを明確にする目的で、「子ども福祉法」と関連法の改正案の国会への提出を準備しているところである。

\*\*\*\*\*

以 上